

商事法務ビジネス・ロー・スクール セミナー案内

2026年2月

今月の新規掲載セミナーのご案内
—注目の最新プログラム—

- 取締法の現在地と実務対応
長澤哲也 弁護士 | p.4
- 事務局スタッフのための商業登記実務
～デジタル化の進展を踏まえた2026年定時株主総会対策～
鈴木龍介 司法書士 | p.6
- 情報システムの開発に関する法律問題
～近時の裁判例を参考に～
松島淳也 弁護士 | p.17
- 場面で学ぶ 民事訴訟実務の基礎知識
佐藤久文 弁護士 | p.18
- 初任者のための適時開示の概観と個別論点整理
伊東祐介 弁護士 | p.21
- 匿名組合契約の基礎
橋本 円 弁護士 | p.22
- 法務・総務・審査・経理等の新任担当者のためのビジネス法務の基礎知識
太田大三 弁護士・神代 優 弁護士・眞木純平 弁護士 | p.32
- 基礎から確認 契約業務の実用知識
～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～
堀江泰夫 司法書士 | p.37
- 初心者のための企業法務入門
～ケーススタディを通じて法律実務を疑似体験～
菅原貴与志 弁護士 | p.39
- 著作権とうまく付き合うための総務・法務担当者用著作権法チェックポイント
～AI時代の基礎知識から使う・守る場面まで～
池村 聰 弁護士 | p.57
- ベーシック景品表示法
古川昌平 弁護士 | p.58
- はじめてでもわかる ビジネスの流れで理解する個人情報保護法
木村一輝 弁護士 | p.60

メールマガジン登録はこちら

●セミナー案内メールマガジンについて●

募集中の全セミナーをご案内する火曜版、おすすめセミナーをピックアップしてご案内する金曜版を
毎週配信しています。



ご案内セミナー		講 師	開催日／配信期間 申込期限	頁
取 適 法	取適法の現在地と実務対応 [東京会場]	長澤哲也 弁護士	'26/3/13 (金) 申込期限'26/3/12 (木)	4 NEW
	取適法の現在地と実務対応 [大阪会場]	長澤哲也 弁護士	'26/3/6 (金) 申込期限'26/3/5 (木)	4 NEW
株 主 総 会	2時間で解説 2026年株主総会「想定問答」のポイント ～2026年版「株主総会想定問答集」をテキストとして～ [東京会場]	河和哲雄 弁護士	'26/3/4 (水) 申込期限'26/3/3 (火)	5
	事務局スタッフのための商業登記実務 ～デジタル化の進展を踏まえた2026年定時株主総会対策～ [東京会場]	鈴木龍介 司法書士	'26/4/13 (月) 申込期限'26/4/10 (金)	6 NEW
	株主総会担当者基礎研修コース（2025秋）	井上 卓 氏 三菱重工業 他	'25/11/10 (月)～'26/3/31 (火) 申込期限'26/3/17 (火)	7
	株式事務の基礎知識と担当者の役割 ～新任担当者必須の知識をやさしく解説～ [WEB]	中川雅博 氏 三菱 UFJ 信託銀行	'25/11/10 (月)～'26/3/31 (火) 申込期限'26/3/17 (火)	7
	基礎から学びたい人のための株主総会事務局の実務（全2回） [WEB]	牧野達也 氏 三菱 UFJ 信託銀行	'25/12/8 (月)～'26/3/31 (火) 申込期限'26/3/17 (火)	8
	株主総会の最新動向 ～実効的なバーチャル総会と未来志向のSR活動～ [WEB]	松村真弓 氏 グリーホールディングス 他	'26/1/30 (金)～'26/3/31 (火) 申込期限'26/3/17 (火)	8
	2026年株主総会に向けたポイント解説 ～準備段階から当日運営まで～（連続セミナー全8回） [WEB]	丸谷国央 氏 三菱 UFJ 信託銀行 他	'25/11/10 (月)～'26/6/30 (火) 申込期限'26/3/31 (火)	9
	株主総会実務講座（全4講セット）	伊藤広樹 弁護士 森 駿介 弁護士 他	'25/11/28 (金)～'26/6/30 (火) 申込期限'26/5/29 (金)	10
	アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応 ～予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ～ [WEB]	伊藤広樹 弁護士 森 駿介 弁護士	'25/11/28 (金)～'26/6/30 (火) 申込期限'26/5/29 (金)	10
	事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント [WEB]	石井裕介 弁護士	'26/1/7 (水)～'26/6/30 (火) 申込期限'26/5/29 (金)	11
リ ス ク 対 応	2026年株主総会の展望と課題整理 ～アクティビスト・ファンド隆盛期の実務の現在地～ [WEB]	菊地 伸 弁護士 斎藤 誠 氏	'26/1/13 (火)～'26/6/30 (火) 申込期限'26/5/29 (金)	11
	株主総会の準備・運営の最終チェックポイント（全2講） ～総会準備・運営に当たって見落としがちな実務ポイントを徹底解説～ [東京会場]	牧野達也 氏 角田大憲 弁護士	'26/3/5 (木)・3/17 (火) 申込期限'26/3/4 (火)	12
	有報総会前開示の法務と実務——総会3週間前開示に向けた論点整理 [WEB]	塚本英巨 弁護士 中川雅博 氏	'25/12/23 (火)～'26/2/24 (火) 申込期限'26/2/16 (月)	13
	上場会社のための2026年定時株主総会の準備 [WEB]	角田大憲 弁護士	'26/1/9 (金)～'26/3/9 (月) 申込期限'26/3/2 (月)	13
	新任担当者のための株主総会運営の基礎と実践（全3講） ～根拠法令・判例・実務慣行を踏まえた総会実務の基本構造を学ぶ～ [WEB]	福崎剛志 弁護士 他	'26/1/26 (月)～'26/5/29 (金) 申込期限'26/5/15 (金)	14
	カスハラ対応の最前線—施行前に総点検！ 従業員を守る組織づくりと法務実務 [東京会場]	中山泰章 弁護士	'26/2/10 (火) 申込期限'26/2/9 (月)	15
	事例と判例から学ぶ ハラスメントの最新知識 ～人事・法務・コンプライアンス担当者が押さえるべき実務対応～ [東京会場]	五三智仁 弁護士	'26/2/24 (火) 申込期限'26/2/20 (金)	15
	法務×人事 従業員不祥事における有事対応と事前対策 ～企業価値の維持・向上のために～ [東京会場]	柴田政樹 弁護士	'26/3/16 (月) 申込期限'26/3/13 (金)	16
	法務担当者が知っておきたいランサムウェア対応 ～多種多様な法的論点を「クロスセクター」に横断する～ [東京会場]	鳴 大輔 弁護士	'26/3/19 (木) 申込期限'26/3/18 (水)	16
	情報システムの開発に関する法律問題 ～近時の裁判例を参考に～ [東京会場]	松島淳也 弁護士	'26/5/18 (月) 申込期限'26/5/15 (金)	17 NEW
会 社 法 ・ 金 商 法 ・ 上 場 規 則 等	場面で学ぶ 民事訴訟実務の基礎知識 [東京会場]	佐藤久文 弁護士	'26/5/21 (木) 申込期限'26/5/20 (水)	18 NEW
	法務担当者のためのインサイダー取引規制対応の実務 [東京会場] [WEB]	戸嶋浩二 弁護士 他	'26/2/16 (月) 申込期限'26/2/13 (金)	19
	企業の内部資料の開示経路と実務対応 [東京会場]	吉川 廉 弁護士	'26/2/13 (金) 申込期限'26/2/12 (木)	19
	株式会社法総合基礎講座 ～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～（全12回） [東京会場] [WEB]	河内隆史 明治大学名誉教授 他	'26/2/5 (木)～'26/3/10 (火) 申込期限'26/3/9 (月)	20
	初任者のための適時開示の概観と個別論点整理 [東京会場]	伊東祐介 弁護士	'26/4/28 (火) 申込期限'26/4/27 (月)	21 NEW
	匿名組合契約の基礎 [東京会場] ※会場開催のみ	橋本 円 弁護士	'26/5/19 (火) 申込期限'26/5/18 (月)	22 NEW
	最新動向を踏まえた内部統制システム見直しのポイント ～担当者に必要な実務対応上の視点～ [WEB] [再募集]	石井裕介 弁護士	'26/1/15 (木)～'26/4/15 (水) 申込期限'26/4/8 (水)	23
M & A	法務・総務・コンプライアンス担当者のためのM&A実践講座 （基礎編・実践編セット） [東京会場]	松本 渉 弁護士	'26/1/23 (金)・3/6 (金) 申込期限'26/2/26 (水)	24
	90分でつかむ M&Aにおける「特別委員会」の実務 [WEB]	石田哲也 弁護士	'25/12/25 (木)～'26/3/31 (火) 申込期限'26/3/24 (火)	25
経 営 法 務	経営法務人材養成塾 ～グローバルに通用する GC/CLO を目指して～【2026年度】 [東京会場] ※会場開催のみ	児玉康平 氏	'26/4/16 (木)～'27/3/18 (木) 申込期限'26/4/3 (金)	26
	経営法務人材養成塾【イントロダクション】—企業法務の入り口を知る： 「人ごと」を「自分ごと」として学ぶ視点を体感する～ [東京会場] ※会場開催のみ	児玉康平 氏	'26/4/16 (木) 申込期限'26/4/15 (水)	27

ご案内セミナー		講 師	開催日／配信期間 申込期限	頁
法務一般	企業法務担当者のための実務対応ガイド ～事例で学ぶ、現場で迷わないための法令の勘所～（全2回）【東京会場】	玉置貴広 氏 野澤大和 弁護士 他	'26/2/19（木）・2/27（金） 申込期限 '26/2/18（水）	28
	法務力ウンセリングの技術 ～ケース・スタディを通じてカウンセリングのノウハウを習得する～【東京会場】※会場開催のみ	松本伸也 弁護士	'26/3/12（木） 申込期限 '26/3/4（水）	29
	AI時代を生き抜く“揺るがない法務力”を鍛える寺子屋 —基礎思考×契約実務×AI活用の方法論—【東京会場】※会場開催のみ	壱岐祐哉 弁護士 平山直樹 弁護士	'26/4/20（月）・5/8（金）・5/20（水） 申込期限 '26/4/3（金）	30
	法務部員・弁護士のAI時代の教育を考える ～ナレッジのその先へ～【東京会場】	照井 勝 弁護士 殿村桂司 弁護士	'26/5/14（木） 申込期限 '26/5/13（水）	31
	法務・総務・審査・経理等の新任担当者のためのビジネス法務の基礎知識 【東京会場】[WEB]	太田大三 弁護士 他	'26/4/1（水） 申込期限 '27/3/17（水）	32 NEW
	数学的思考と費用対効果で考える「手放す」法務への挑戦 [WEB]	小林洋光 氏 アデコ	'25/12/25（木）～'26/2/25（水） 申込期限 '26/2/19（木）	33
A.I	仮説思考×要件効果フレームワークで進める社内法律相談対応の技法 —生成AIに負けない法務部員になるために [WEB]	松尾剛行 弁護士	'26/1/9（金）～'26/3/9（月） 申込期限 '26/3/2（月）	34
	コーポレート実務におけるAI活用入門—IR・株主総会・取締役会業務の効率化 と新標準 [LIVE]【東京会場】※会場開催のみ	金子晋輔 弁護士	'26/2/4（火）・3/3（火） 申込期限 '26/2/27（金）	35
取引法務	「似ている、関連する条項・契約」の相互関係・意味の基本知識と実務のポイント ～契約関係を立体的に理解する～【東京会場】	遠藤元一 弁護士	'26/3/10（火） 申込期限 '26/3/9（月）	36
	法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」契約ポイント解説 <実践編>（契約編付）【東京会場】	上村哲史 弁護士 他	'26/3/23（月） 申込期限 '26/3/13（金）	36
	基礎から確認 契約業務の実用知識 ～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～【東京会場】	堀江泰夫 司法書士	'26/4/17（金） 申込期限 '26/4/16（木）	37 NEW
	契約実務から民法を学ぶ～近時の電子契約等リーガルテックも踏まえた民法の体系的思考プロセスを養成～【東京会場】	齋藤弘樹 弁護士	'26/4/22（水） 申込期限 '26/4/21（火）	38
	初心者のための企業法務入門 ～ケーススタディを通じて法律実務を疑似体験～【東京会場】	菅原貴与志 弁護士	'26/4/24（金） 申込期限 '26/4/23（木）	39 NEW
	基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方【全3講】 ～担当者に必須の実用知識を重点集中で解説～[WEB]再募集	太田大三 弁護士 他	'26/4/17（金）～'26/7/31（金） 申込期限 '26/7/17（金）	40
ルクマ	そこが知りたかった ヘルスケアビジネスに携わる法務部員が押さえておきたいポイント [WEB]	越田雄樹 弁護士 寺前翔平 弁護士	'26/2/18（水）～'26/4/20（月） 申込期限 '26/4/13（月）	41
ガバナンス	コーポレートガバナンスに関する実務講座（全11講セット）	澤口 実 弁護士 他	'25/10/15（水）～'26/3/31（火） 申込期限 '26/3/17（火）	42
	コーポレートガバナンスに関する実務講座（各講受講）[WEB]	澤口 実 弁護士 他	～'26/3/31（火） 申込期限 '26/3/17（火）	43～48
	上場ファミリービジネス・オーナー企業におけるアクティビスト対応のポイント 【東京会場】	中尾匡利 弁護士	'26/2/16（月） 申込期限 '26/2/13（金）	49
	激動するビジネスルールの動向2026 ～新しいリールを経営の武器とするために～【東京会場】	澤口 実 弁護士	'26/2/26（木） 申込期限 '26/2/25（水）	50
	監査等委員会設置会社のベストプラクティス —議事録・監査報告の書式等と実践対応—【東京会場】	須崎利泰 弁護士 他	'26/3/11（水） 申込期限 '26/3/10（火）	51
	執筆陣が語る！実効的子会社管理のすべて [WEB]	松山 遙 弁護士 他	'25/12/19（金）～'26/2/19（木） 申込期限 '26/2/12（木）	52
競争法	監査等委員会設置会社への移行と移行後の実務 [WEB]	太子堂厚子 弁護士	'25/12/19（金）～'26/3/13（金） 申込期限 '26/2/27（金）	52
	株主アクティビズムの傾向と対策 ～分析を通して2026年の展望をうらう～ [WEB]	松下 憲 弁護士	'26/2/20（金）～'26/4/20（月） 申込期限 '26/4/13（月）	53
	ベーシック独占禁止法 ～事例で学ぶ独占法の考え方～【東京会場】	菅久修一 氏	'26/3/24（火） 申込期限 '26/3/23（月）	54
	物流革新と取引適正化の実務対応—物流効率化法・貨物自動車運送事業法・下請法改正を踏まえた荷主・運送事業者・関連事業者のリスク管理と実務対応 [WEB]	花本浩一郎 弁護士 粟井勇貴 弁護士	'25/12/3（水）～'26/3/31（火） 申込期限 '26/3/24（火）	55
知財法務・消費者対応	差止請求事例から学ぶ 利用規約作成・見直しのポイント【東京会場】	小林直弥 弁護士	'26/2/17（火） 申込期限 '26/2/16（月）	56
	著作権とうまく付き合うための総務・法務担当者用著作権法チェックポイント ～AI時代の基礎知識から使う・守る場面まで～【東京会場】	池村 聰 弁護士	'26/5/22（金） 申込期限 '26/5/21（木）	57 NEW
	ベーシック景品表示法【東京会場】	古川昌平 弁護士	'26/5/13（水） 申込期限 '26/5/12（火）	58 NEW
	ゼロからはじめる利用規約 [WEB]	大原滉矢 弁護士	'26/2/5（木）～'26/4/6（月） 申込期限 '26/3/30（月）	59
データ	はじめてでもわかる ビジネスの流れで理解する個人情報保護法【東京会場】	木村一輝 弁護士	'26/6/3（水） 申込期限 '26/6/2（火）	60 NEW
	ルールを知り、攻めに転じる 最新制度×ケーススタディで学ぶ データ活用とプライバシーポリシー実務 [WEB]	影島広泰 弁護士	'26/1/14（水）～'26/3/16（月） 申込期限 '26/3/9（月）	61
内部	公益通報対応業務従事者入門講座 [WEB]	竹内 朗 弁護士 岩渕恵理 弁護士	'25/10/29（水）～'26/10/30（金） 申込期限 '26/10/29（木）	62
海外	中国の制度、文化から学ぶ 中国業務担当者・赴任者のための「いろは」 [WEB]	李 丹丹 氏 花王	'26/2/12（木）～'26/4/13（月） 申込期限 '26/4/6（月）	63

※「会場開催のみ」の表示があるセミナーを除き、「会場開催」セミナーについて、後日、収録動画によるWEB受講者の募集を予定しています。WEB受講の募集は、原則としてセミナー開催日の翌営業日から、株式会社商事法務WEBサイトにて開始します。「LIVE」セミナーについても収録動画を後日配信します。



取適法の現在地と実務対応

〔東京会場〕・〔大阪会場〕

書籍無料贈呈

セミナー概要

2026年1月施行の中小受託取引適正化法（取適法）は、下請法中心の実務に大きな転換を迫ります。適用対象の拡大や禁止行為の強化により、施行対応後も実務調整が不可欠です。本セミナーでは、取適法の基本と施行後に顕在化しやすい課題、今後の対応策を実務目線で解説します。初学者から実務担当者まで、運用定着の「次の一步」を示します。

講師紹介 ➤ 長澤哲也 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

1994年東京大学法学部卒業、2001年ペンシルベニア大学ロースクール（LL.M.）修了。独禁法、下請法、景品表示法等の競争法を専門とし、公正取引委員会等による調査への対応や、競争法関連の民事訴訟対応、コンプライアンス体制の構築支援、競争法違反とならない積極的なビジネススキームの立案サポート等を得意とする。主著として、『独禁法務の実践知』（有斐閣、2024）、『取引適正化法制の解説と分析』（商事法務、2026）。

- 東京会場
- 開催日程：2026年3月13日（金）13時30分～17時（質疑応答込み）
 - 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
 - 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月12日（木）
 - 受 講 料：35,200円（税込）／1名分

〈申込画面〉



- 大阪会場
- 開催日程：2026年3月6日（金）13時30分～17時（質疑応答込み）
 - 開催場所：大江橋法律事務所会議室（大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階）
 - 定 員：30名（先着順） ●申込期限：2026年3月5日（木）
 - 受 講 料：35,200円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆2026年1月1日に「中小受託取引適正化法（取適法）」が施行され、これまで下請法を中心に構築されてきた取引適正化の枠組みは、大きな転換点を迎えるました。適用対象の拡大や禁止行為の新設・強化、価格交渉の明文化など、企業の調達・営業・経理・法務における実務運用には、従来の下請法対応とは異なる視点と体制整備が求められています。
- ◆施行に向けた最低限の準備を行った企業であっても、「まずは施行日に間に合わせた」段階から、細かな実務の調整や後回しにしていた論点へと対応の焦点が移りつつあることでしょう。
- ◆また、取適法の適用対象が拡大されたことなどに伴い、これまで下請法にあまりなじみのなかつた方であっても、新たに取適法への対応が求められるようになっています。
- ◆本セミナーでは、入門と実務運用の双方を一度に把握できるよう、押さえておくべき取適法の基本ポイントを解説しつつ、取適法の施行後に浮かび上がりやすい追加的な実務課題と、企業が今から取り組むべき対応策など、現場で“かゆいところ”として残りやすい論点を具体的に解説します。はじめて取適法に携わる方から、取適法の実務対応にお悩みの方まで、最新の取適法の動向をわかりやすく知りたい方に最適です。
- ◆講師には、下請法・取適法に精通し、企業支援の経験を豊富にもつ長澤哲也弁護士をお迎えします。2026年の運用初年度に向け、取適法対応を着実に定着させるための「次の一步」として、ぜひご活用ください。

※【東京会場】・【大阪会場】はいずれも同一内容での開催を予定しております。

※参考資料として『取引適正化法制の解説と分析』（商事法務、2026年2月刊行予定）を無料贈呈。

主要講義項目

1. 取適法制定の経緯と基本的考え方
 - ・下請法等改正法から取適法への移行経緯
 - ・「デフレ型商慣行からの転換」という政策目的
2. 取適法が適用される当事者とは
 - ・規模要件（資本金基準と従業員基準）と実務判断
 - ・中間業者が関与する場合の取扱い
 - ・グループ会社内取引や外国との取引の取扱い
3. 取適法が適用される取引とは
 - ・「委託」取引であること
 - ・顧客から委託を受ける業務の再委託やそれに類する委託
 - ・特定運送委託の追加、運送委託に伴う附帯業務の取扱い、トラック法との関係
 - ・自家使用する物品等の作成委託、型・治具・専用工具等の委託
4. 発注時における取適法のポイント
 - ・委託内容の特定
 - ・代金の協議・決定、価格協議の適切な実施・記録の残し方
 - ・代金の支払期日の適切な設定
 - ・適切な支払手段の選択（現金化困難な手段の扱い、振込手数料の負担）
 - ・有償支給原材料等の代金決済期日の適切な設定
 - ・発注内容等の明示義務と方法
5. 発注後における取適法のポイント
 - ・委託内容の変更や追加作業の依頼における留意点
 - ・一括生産指示と受領拒否
 - ・返品が許される場合と許されない場合（検査省略や返品期限の超過）
 - ・返品に代わる損害賠償請求の可否
 - ・やり直しが許容される限界点（情報成果物作成委託における対応）
 - ・勧告の対象となることが予想される支払遅延
 - ・事前に合意があっても許されない手数料等の控除（代金減額）とは
6. 取引に付随して不利益を負担させる場合のポイント
 - ・費用負担の要請（型等の保管対応）
 - ・知的財産権の提供要請
 - ・従業員等の派遣要請
 - ・商品等の購入要請
7. 取適法違反の調査への対応ポイント
 - ・書面調査への対応
 - ・実地検査への対応
 - ・自発的申出制度を活用すべき場面とは
8. 質疑応答



2時間で解説 2026年株主総会「想定問答」のポイント ～2026年版「株主総会想定問答集」をテキストとして～

書籍無料贈呈

セミナー概要

『株主総会想定問答集〔2026年版〕』をテキストとして、各社における株主総会想定問答集の作成と株主質問への回答のポイントをコンパクトに約2時間にまとめて分かりやすく解説。

講師紹介 ▶ 河和哲雄 弁護士（河和法律事務所）

1975年4月 弁護士登録、1996年4月 河和法律事務所所長就任（現在に至る）。

2002年8月 法制審議会会社法（現代化関係）部会委員、2002年9月 日本弁護士連合会司法制度調査会特別委嘱委員、2003年12月 東京弁護士会会社法部部長、2003年4月 東京弁護士会法制委員会委員。

商事法務発行『株主総会想定問答集』の初年度版（1984年）より執筆メンバーを務める。その他の著書に江頭憲治郎＝門口正人編集代表『会社法大系第1巻～第4巻』（共編、青林書院、2008）。

開催日程等

- 開催日程：2026年3月4日（水）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月3日（火）
- 受 講 料：35,200円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆本セミナーは、『2026年版 株主総会想定問答集』（2026年2月刊行予定、(株)商事法務発行）をテキストとして、各社における株主総会想定問答集の作成と株主質問への回答のポイントを分かりやすく解説するものです。後日のオンデマンド配信でも受講いただけますが、会場受講では、講義終了後直接講師に質問をお寄せいただけます。なお、会場受講された方も後日のオンデマンド配信もご視聴いただけます。ぜひ、積極的にご来場ください。

◆今回の想定問答集では、解説編のうち、II 最近の株主総会の状況、III 最近の企業をめぐる諸問題を中心に大幅に改訂し、株主総会をめぐる最新の状況分析を行ったほか、質疑応答編では、質疑応答例の編成をおおむね昨年版を維持した上で、状況の変化等により不要となった質問を削除する一方、資本コスト重視の傾向の下で問われる資本効率、米国新政権の関税政策等の影響、金利・為替の情勢、サイバー防御等のリスク管理など最近の経営環境の変化に伴う質問、有価証券報告書の総会前開示や株価、投資単位など証券市場に関わる新たな動向に伴う質問例のほか、ガバナンス体制、サステナビリティ、人的資本、多様性等についても最新の質問例を追加するなど、2026年の株主総会の準備に際して各社の参考に資する内容構成になっております。

◆本年総会における説明義務の射程と実務の勘所を確認し、余裕をもって株主総会準備の総仕上げに臨んでいただけたま、本セミナーを積極的にご活用下さいますようご案内申し上げます。

※テキストとして『2026年版 株主総会想定問答集』（商事法務、2026年2月刊行予定）を無料贈呈。

主要講義項目

I 本年株主総会の前提状況

- 1 国内外経済動向と経営環境
- 2 法令、関連諸制度の改正等
- 3 株主総会の最近の状況

II 株主総会想定問答集2026年版の解説

- 1 編集方針・活用上の留意点
- 2 解説編の改訂
- 3 株主総会における株主の質問に対する説明義務
 - (1) 説明義務の範囲・程度と説明拒絶事由
 - (2) 説明義務の法的基準と実務指針
 - (3) 質疑応答手続の工夫
- 4 質疑応答編—重要な想定質問と説明の在り方
 - (1) 最近の質問傾向と今年の予想
 - (2) 総会運営手続
 - (3) 経営方針
 - ①経営計画・戦略、金利・為替動向への対応
 - ②株価、内部留保、資本コスト、資本効率
 - ③サステナビリティ…環境、情報セキュリティ、人的資本、人権、多様性など
 - ④機関投資家との対話、個人株主対応策、投資単位、上場維持基準など

(4) 当期業績、業績予想、米国関税措置の影響・見通し、剰余金配当、株主還元の方針

(5) 開示に関する新動向、新制度

①有価証券報告の総会前開示、有価証券報告書に関する説明義務の有無

②サステナビリティ開示基準、重要な契約の開示

③総会資料等の英文開示

(6) コーポレート・ガバナンス取締役会の構成、スキル・マトリックス、女性役員、社外役員の独立性・活動状況、委員会の活動状況、取締役報酬など

(7) 内部統制、関連会社、リスク管理（自然災害などなど）、危機管理、不祥事

(8) 監査、会計監査人関連事項

(9) 各種時事的問題

III 想定問答集の役割と見直しの在り方

- 1 想定問答集の役割
- 2 想定問答集見直しの在り方

※状況の変化により講義内容に多少の変更があり得ますのであらかじめご了承下さい。



事務局スタッフのための商業登記実務

～デジタル化の進展を踏まえた 2026 年定時株主総会対策～

セミナー概要

これまでの重要な法令改正や通達等を再確認するとともに、商業登記の基礎から実践まで幅広く、詳細な記載例・書式等を多数用いて最新の重要ポイントをわかりやすく講義。

講師紹介 鈴木龍介 司法書士（司法書士法人鈴木事務所）

現在、日本司法書士会連合会 副会長、慶應義塾大学法科大学院非常勤講師、日本登記法学会 理事。

著書：『会社法務書式集〔第3版〕』（中央経済社）、『商業・法人登記500問』（テイハン）、『新訂版 議事録作成の実務と実践』（第一法規）、『登記法入門——実務の道しるべ』（商事法務）、『実務に活かす判例登記法』（金融財政事情研究会）ほか多数。

- 開催日程等
- 開催日程：2026年4月13日（月）14時～17時30分（質疑応答込み）
 - 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
 - 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年4月10日（金）
 - 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆商業登記は法律上の義務であるとともに、企業情報開示のシステムとして、また会社法のエンフォースメントの仕組みとして、企業にとって欠くことのできない手続です。
- ◆商業登記の実務を習得することは、会社法を前提とした定時株主総会に関する知識と情報を整理し、理解を深めるための実践的かつ効果的な方法でもあります。
- ◆本講座では、まずは商業登記の全体像と基礎知識を整理した上で、本年に開催される定時株主総会の決議事項に関連する登記について、確実かつ円滑に「失敗のない実務」が行える力を養成することを目指します。
- ◆これまでの重要な法令改正や通達等を再確認するとともに、いわゆる「脱ハンコ」に伴う取扱いの変更やバーチャル総会関連など最新の情報を交え、商業登記の基礎から実践まで幅広く、詳細な記載例・書式等を多数用いて最新の重要ポイントを、実務経験豊富な講師がわかりやすく講義いたします。
- ◆実際の登記手続を進めていくにあたっては、基本の理解と事前の準備が必須です。万全の準備を進めていくために、この機会にぜひお聴講されることをお勧めいたします。
- ◆あわせて、特講として商業登記に関連するトピックスのアウトラインを紹介します。

主要講義項目

- 1 商業登記の基礎
 - (1) 商業登記の意義
 - (2) 商業登記の機能
 - (3) 商業登記の法的効力
 - (4) 商業登記と法令等
 - (5) 商業登記と企業法務のインターフェース
- 2 商業登記の実用知識
 - (1) 法務局
 - (2) 登記情報等
 - (3) 議案と登記事項
 - (4) 登記義務と登記期間
- 3 定款に関する登記のポイント
 - (1) アウトライン
 - (2) 商号
 - (3) 本店
 - (4) 公告方法
 - (5) 目的
 - (6) 総会資料の電子提供

- 4 役員等に関する登記のポイント
 - (1) アウトライン
 - (2) 取締役
 - (3) 代表取締役
 - (4) 監査役
 - (5) 会計監査人
 - (6) 役員等の責任免除
 - (7) 非業務執行役員等の責任限定
 - (8) 辞任届
 - (9) 登記申請委任状
 - (10) 印鑑届書
 - 5 その他の登記のポイント
 - (1) アウトライン
 - (2) 株式関係
 - (3) 計算関係
 - (4) 組織再編関係
 - 6 登記添付書類のポイント
 - (1) アウトライン
 - (2) 株主総会議事録
 - (3) 株主リスト
 - (4) 取締役会議事録
 - (5) 就任承諾書
 - (6) 本人確認証明書
 - 7 登記手続のポイント
 - (1) 申請方式
 - (2) 登録免許税
 - (3) 原本還付
 - (4) 登記事項証明書
- 特講 1. 代表取締役等の住所登記非表示
措置の動向等
2. 休日設立登記の許容
3. 企業価値担保権の創設

株主総会担当者基礎研修コース（2025秋）

「株主総会基礎研修コース」を本年度も開催。本年度は、セミナーラインナップを変更してご提供。

講義No	セミナー名	講師	掲載頁
第1講	株主総会担当者の心構え	井上 卓 氏 三菱重工業株式会社	—
第2講	株式事務の基礎知識と担当者の役割 ～新任担当者必須の知識をやさしく解説～	中川雅博 氏 三菱UFJ信託銀行株式会社	7
第3講	基礎から学びたい人のための株主総会事務局の実務 第1部 株主総会の基本 第2部 株主総会関連の一連の手続きと事務局の役割	牧野達也 氏 三菱UFJ信託銀行株式会社	8
第4講	株主総会の最新動向 ～実効的なバーチャル総会と未来志向のSR活動～	松村真弓 氏 グリーホールディングス株式会社 高橋直樹 氏 旭化成株式会社 渡辺邦広 弁護士	9

視聴期間等

- 視聴期間：2025年11月10日（月）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：77,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



[受講要領]

- 本コースは、含まれる各セミナーの収録動画を配信してご視聴いただきます。本コースに含まれる各セミナーの配信開始までに、Eメールで視聴用URLをご連絡いたします。
- URLご連絡後は、配信期間内であれば、いつでも、また何回でも繰り返しご視聴いただけます。

[個別受講]

- **第2講～第4講は個別の受講申込みも受け付けています。** 個別受講の申込受付期間はセミナーごとに異なりますので、弊社WEBサイトのセミナー案内をご確認ください。

株式事務の基礎知識と担当者の役割 ～新任担当者必須の知識をやさしく解説～



セミナー概要

「株主総会担当者基礎研修コース（2025秋）」第2講

講義時間

約4時間

上場会社の株式を管理する「振替制度」の仕組みや株主総会の準備事務との関係を整理することで「株式事務」の全体構造と基本事項を理解できるよう、平易に解説。

講師紹介 中川雅博 氏（三菱UFJ信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 部付部長）

1990年 大阪大学法学部卒業、東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社、2005年合併に伴い三菱UFJ信託銀行証券代行営業2部配属、2006年 証券代行部配属、現在に至る。『株式事務の基礎知識』（商事法務）,『全株懇モデルⅠ』（共著、商事法務）、『株主総会の準備実務・想定問答』（共著、中央経済社）、『会社法改正後の新しい株主総会実務』（共著、中央経済社）、『株主総会ハンドブック第5版』、『株主総会資料電子提供の法務と実務第2版』（共著、商事法務）など、株式実務・株主総会関係の著作・講演多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年11月10日（月）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 最近は、株式事務の専任担当者を配置している企業が少なくなり、また、株式事務の担当者の業務経験年数も浅くなっているようです。それは、上場会社に「株主名簿管理人」（=証券代行機関）の設置が義務づけられ、「株式事務」のほとんどが株主名簿管理人に委託され、事務の合理化が図られているからです。
- ◆ その結果、各社の株式担当部門では、担当者が必ずしも株式事務に通じていなくても、自社の株式管理はどうにかこなすことができるのか実情とも思われます。とはいえ、株式事務担当部門は、会社と株主の関係を円滑にとり結ぶうえでの縁の下の力持ちともいいうべき重要な役割を担う部門であり、担当者としては、その職責を十分に果たすことができるよう、業務に関わる実務知識を常にブラッシュアップしておきたいところです。
- ◆ 本講座では、人事異動等に伴い新たに株式事務を担当することになった新任担当者を対象に、上場会社の株式を管理する「振替制度」の仕組みや株主総会の準備事務との関係を整理することで「株式事務」の全体構造と基本事項を理解できるよう、平易に解説します。
- ◆ また、次回の株主総会に向けて検討事項となる「有価証券報告書の総会前開示」への対応方法なども含めて解説することとします。上場会社の総務・総会担当者はもちろん、これから株式上場を目指す上場準備会社の担当者にも、ぜひご聴講いただきたく、ここにご案内申し上げます。

基礎から学びたい人のための 株主総会事務局の実務（全2回）

「株主総会担当者基礎研修コース（2025秋）」第3講・株主総会白書無料贈呈

セミナー概要

総会の準備段階から当日の運営、事後手続きに至るまで、知っておくべき法令・実務知識、留意点につき、基礎から易しく丁寧に解説。

講義時間

約7時間

講師紹介 牧野達也 氏（三菱UFJ信託銀行株式会社 法人コンサルティング部マスターフェロー）

1987年慶應義塾大学卒業後、東洋信託銀行（株）（現三菱UFJ信託銀行（株））入社。国内留学（同大学大学院法学研究科修了）後、1991年より証券代理部配属。2016年より法人コンサルティング部所属。この間、株主総会等株式実務関連の法務業務に従事。

2010年から2014年まで専修大学非常勤講師、2018年より武蔵野大学非常勤講師、2023年より琉球大学非常勤講師。

著書として『株主総会ハンドブック〔第5版〕』、『監査等委員会設置会社の活用戦略』、『株主提案権の行使と総会対策』（いずれも共著、商事法務）ほか。

- 視聴期間：2025年12月8日（月）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：44,000円（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

- ◆ 株主総会は、株式会社の重要な事項を決定する最高の意思決定機関であるとともに、企業のトップ以下全役員出席のもと、株主=投資家に会社の魅力をPRし、経営方針について信認を受けるための株式会社として最大のイベントです。
- ◆ 株式会社にとってきわめて重要な意味をもつ株主総会を成功させるには、事務局スタッフが正しい知識を身につけ細心の注意を払って事前準備、当日の対応、事後手続を行う必要があります。
- ◆ 一方で、最近は、株主総会の担当者が短期間で異動するケースも増えており、業務経験年数が短く、正しいスキル・知識の涵養に十分な機会を得ることが難しい状況もままあるようです。
- ◆ 本セミナーは、株主総会の事務局スタッフが、総会の準備段階から当日の運営、事後手続きに至るまで、知っておくべき法令・実務知識、留意点につき、最近のトピックス（株主総会資料の電子提供制度、バーチャル（オンライン）総会等の株主総会DX対応、アクティビスト対応等）も踏まえて、基礎から易しく丁寧に解説するものです。
- ◆ 新任の担当者や経験の浅い担当者の皆様はもちろんのこと、一年に一度の定時総会の準備をするにあたって、スキルをメンテナンスしたいとお思いの中堅以上の担当者の方にもご聴講をおすすめします。

※サブテキストとして、『2025年版株主総会白書』を無料贈呈。

株主総会の最新動向 ～実効的なバーチャル総会と未来志向のSR活動～

「株主総会担当者基礎研修コース（2025秋）」第4講

セミナー概要

バーチャル総会やSR活動について実務の最新動向を各講師から解説した上で、司会も含めたディスカッションを通して、今後の望ましい株主総会の開催方法やSR活動の姿勢等について議論。

講義時間

約2時間

講師紹介 松村真弓 氏（グリーホールディングス株式会社）

高橋直樹 氏（旭化成株式会社）

＜司会＞ 渡辺邦広 弁護士（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）

- 視聴期間：2026年1月30日（金）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

- ◆ 近時、法令の改正や株主構造の変化等により、株主総会を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ◆ 例えば、次期会社法改正によりバーチャルオンライン株主総会が一般的に解禁される可能性が高まる中で、これまで産業競争力強化法の下で実施されたバーチャルオンライン株主総会の実務経験も踏まえて、参加型・出席型のハイブリッド株主総会、バーチャルオンライン株主総会といった選択肢の中から、自社にとって最適な株主総会の開催方法を改めて検討する必要が生じています。
- ◆ また、政策保有株式の削減やパッシブ運用の増大等により株主構造が変化する中で、アクティブ運用機関やセルサイドアナリストを主なターゲットにし、会社の適正な評価を投資家に働きかけることを目的とした従来のIR活動のみならず、パッシブ運用機関も主なターゲットにし、株主総会における議決権行使をより直接的に念頭に置いた対話をを行うSR活動に取り組むことの重要性も急速に増してきています。
- ◆ 本セミナーでは、バーチャル総会やSR活動について実務の最新動向を各講師から解説した上で、司会も含めたディスカッションを通して、今後の望ましい株主総会の開催方法やSR活動の姿勢等について議論いたします。

2026年株主総会に向けたポイント解説 ～準備段階から当日運営まで～〈連続セミナー全8回〉



セミナー概要

2026年の株主総会に向けて、2025年6月総会を振り返りながら、準備段階～当日運営のポイントをコンパクトに解説する連続セミナー。最終回として伝統の「模擬株主総会」をオンデマンド配信。各回のLIVE配信では受講者からの質問に講師が回答しますので、課題整理にご活用ください。

企画・監修 第一東京弁護士会株主総会指導センター
(総責任者) 三谷革司 弁護士(第一東京弁護士会総合法律研究所会社法研究部会部会長)

	セミナー名	講師	配信開始日
第1回	6月総会の振り返りと展望	丸谷国央 氏 (三菱UFJ信託銀行法人コンサルティング部調査役)	11/25
	2025年6月総会を振り返り、2026年総会運営で論点となりうるポイントを整理します。		
第2回	有報の総会前開示に向けた準備のポイント	大江弘之 弁護士 (奥・片山・佐藤法律事務所)	12/3
	最近の各社の取り組みを踏まえ、有報の総会前開示を実施するための方法やポイントについて解説します。		
第3回	株主提案等アクティビストの動向	中澤貴宏 氏 (みずほ信託銀行株式戦略コンサルティング部上席部長代理)	12/23
	2025年6月総会における株主提案の状況を整理し、2026年のアクティビストの動向を展望します。		
第4回	機関投資家の議決権行使結果の分析	白鳥琢也 氏 (三井住友信託銀行ガバナンスコンサルティング部IRSR第1チーム長)	12/26
	2025年6月総会における機関投資家の議決権行使結果および各機関投資家の議決権行使ガイドライン等について、直近の動向を踏まえて解説します。		
第5回	株主総会資料の作成	太田典宏 氏 (宝印刷株式会社ディスクロージャー研究二部副部長)	1/28
	最近のトレンドや2025年6月総会における招集通知・参考書類・事業報告を踏まえて、2026年総会に向けての検討ポイントを整理します。		
第6回	当日運営の準備～想定問答・リハーサルの見直し～	大西宏治 弁護士 (大西昭一郎法律事務所)	2/4
	想定問答やリハーサルの内容の見直しを中心に2026年総会に向けた当日運営の準備のポイントを解説します。		
第7回	総会当日の有事対応方針	渡邊和之 弁護士 (西綜合法律事務所)	2/17
	総会当日に想定外の事態などが生じた際に的確に対応できるよう、対応のポイントを最新の総会動向をふまえ、再確認します。		
第8回	模擬株主総会～実演と解説～	第一東京弁護士会 株主総会指導センターメンバー	2/25
	総会担当者として押さえておきたい基礎を中心に実演を行い、ポイントを解説します。		

● 視聴期間：2025年11月25日（火）10時～2026年6月30日（火）17時 ※各講配信開始日が異なります。

[〈申込画面〉](#)

● 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

● 申込期限：2026年3月31日（火）

● 受講料：66,000円（税込）／1社分

※お申し込み1口に対し、人数制限なく何名でも視聴いただくことができます（ただし同一法人内に限る）。

※「資料版商事法務」購読者には本セミナーを特別割引価格（49,500円（税込）／1社）でご提供します。備考欄に「資料版商事法務購読者」と記載の上、お申し込みください（割引は記載のある場合に限り適用されます）。



開催日程等

※各回（第8回以外）の司会は三谷革司弁護士ほか第一東京弁護士会株主総会指導センターのメンバーが担当します。

※受講者には第一東京弁護士会総合法律研究所会社法研究部会編『Q & A最新株主総会運営ハンドブック(2026年版)』(PDF)を無償配布します（第8回配信時に視聴ページよりダウンロードいただけるように設定いたします）。

株主総会実務講座（全4講セット）

ビジネス・ロー・スクールでは、2023年より、株主総会実務に関する講座をパッケージ化し、株主総会実務を担当する皆様に向けて、より受講いただきやすい特別割引セット価格でご提供しています。本年も下記ラインナップでのセットを企画いたしましたので、ぜひ受講をご検討ください。

講義No	セミナー名	講師	配信開始日(収録日)	掲載頁
第1講	アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応 ～予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ～	伊藤広樹 弁護士 森 駿介 弁護士	2025/11/28 (済)	10
第2講	事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント	石井裕介 弁護士	2026/1/7 (済)	11
第3講	2026年株主総会の展望と課題整理 ～アクティビスト・ファンド隆盛期の実務の現在地～	菊地 伸 弁護士 斎藤 誠 氏 三井住友信託銀行株式会社	2026/1/13 (済)	12
第4講	株主総会の準備・運営の最終チェックポイント【全2講】	第1部：牧野達也 氏 三菱UFJ信託銀行株式会社 第2部：角田大憲 弁護士	2026/3/13 (2026/3/5・3/17)	13

視聴期間等

- 視聴期間：2025年11月28日（金）10時～2026年6月30日（火）17時 ※各講配信開始日が異なります。
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年5月29日（金）
- 受講料：99,000円（税込）／1社分
※お申し込み1口に対し、人数制限なく何名でも視聴いただくことができます（ただし同一法人内に限る）。

〈申込画面〉



- 各講1社2名まで収録日当日に会場受講が可能です。お申込の際に備考欄に希望される会場受講のセミナーを記載ください。
- ※第2講の参考書籍として『新しい事業報告・計算書類—経団連ひな型を参考に【全訂第2版】』（商事法務、2022年）を割引価格でご提供。
- ※第4講の参考資料として『株主総会白書2025年版』を無料でご提供。



アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応 ～予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ～

「株主総会実務講座（全4講セット）」第1講

講義時間

約3時間

セミナー概要

有事対応を場面ごとに解説するとともに、有事対応を見据えて、株主提案権行使の予兆・端緒を察知する前、すなわち平時から講じておくべき準備・対策についても解説。

講師紹介 伊藤広樹 弁護士（岩田合同法律事務所）
森 駿介 弁護士（岩田合同法律事務所）

- 視聴期間：2025年11月28日（金）10時～2026年6月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年5月29日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆近時、我が国でもアクティビスト（物言う株主）の活動が活発化しています。アクティビストは、ターゲットとする投資先企業を選定し、エンゲージメント（対話）を行い、これが奏功しなければ、実行中のアクティビズムの公表や会社への強力な意見表明手段である株主提案権の行使に踏み切れます。特に株主提案については、コーポレートガバナンス改革以降、年々行使件数が増加し、有名企業への株主提案が高い賛成率を得るようになったことで、日常的に関連報道がされるようになりました。とはいっても、多くの株主総会担当者の皆様は、実際に株主提案を受けた経験はなく、そもそも自社がアクティビズムや株主提案の対象となることがあるのか、いざという時はどうしようかと思っていらっしゃるのではないかでしょうか？

◆そこで、本講座では、本分野に経験豊富な弁護士が、アクティビズムを活発化させている近時の環境・要因と併せてアクティビストのターゲットとなりやすい会社の特徴を概説し、エスカレーション回避のための対応に触れた上で、実際に株主提案を受けてしまった場合の対応について解説します。株主提案については、株主提案権行使の予兆・端緒をどのように察知するのかから始まり、いざ提案を受けた際の初動、その後の総会当日に向けての提案株主との交渉、プロキシファイト、総会当日の運営、総会後の事務処理まで、場面ごとに実務上の留意点を明快に整理します。さらに、こうした有事対応を見据えて、株主提案権行使の予兆・端緒を察知する前、すなわち平時から講じておくべき準備・対策についても解説します。

事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント

「株主総会実務講座（全4講セット）」第2講・書籍無料贈呈

セミナー概要

2025年定時株主総会の状況を踏まえた招集通知、事業報告・株主総会参考書類等への記載の傾向、会社法のみならず、金商法関連法令やCGコードなどの各種制度改正、機関投資家の議決権行使基準等にも配慮した最新動向を踏まえた事業報告・株主総会参考書類等作成にあたっての実務対応について解説。

講義時間
約3時間

講師紹介 **石井裕介** 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

1999年東京大学法学部卒業 2003年経済産業省に任期付公務員として赴任（株券不発行法制及び会社法現代化の改正作業や、ファンド法制の改正作業を担当）（～2004年） 2004年法務省民事局参事官室に任期付公務員として赴任（会社法現代化に関する改正作業を担当）（～2006年） 2008年コーネル大学ロースクール修了 2008年Hughes Hubbard & Reed法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2009年） 2016年一橋大学大学院法学研究科（法科大学院）非常勤講師（～2024年）

視聴期間

- 視聴期間：2026年1月7日（水）10時～2026年6月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年5月29日（金）
- 受講料：39,600円（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

◆2025年の定時株主総会では、株主総会資料の電子提供制度への対応も定着し、株主数の多い企業を中心にサマリー版招集通知の採用が進み、全体の構成やレイアウトについてより一層の工夫が見受けられました。また、事業報告・株主総会参考書類においては、コーポレートガバナンス報告書や有価証券報告書の記載事項に留まらず、ますます精緻化・厳格化し、安定株主が激減する中で会社提案議案への賛成率に多大な影響を与える機関投資家の議決権行使基準を強く意識した、ガバナンス関連の任意の情報開示、招集通知の記載への工夫が一層進みました。加えて、2025年の定時株主総会においては、金融担当大臣の要請により有価証券報告書の株主総会前開示が一気に進むといった変化も見受けられ、この流れは更に加速するものと思われます。

◆2026年定時株主総会は、政策保有株式の保有状況だけでなく、「多様性」や、環境・人的資本・人権等を含む「サステナビリティ」等を意識した記載、さらには有価証券報告書の株主総会前開示の動向も踏まえた一体的な開示など、会社法の枠組みのみからでは到底対応困難となった事業報告、株主総会参考書類について、近時の制度改正や他社の動向を踏まえた記載のさらなる検討が必要となります。

◆そこで、本講座では、日本経団連ひな型の策定および改訂等に深く関与し、上場会社の株主総会支援を毎年多数手掛ける石井裕介弁護士を講師として招聘し、2025年定時株主総会の状況を踏まえた招集通知、事業報告・株主総会参考書類等への記載の傾向、会社法のみならず、金商法関連法令やCGコードなどの各種制度改正、機関投資家の議決権行使基準等にも配慮した最新動向を踏まえた事業報告・株主総会参考書類等作成にあたっての実務対応について、解説いたします。

※サブテキストとして、石井裕介・小畠良晴・阿部光成編著『新しい事業報告・計算書類——経団連ひな型を参考に〔全訂第2版〕』（商事法務、2022年）を無料贈呈。

2026年株主総会の展望と課題整理

～アクティビスト・ファンド隆盛期の実務の現在地～

「株主総会実務講座（全4講セット）」第3講

セミナー概要

講義形式に随時、講師どうしの対話を取り入れることで、実践のポイントを明確にして、来年の株主総会に向けた課題に関する皆様のご理解の一助となることを企図したセミナー。

講義時間
約3時間

講師紹介 **菊地 伸** 弁護士（外苑法律事務所）

1982年東京大学法学部卒、自治省（現総務省）、森総合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）、日比谷パーク法律事務所、森・濱田松本法律事務所を経て、外苑法律事務所設立パートナー。

斎藤 誠 氏（三井住友信託銀行株式会社ガバナンスコンサルティング部部長（法務管掌））

東京都立大学法学部卒業、1986年中央信託銀行（現三井住友信託銀行）入社。2003年早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了、2004年～2012年國學院大學法学部非常勤講師。証券代行業務にて長年にわたり株主総会対応に従事。「パーサーチャル株主総会をめぐる動向と実務論点」（旬刊経理情報2020.11.10）、「株主総会資料電子提供制度の実務対応Q & A」（共同執筆）（旬刊商事法務2300号他）ほか、会社法・株主総会に関する執筆・講演多数。東京株式会議員・常任幹事・全国株式会議連合会理事。

視聴期間等

- 視聴期間：2026年1月13日（火）10時～2026年6月30日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年5月29日（金）
- 受講料：33,000円（税込）（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

◆2025年6月の株主総会は、アクティビスト・ファンドの活動がますます活発化し、議決権行使結果に大きな影響を及ぼす事例が例年以上に目立ちました。

◆本講では、2025年6月株主総会から9月までの総会の状況及び特徴的事案を分析するとともに、アクティビスト・ファンド及び機関投資家をそれぞれ念頭に置いた総会資料、議案の作成実例、各社で行われた個人株主議決権行使促進のための取組みを重点的に分析・解説します。

◆来年5月施行の金商法改正の株主総会運営に与える影響、実質株主調査の限界と現在議論されている実質株主調査制度の実務課題について議論します。

◆また、不祥事があった会社の事業報告、監査報告の記載事例を不祥事類型と関連付けて解説します。

◆講義形式に随時、講師どうしの質問を織り交ぜた率直な対話形式を取り入れることで、実践のポイントを明確にして、現在の株主総会の運営のスタンダードと来年の株主総会に向けた課題に関する皆様のご理解の一助となることを企図しています。



株主総会の準備・運営の最終チェックポイント [全2講]

～総会準備・運営に当たって見落としがちな実務ポイントを徹底解説～

「株主総会実務講座（全4講セット）」第4講・株主総会白書無料贈呈

セミナー概要

株主総会を取り巻く最近の動向等を踏まえ、本セミナーでは、最新の情報に基づいた本年株主総会の開催準備および事後処理に必須の直前対策・最終チェックのポイントを、実務の流れに即して解説。

講師紹介 牧野達也 氏（三菱UFJ信託銀行株式会社 法人コンサルティング部マスターフェロー）

角田大憲 弁護士（角田大憲法律事務所）

- 開催日程：第Ⅰ講 2026年3月5日（木）14時～17時30分（質疑応答込み）
第Ⅱ講 2026年3月17日（火）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月4日（水）
- 受 講 料：38,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講 座 開 設 の 趣 旨

◆定時株主総会の開催にあたって、検討課題の整理と対応方針の決定は、株主総会の準備の起点となる重要なタスクです。各企業の株主総会のご担当者の皆様は、関連法令改正の動向や最近の株主総会の時流、さらには自社固有の課題を踏まえ、検討課題の整理と対応方針の決定をされることと存じます。しかしながら、検討課題の網羅的な検討ができていなかったり、その後の情勢の変化等により軌道修正が必要となることもあります。総会招集・開催へ向けて検討課題と対応方針については随時確認していくことが必要といえます。

◆2026年の定時株主総会開催に向けて、関係法令の改正等として動向を把握しておくべきものとしては、開示府令の改正（有価証券報告書の記載事項の見直し）やコーポレートガバナンス・コードの改訂が考えられます。また、有価証券報告書の総会前開示については、2025年3月の金融担当大臣からの要請文に続く第二段の施策も注目されます。

さらには、現在法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において、次期会社法改正に向けた審議が進んでおり、今後中間試案の公表が想定されます。これらの事項は、2026年の定時株主総会の準備に直接もしくは間接的に影響することも考えられ、検討事項の整理にあたってその動向を把握しておく必要があります。

◆また、政策保有株式の解消は年々進んでおり、受け皿となる機関投資家ならびに個人株主との良好な関係の構築に向けた対応の重要性もより高まっています。引き続き活発な動きをみせるアクティビストへの対応、より厳格化する機関投資家、議決権行使助言会社の基準を踏まえた票読みと賛成票向上に向けた施策の実施が必要となる会社も増える可能性も考えられます。

◆これらに加え、株式分割や株主優待制度の導入等により、個人株主が大幅に増加した場合、総会当日の運営に与える影響、株主総会でのデジタルの活用（4回目となる電子提供制度対応含む）などにつき改めて対応方針を検討・確認することも考えられるでしょう。

◆以上の検討事項ならびに株主総会を取り巻く最近の動向等を踏まえ、本セミナーでは、最新の情報に基づいた次期定時株主総会の開催準備および当日の運営、事後処理に必須の直前対策・最終チェックのポイントを、実務の流れに即してわかりやすく解説いたします。

◆お二人の講師には、実用のための情報・知識の提供に徹した講義を行い、新任担当者の方から中堅・ベテラン担当者の方までご活用いただけるよう、密度の濃い内容をできる限り平易にお話ししていただきます。

※サブテキストとして、『2025年版株主総会白書』を無料贈呈。

主要講義項目

〈第Ⅰ講〉 株主総会の事前準備・事後処理と事務局の留意点、チェックポイント

講師：牧野達也

- はじめに
 - 2026年株主総会に向けた検討事項
 - 株主総会日程作成上の留意点とチェックポイント
- 株主総会関係書類作成上の留意点とチェックポイント
 - 招集通知(アクセス通知)作成上の留意点とチェックポイント
 - 事業報告作成上の留意点とチェックポイント
 - 株主総会参考書類作成上の留意点とチェックポイント
 - 最近の時流等を踏まえた留意点
- 機関投資家の議決権行使の態様と留意点
 - 機関投資家、助言会社の基準見直しの状況と留意点
 - アクティビストへの対応と留意点
 - 票読み作業と賛成票獲得のための方策と留意点
- 株主総会の事後手続と留意点
 - 株主総会の事後処理手続の概要
 - 配当金支払手続における留意点
 - 有価証券報告書の総会前開示における留意点
 - 臨時報告書での議決権行使結果開示の留意点
 - 備置書類の確認と閲覧・謄写請求への対応における留意点
 - その他の留意点

〈第Ⅱ講〉 株主総会運営のポイント

講師：角田大憲

- 株主総会をめぐる最近の状況
 - 会社法改正をめぐる状況
 - 有価証券報告書など開示をめぐる状況
 - その他
- 株主総会運営のための前提知識
 - 株主総会がするべきこと
 - 株主総会の「成功」と「失敗」(株主総会当日のポイント)
- 株主総会運営の実務ポイント
 - 株主総会のシナリオ・ビジュアル化
 - 議事進行
 - 議長采配
 - 動議処理
 - 質疑打ち切り
 - 役員答弁
 - 答弁しなければならない事項(説明義務)
 - 答弁するべきでない・答弁拒否できる事項
 - 実際の答弁
- 本年の役員答弁準備の実務ポイント
 - 最近の株主質問の動向と本年のトピックス
 - その他

※状況の変化により講義内容に多少の変更があり得ますのであらかじめご了承ください。

有報総会前開示の法務と実務

— 総会3週間前開示に向けた論点整理 —

書籍無料贈呈

講義時間

約2.5時間

セミナー概要

有価証券報告書の総会前開示が要請されるなかで、上場会社がとりうる方策について、特に総会3週間前開示を行う場合を念頭に置きながら、法務と実務の両面で論点を整理・検討し、上場会社の判断に資することを目指す。

講師紹介 塚本英臣 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

中川雅博 氏（三菱UFJ信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 部付部長）

視聴期間等

- 視聴期間：2025年12月23日（火）10時～2026年2月24日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年2月16日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆2025年3月に金融担当大臣名義で公表された要請文により、上場会社は有報の総会前開示が求められており、2025年6月総会においては実際に半数弱の上場会社が総会1、2日前に開示を行い、さらに踏み込んだ対応をした会社もみられます。
- ◆金融庁は総会前開示について、①現行実務の拡大、②有報前倒し、③総会後倒し、④決算期前倒しの4つの実現方法を示しており、その本来的な要請は総会3週間以上前開示とされてはいるものの、対応の度合いからその実現方法まで各上場会社は自社の状況を踏まえて判断する必要があります。
- ◆本セミナーでは実務の第一線で活躍する講師2名が法務と実務の両面で、総会前開示に向けた各実現方法の多岐にわたる論点を整理・検討し、上場会社の適切な判断に資することを目指します。

※『株主総会資料電子提供の法務と実務〔第2版〕』(商事法務、2025年)を無料贈呈。



上場会社のための2026年定時株主総会の準備

株主総会白書無料贈呈

講義時間

約3時間

セミナー概要

2025年の株主総会動向や最新情報を踏まえ、2026年の定時株主総会の準備のための重要ポイントを解説。

講師紹介 角田大憲 弁護士（角田大憲法律事務所）

1991年東京大学法学部卒業、1994年最高裁判所司法研修所修了(46期)・弁護士登録（東京弁護士会）、1994年森総合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）所属、2001年パートナーを経て、2003年中村・角田法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）参画、2023年現事務所開設。2009年～2012年新司法試験査定委員及び司法試験予備試験査定委員（いずれも商法）。

会社法、コーポレートガバナンス、訴訟・紛争を主に取り扱う。著書として『株主総会ハンドブック』・『コーポレートガバナンスハンドブック』（共著、商事法務）、『会社法という地図の読み方株式・新株予約権編』・『同機関・計算・組織再編編』・『金商法という地図の読み方』（商事法務）ほか多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2026年1月9日（金）10時～2026年3月9日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月2日（月）
- 受講料：33,000円（税込）（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆上場各社の2025年総会では、電子提供制度が定着する中、株主提案は過去最多を更新し、会社提案の否決や株主提案の可決例も引き続き少なからず見受けられました。また、3月に突如発出された金融担当大臣要請を受けて、有価証券報告書を株主総会前に提出した企業が多くありました。総会準備への生成AIの利用について検討・試行を開始した企業もあったようです。
- ◆社会経済的には、トランプ関税の影響や、人権問題への対応を含むガバナンスが問われた事案が大きく注目されるなどした中で、株主との対話やそのための情報開示の重要性がより一層強く意識されるようになったと思われます。
- ◆2026年総会に向けては、情報開示（有価証券報告書・CGコード等）に係る法令改正・改訂等や、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において現在審議中の次期会社法改正などについても、動向を意識しておく必要があります。
- ◆本講では、2025年の株主総会動向や最新情報を踏まえ、2026年の定時株主総会の準備のための重要ポイントを解説します。

※サブテキストとして、『2025年版株主総会白書』を無料贈呈。



新任担当者のための株主総会運営の基礎と実践 [全3講]

～根拠法令・判例・実務慣行を踏まえた総会実務の基本構造を学ぶ～

今月より配信

セミナー概要

初めて総会を迎える担当者、経験の浅い担当者を主な対象として、現場の最前線で対応している各講師が、総会指導の経験を踏まえ、総会運営実務上、重要なポイント・基本事項の全体像について、なぜそのような形になっているのかという法令等の根拠も含め解説。

講師紹介 第1講 福崎剛志 弁護士（日比谷タックス＆ロー弁護士法人）

第2講 山田和彦 弁護士（中村・角田・松本法律事務所）

第3講 奥山健志 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

視聴期間等

- 視聴期間：2026年1月26日（月）10時～2026年5月29日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年5月15日（金）
- 受講料：66,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 招集通知の作成、チェック、総会シナリオ、想定問答等、一連の総会運営の対応については、ひな形等の整備が進み、また、各社におけるノウハウの蓄積も進んでいることと思われます。
- ◆ ところで、こうしたひな形、ノウハウ等の蓄積が進みますと、総会準備を円滑に進めることができる反面、総会直前期には、多忙さもあって、一つひとつの記載・行為の根拠となる法令・判例、実務慣行の確認にまで手が回らない担当者も少なくないようです。
- ◆ また、担当者としては、株主総会資料の電子提供制度やバーチャル株主総会の対応など、新しい制度や実務に的確に対応していく必要がありますが、そのためにも、これらの対応の基礎となる従来からの実務や慣行の根拠・理由等について正確な知識をもっておくことがより重要です。
- ◆ そこで本セミナーでは、初めて総会を迎える担当者、経験の浅い担当者を主な対象として、現場の最前線で対応されている各講師が、総会指導の経験を踏まえ、総会運営実務上、重要なポイント・基本事項の全体像について、なぜそのような形になっているのかという法令等の根拠や有報の総会前開示、会社法改正など最新議論も含め解説いたします。
- ◆ 株主総会は、株式会社の重要な事項を決定する法律上の最高の意思決定機関であるとともに、株式会社として最大のイベントです。この機会に、総会実務の根拠となる法令等を整理し、改めて株主総会運営に関する基本的な知識と考え方を身につけ、自信をもって本年株主総会を迎えるために本講座をご活用いただくことをお勧めいたします。

主要講義項目

第1講 株主総会事務局のスケジュール、総会当日までの主要事項の基本概念

- はじめに
 - 会社法上の株主総会の権限と役割
 - 実務において重視されるポイント
- 最近の株主総会の動向
 - 株式分布状況の変化が株主総会に与える影響
 - 企業の株主総会へのスタンス
 - 機関投資家の株主総会へのスタンス
 - 一般株主の株主総会へのスタンス
- 株主総会のスケジュール
 - 一般的な株主総会スケジュール
 - 年間のスケジュールの策定上の留意点
- 想定問答の作成とその活用法
 - 想定問答を作成する目的
 - 想定問答の作成方法とスケジュール
 - 想定問答の利用方法
- 株主総会議案の確定
 - 報告事項の確認
 - 決議事項として何を上程すべきか
- 議決権行使の勧誘
 - 包括委任状の取得と注意事項
 - 実質株主調査
 - 機関投資家の信任を得るための方策と注意事項
- 招集通知の早期発送と電子化
 - 株主総会資料の電子提供制度
 - 書面交付請求への対応
 - 証券取引所での開示とHPでの開示
- 書面投票と電子投票
 - 書面投票と議決権行使書面
 - 電子投票制度

第2講 招集通知（狭義の招集通知、事業報告、参考書類、議決権行使書）の基本構造と各記載内容

- 狭義の招集通知（アクセス通知）
 - 狭義の招集通知（アクセス通知）と広義の招集通知
 - 狭義の招集通知（アクセス通知）の必 要的記載事項
 - 便宜的に記載される事項
- 事業報告
 - 会社の現況に関する事項
 - 会社の株式に関する事項
 - 会社の新株予約権に関する事項
 - 会社役員に関する事項
 - 社外役員を設けた会社の特則
 - 会計監査人に関する事項
 - 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
 - 会社の支配に関する基本方針
 - 剩余金の配当等の決定に関する方針
- 参考書類
 - 剩余金の処分に関する議案
 - 定款変更議案
 - 役員等の選任議案
 - 役員の報酬等に関する議案
 - その他の議案
- 議決権行使書面

第3講 株主総会当日の運営と終了後の事務にかかる基本概念

- 株主総会の当日の運営の視点
 - 当日の役割分担の確認
 - 株主総会当日の会場設営
 - 会場内の席次配置
 - 第2会場
 - 株主総会場の設備機器
 - 株主総会当日の受付事務
 - 出席資格の確認
 - 携帯物の持込みへの対応（所持品検査等）
 - 株主以外の入場者（マスコミへの公開等）
 - バーチャル総会の位置付け
 - 株主総会当日の議事進行
 - シナリオの作成と活用法（一括上程方式・個別上程方式）
 - 質疑応答（質疑応答の手順、説明義務等）
 - 動議の処理
 - 質疑の打ち切り方法
 - 議案の採決
 - 株主総会終了後の事務
 - 株主総会議事録の作成
 - 議決権行使結果の開示
 - 登記事項の登記

カスハラ対応の最前線—施行前に総点検！

従業員を守る組織づくりと法務実務

セミナー概要

今後のカスハラ対策法の施行を見据え、カスハラの予防と対応に豊富な経験と知見を有する講師が、裁判例を踏まえながら、企業が講ずべき事前・事後のカスハラ対策の構築について、法的・実務的観点から詳しく解説。

講師紹介 中山泰章 弁護士・弁理士（日本橋法律特許事務所）

1992年3月早稲田大学政治経済学部政治学科卒業、1992年4月日本生命保険相互会社入社、2000年4月司法修習生（司法修習54期）、2001年10月弁護士登録。主な取扱分野は、人事労務、危機管理・コンプライアンス、民事介入暴力・不当要求対応、M&A・事業承継、知的財産権など。上場会社の社外役員や学校法人の役員などを歴任し、企業の公益通報窓口やハラスメント相談窓口も務める。

『労働問題ハンドブック 改訂版』（共著）（労働開発研究会、2023年）、『反社会的勢力の法律相談』（共著）（青林書院、2023年）、『労務管理のエキスパートガイド—事例でみる職場環境における配慮と問題行動への対処一』（共著）（新日本法規、2023）など著書多数。各所でカスハラ対応をはじめとする講演も多数行っている。第二東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会・労働問題検討委員会 所属。

- 開催日程等
- 開催日程：2026年2月10日（火）14時～17時（質疑応答込み）
 - 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
 - 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年2月9日（月）
 - 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講 座 開 設 の 趣 旨

- ◆近年、従業員に対する暴言や過剰な要求など、心身に深刻な影響を及ぼすカスタマーハラスメント（「カスハラ」）が社会問題として大きな注目を集めています。こうした行為は、従業員のメンタルヘルスの悪化や離職を招くだけでなく、企業の生産性や社会的信用を損なうおそれがあり、いまや企業経営における重大なリスク要因となっています。
- ◆このような状況を受け、2023年9月にはカスハラが労災認定基準に追加され、2025年4月には東京都で「カスタマーハラスメント防止条例」が施行されました。さらに、2025年6月には、企業にカスハラ防止措置の実施を義務づける「労働施策総合推進法等の一部を改正する法律」（「カスハラ対策法」）が成立しました。カスハラ対策法は、公布日（2025年6月11日）から1年6箇月以内に施行される予定であり、早ければ2026年中の施行が見込まれます。
- ◆これにより、企業には、対応方針の明確化、従業員への教育・研修、相談・対応体制の整備など、実効性のある取り組みが求められます。また、人事労務部門や法務部門、さらには弁護士など外部専門家との連携体制の構築、マニュアルの整備、相談対応者への定期的な研修実施も不可欠となります。
- ◆本講座では、今後のカスハラ対策法の施行を見据え、カスハラの予防と対応に豊富な経験と知見を有する講師が、裁判例を踏まえながら、企業が講ずべき事前・事後のカスハラ対策の構築について、法的・実務的観点から詳しく解説いたします。

事例と判例から学ぶ ハラスメントの最新知識

—人事・法務・コンプライアンス担当者が押さえるべき実務対応—

セミナー概要

ハラスメントを取り巻く最新動向、法改正により新たに義務付けられたカスハラ、就活等セクハラの防止措置に関する内容、最近の裁判例等を解説。あわせて初動の相談対応、調査（ヒアリング）、事実認定と評価、相談者・行為者への対応等の場面に分けて、相談対応業務従事者が悩みがちな具体例を取り上げて、採るべき対応方法を解説。

講師紹介 五三智仁 弁護士（五三・町田法律事務所）

慶應義塾大学法学部卒。1996年弁護士登録（第二東京弁護士会）。2012年五三・町田法律事務所を設立。経営法曹会議幹事。日本労働法学会会員。2015～2017年度司法試験査定委員（労働法）。使用者側で労働事件を取り扱う傍ら、企業や学校法人におけるハラスメント調査を多数担当する。著書として、『Q&A労働者派遣の実務（第3版）』（民事法研究会、2021年）、『企業法務のための労働組合法25講』（共著、商事法務、2015年）等がある。

- 開催日程等
- 開催日程：2026年2月24日（火）14時30分～17時（質疑応答込み）
 - 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
 - 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年2月20日（金）
 - 受 講 料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講 座 開 設 の 趣 旨

- ◆ハラスメントの根絶が叫ばれて久しいものの、厚労省のハラスメント実態調査によれば、過去3年間のハラスメント相談件数の推移について、パワハラ、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント、介護休業等ハラスメント、カスハラ、就活等セクハラでは「件数は変わらない」とする回答の割合が最も高く、セクハラのみ減少傾向にありますが、ハラスメントが根絶されたとは到底いえない状況が続いている。
- ◆本セミナーでは、ハラスメントを取り巻く最新動向、法改正により新たに義務付けられたカスハラ、就活等セクハラの防止措置に関する内容、最近の裁判例等を解説します。
- ◆また、後半では、初動の相談対応、調査（ヒアリング）、事実認定と評価、相談者・行為者への対応等の場面に分けて、相談対応業務従事者が悩みがちな具体例を取り上げて、採るべき対応方法を解説します。



法務×人事 従業員不祥事における有事対応と事前対策 ～企業価値の維持・向上のために～

セミナー概要

職場内と職場外の2つのパターンに分けた上で、従業員不祥事における有事対応として、企業が留意すべき点を解説。

講師紹介 ◀ 柴田政樹 弁護士（松田総合法律事務所）

都内法律事務所で約5年間労働案件に従事し、2019年7月に松田総合法律事務所へ移籍後も労働案件を中心に取り組む。就業規則改定や労働案件の日常的な相談対応のほか、企業内不正（各種ハラスメント、独占禁止法違反、コンプライアンス違反等）の調査、従業員不祥事（業務上横領、職場内の盗撮、性犯罪や薬物事犯での従業員逮捕等）への対応、内部通報処理業務のリーガルサービスなどにも積極的に取り組んでいる。「実践！内部通報処理業務の適切な実務対応」（労働新聞社）、「通報案件対応の実践的スキル獲得セミナー～信頼ある内部通報制度を目指して～」（松田総合法律事務所）などセミナーを多数担当。

開催日程等

- 開催日程：2026年3月16日（月）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月13日（金）
- 受 講 料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆従業員不祥事には、職場内の不正（横領、窃盗、職場内盗撮、キックバック等）と職場外の不正（性犯罪、薬物事案、飲酒運転等）の2つのパターンがあります。いずれであるかにより、事案発覚の端緒、初動対応、社内調査の在り方、社内・社外への公表の要否や内容、従業員処分の程度等に違いがあります。そのため、企業は、職場内と職場外の不正における基本フローをあらかじめ抑えた上で、有事の際には冷静かつ迅速に対応できるように平時から備えておくことが重要です。

◆特に、職場内の不正の場合、従業員が金銭を不当に得ていたケースであれば、その被害回復方法を図る必要があります。例えば、給与や退職金との相殺、身元保証人への請求、債務弁済契約書の締結などが考えられますが、法令上の規制があるため、誤った対応をすることで企業に不測のリスクが生じる可能性もあります。

◆また、職場外の不正の場合、従業員と急に連絡が取れなくなってしまったところ、後日、警察に逮捕されていたことが発覚したというケースもあります。このような刑事事件の場合、企業として、どのように従業員と接触すべきであるのか、逮捕自体を理由に解雇できるのか、本人が否認をしている場合はどうしたらよいか、自社従業員が逮捕されたとの報道を避けることができるのかなど、悩ましい問題が生じます。

◆従業員不祥事は、その内容によっては企業価値を毀損するリスクを孕みますし、企業が初動対応を間違えることで問題が重大化してしまうことも少なくありません。そこで、本セミナーでは、職場内と職場外の2つのパターンに分けた上で、従業員不祥事における有事対応として、企業が留意すべき点を解説いたします。

法務担当者が知っておきたいランサムウェア対応 ～多種多様な法的論点を「クロスセクター」に横断する～

セミナー概要

書籍無料贈呈

ランサムウェア対応に関する事前の準備、事案発生時の対応、当局への対応など、「ランサムウェア対応」にフォーカスし、様々な法分野を横断的に解説。

講師紹介 ◀ 薦 大輔 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

サイバーセキュリティ（経済安全保障を含む）、個人情報保護・プライバシー、IT・ICTを主たる取扱分野とし、サイバーセキュリティについて、事前の体制整備、有事対応に関する豊富な知見を有する。元内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）上席サイバーセキュリティ分析官。慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授。サイバーセキュリティ法制学会理事。総務省、警察庁、経済産業省などで有識者委員を歴任。近著として、『クロスセクター・サイバーセキュリティ法』（商事法務、2025）ほか多数。

開催日程等

- 開催日程：2026年3月19日（木）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月18日（水）
- 受 講 料：35,200円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆ランサムウェア攻撃が大きな脅威として認識されるようになってから数年が経過していますが、依然として猛威を振るっており、近年でも、世間の耳目を集めることで報道されています。ランサムウェアへの対応については、検討を要する事項が非常に多岐にわたります。

◆実務上は、ランサムウェア攻撃を含むセキュリティ事案においては、個人データの漏えい等を伴うものが多いため、個人情報保護法対応などに絞ったものとなることがあります。本セミナーでは、十分に時間をとり、講師のランサムウェア対応経験を踏まえ、法的論点を網羅的に取り上げることを趣旨とします。

◆近著となる『クロスセクター・サイバーセキュリティ法』は、様々な法分野ごとにサイバーセキュリティに関する解説を行うことを趣旨とするものですが、本セミナーでは、「ランサムウェア対応」にフォーカスし、様々な法分野を横断的に解説すること、具体的には、ランサムウェア対応に関する事前の準備、事案発生時の対応、当局への対応、損害賠償等の法的責任の検討、委託関係がある場合の検討事項、身代金にまつわる論点、ダークウェブに流出した情報に関する論点、サイバー保険、情報開示のあり方、グローバル対応などについて、関連する法令等を紹介しつつ可能な限り網羅的に解説することを目的としています。

※参考書籍として、『クロスセクター・サイバーセキュリティ法』（商事法務、2025年）を無料贈呈。

情報システムの開発に関する法律問題

～近時の裁判例を参考に～

セミナー概要

近時の著名な裁判例を引用しながら、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務、ユーザの協力義務、契約の解除、ユーザによる損害賠償、ベンダによる追加の報酬請求等、訴訟でも繰り返し判断されている重要な法律上の問題点について、ベンダ・ユーザの双方の立場から解説。

講師紹介 松島淳也 弁護士（松島総合法律事務所）

1995年3月 早稲田大学理工学部卒業、1997年3月 早稲田大学大学院理工学部理工学研究科修了、1997年4月 富士通株式会社入社～マイクロプロセッサーの開発、電子商取引システムの開発等に従事、2006年10月 弁護士登録、都内法律事務所に所属、2017年08月 松島総合法律事務所設立

・ソフトウェア情報センター（SOFTIC）

「仲裁人・中立評価・単独判定・あっせん人候補者」（2014年～）

「システム開発紛争判例研究会」（2018年～）

・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

「モデル取引・契約見直し検討部会／民法改正対応モデル契約見直し検討WG」委員（2019年～2020年）

開催日程等

- 開催日程：2026年5月18日（月）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年5月15日（金）
- 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆情報システムの開発プロジェクトに関する契約は、紛争になりやすい類型の契約だと言われています。しかも、契約金額が比較的高額であるにもかかわらず、繰り返し、類似したトラブルが発生しています。その結果、訴訟で敗訴すると、ベンダが非常に高額な損害賠償義務を負うことになったり、ユーザが要望していた情報システムを利用できないにもかかわらず、高額な報酬の支払いを余儀なくされることがあり、敗訴した場合のダメージも深刻です。

◆このようなトラブルは、契約の条項に起因する問題もありますが、契約条項だけではカバーできないベンダによるプロジェクト・マネジメントの方法に起因していたり、高額な委託料を支払うだけでプロジェクトが順調に進捗するはずであるといったユーザの誤解に起因するケースも散見されます。特に、ベンダのプロジェクト・マネジメントに関する義務は、現場のプロジェクトマネージャだけではなく、営業部門や経営者も内容を把握しておかなければ、適切な対応が困難な場合があります。

◆そこで、本講座では、近時の著名な裁判例を引用しながら、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務、ユーザの協力義務、契約の解除、ユーザによる損害賠償、ベンダによる追加の報酬請求等、訴訟でも繰り返し判断されている重要な法律上の問題点について、ベンダ・ユーザの双方の立場から解説させていただきます。法務ご担当者のみならず、営業ご担当者、経営者の皆様にとっても有益な内容ではないかと思いますので、是非、ご参加ください。

主要講義項目

- I 契約締結時の法律問題
- II 請負契約における仕事の完成に関する法律問題
- III 契約の解除に関する法律問題
 - ▶ 1 契約解除の要件
 - ▶ 2 ベンダのプロジェクト・マネジメント義務
 - ▶ 3 ユーザの協力義務
- IV 損害賠償請求に関する法律問題
- V 追加の報酬請求に関する法律問題





場面で学ぶ 民事訴訟実務の基礎知識

セミナー概要

企業の担当者が知っておくべき民事訴訟に関する基礎知識について、裁判官の経験もある講師がわかりやすく解説。

講師紹介 佐藤久文 弁護士（外苑法律事務所）

外苑法律事務所 パートナー。裁判官として民事訴訟、労働関係訴訟等の裁判を担当した経験を活かして、企業間取引に関する訴訟・紛争の解決並びに人事労務問題の紛争解決に取り組んでいる。『人事労務の法律問題 対応の指針と手順〔第2版〕』（2021年、商事法務）、『訴訟弁護士入門 民事事件の受任から解決まで』（2018年、中央経済社）、『訴訟の技能——会社訴訟・知財訴訟の現場から』（2015年、商事法務）など数多くの書籍も執筆している。

開催日程等

- 開催日程：2026年5月21日（木）13時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年5月20日（水）
- 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆民事訴訟を提起し、あるいは提起された場合、企業の担当者は、訴訟手続や訴訟行為の意味を理解し、訴訟代理人を担当する弁護士とともに、訴訟の進行に応じた適切かつ入念な準備を行わなければなりません。
- ◆しかし、民事訴訟手続に関する知識不足が原因で、代理人弁護士と十分に意思疎通を図ることができず、必要な準備ができないことが少なくないと思われます。
- ◆そこで本講では、企業の担当者が知っておくべき民事訴訟に関する基礎知識について、ADR（裁判外紛争解決手続）や通常訴訟以外の各種手続（保全、執行、非訟）についても触れながら、裁判官の経験もある講師に様々な視点からわかりやすく解説していただきます。
- ◆また、効率のよい準備の方法や弁護士との連携、社内報告の方法、訴訟戦略の立て方などにも言及し、実務に直結した実践的なポイントも盛り込んでいただく予定です。
- ◆加えて、近時の民事訴訟法改正により、争点整理の在り方やITを活用した手続運営等が見直されており、企業実務においても改正点を踏まえた対応が不可欠となっています。本講では、これら改正の要点と実務への影響についても解説します。

主要講義項目

- I 民事訴訟についての理解が必要な理由
- II 民事訴訟の一般論について理解する
 - 1 民事訴訟の基礎知識
 - ～民事訴訟の目的等～
 - 2 裁判官はどのようにして判断するか（心証形成の過程）
 - ～裁判所の心証を自己に有利に引き寄せる～
 - 3 近時の民事訴訟法改正の概要と実務への影響
 - ～争点整理の充実・迅速化、IT化の進展と企業担当者が留意すべきポイント～
- III 訴え提起から判決言渡期日まで（各場面の解説）
 - 場面1 訴訟提起前の社内検討
 - ～訴訟を提起するか否か判断する際に検討する事項～
 - ・民事訴訟の期間・費用、他の手続との比較等
 - 場面2 弁護士への相談
 - ～弁護士に何を確認すべきか～
 - ・弁護士の選択基準、弁護士との協同方法
 - 場面3 訴訟提起（原告）又は訴訟を提起された（被告）
 - ～最初が肝心～
 - ・訴状と答弁書を作成する際の検討事項

- 場面4 口頭弁論期日
 - ～裁判所ではどのように行動すべきか～
 - ・裁判所でのお作法、訴訟行為の意味
- 場面5 弁論準備手続期日
 - ～争点整理で訴訟を有利に進行する～
 - ・争点整理とは何か、証拠の収集・選択
- 場面6 証人尋問
 - ～訴訟の山場～
 - ・証人尋問の準備の方法、よい証人尋問のポイント
- 場面7 和解期日
 - ～和解を有利に進める方法～
 - ・裁判上の和解の意味、和解における裁判官の頭の中
- 場面8 判決言渡し及び控訴の申立て
 - ～控訴審は1回勝負～
 - ・第一審との違い、効果的な控訴理由書の作成方法
- 場面9 上告審（法律審）
 - ～上告は非常に限定的～
 - ・上告と上告受理申立てについて

法務担当者のためのインサイダー取引規制対応の実務

書籍無料贈呈



セミナー概要

『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』(商事法務、2024年)の編著者を講師に招き、第1部ではインサイダー取引に関する基礎知識を整理し、第2部では、実務担当者として直面しやすい場面ごとの留意点を分かりやすく解説。

講師紹介 戸嶋浩二 弁護士(森・濱田松本法律事務所外国法共同事業)

久保田修平 弁護士(森・濱田松本法律事務所外国法共同事業)

宮田俊 弁護士(森・濱田松本法律事務所外国法共同事業)

開催日程等

- 第1部視聴期間: 2026年2月12日(木) 10時~2026年5月14日(木) 17時
- 第2部開催日程: 2026年2月16日(月) 14時~17時30分(質疑応答込み)
- 第2部開催場所: 株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階)
- 定員: 40名(先着順) ●申込期限: 2026年2月13日(金)
- 受講料: 33,000円(税込) / 1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆インサイダー取引規制は、上場会社である以上、必ず直面しなければならない規制です。インサイダー情報を知っているときは上場株式を取引してはならない、という規制であることは誰もが知っていると思いますが、では、具体的にインサイダー情報とはどのような情報なのか、どのような取引が規制されるのか、実際に摘発されたら何が起こるのかなど、詳しいところまでは常日頃意識せずにやり過ごしている方も多いのではないかと思います。
- ◆特に、インサイダー取引規制は、形式的に適用される部分と実質的に適用される部分が混在するため、直感に反する部分が少なからずあり、分かりにくく、誤解されている部分も多くあります。また、近年、株式報酬を導入する企業が相次いでいるなか、株式報酬とインサイダー取引規制との関係についてQ&Aが金融庁から出されるなど、インサイダー取引規制はより複雑化しています。そして、違反したときに被るダメージも大きいため、その内容をしっかりと理解しておくことが必要です。
- ◆また、昨今、金融庁、東証、金融機関等の本来インサイダー取引規制に対して厳格な対応をとっている機関でもインサイダー取引規制違反が生じているように、いつどこで違反が生じてもおかしくない状況です。違反した場合は迅速に対応する必要があります、そのためには事前に十分な準備をしておくことが重要です。
- ◆そこで、本講座では、『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』(商事法務、2024年11月)の編著者を講師に招き、インサイダー取引規制について基礎から分かりやすく解説するとともに、最近の課徴金事例における状況や裁判例における考え方などを交えつつ、最終的には実務担当者として直面しそうな各場面での対応を一通りできるようになることを目標とします。

※参考書籍として講師陣の最新著書『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』(商事法務、2024年)を無料贈呈。

企業の内部資料の開示経路と実務対応



セミナー概要

裁判官経験を有する講師が、自身の論稿「企業の内部資料の開示経路と実務対応—各制度の概要と実務上の留意点」をもとに、論稿の内容をあらためて整理するとともに実務のポイントを分かりやすく解説。

講師紹介 吉川慶 弁護士(倉橋法律事務所)

2011年東京大学法学部卒業、2013年東京大学法科大学院修了、2019年ミンデン知的財産法センター卒業。

2015年裁判官任官。同年から2025年まで大阪地方裁判所(刑事部・租税集中部・行政専門部・倒産部)判事補、法務省民事局付(仲裁・調停・訴訟・非訟、倒産など民事手続法を担当)、東京地方裁判所(知的財産権部)判事などとして勤務。

開催日程等

- 開催日程: 2026年2月13日(木) 14時~17時(質疑応答込み)
- 開催場所: 株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階)
- 定員: 40名(先着順) ●申込期限: 2026年2月12日(木)
- 受講料: 33,000円(税込) / 1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆企業の内部資料について、株主による権利行使や民事訴訟手続等を契機として外部に開示される機会は実は広範であり、文書作成・管理を担う実務担当者にとって、社内資料がいかなる経路で外部に開示され得るかを理解する必要性は高まっています。
- ◆そこで、本セミナーでは、社内資料の開示につながる諸制度の概要や裁判所による判断の傾向を整理すること、これを足掛かりとして、社内資料を開示する際の実務対応に加え、取締役会議事録の作成方針や平時からの文書管理のあり方を改めて見直すきっかけとなることを目指します。
- ◆裁判官としての実務経験を有する講師が、旬刊商事法務2398号及び2400号に掲載された論稿「企業の内部資料の開示経路と実務対応—各制度の概要と実務上の留意点」の内容を整理するとともに、実務のポイントを分かりやすく解説いたします。



株式会社法総合基礎講座

～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～（全12回）

書籍無料贈呈

セミナー概要

本講座は、「会社法」による株式会社制度の全体像を効率的に学ぶことのできる絶好の機会であり、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後の実務対応のための基礎知識の整理にうってつけのプログラム。

講師紹介 第Ⅰ部 株式（新株予約権、社債） 河内 隆史 明治大学名誉教授／受川環大 明治大学教授

第Ⅱ部 機関 川島いづみ 早稲田大学教授／尾関幸美 中央大学教授

第Ⅲ部 計算、設立・組織再編等 尾崎 安央 早稲田大学名誉教授／尾形 祥 早稲田大学教授

開催日程等

- 開催日程：2026年2月5日（木）、2月6日（金）、2月9日（月）、2月13日（金）、2月18日（水）、2月20日（金）、2月24日（火）、2月25日（水）、3月4日（水）、3月5日（木）、3月9日（月）、3月10日（火）各回10時～12時
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月9日（月）
- 受 講 料：99,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2026年4月1日（水）10時～2026年10月2日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年9月11日（金）
- 受 講 料：99,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆「会社法」の知識の習得とその不断のバージョンアップは、企業の総務・法務・株式・経理・財務等の担当者にとって必須の事柄です。
- ◆しかし、企業の実務担当者が日々生起する新しい課題と日常業務をこなしながら会社法を体系的・総合的に学ぶことのできる機会は、きわめて限られているのが実情と思われます。
- ◆そこで、会社法の基礎知識を集中的に学んでいただけるよう、標記の講座を開設してまいりました。企業の皆様にもご受講しやすいよう午前開催セミナー（午前10時～12時）として、回数を分けて開催します。また、後日改めて確認できるようオンデマンド配信方式をするため、「公開収録」として収録時の会場受講を実施いたします。
- ◆本講座は、「会社法」による株式会社制度の全体像を効率的に学ぶことのできる絶好の機会であり、コーポレートガバナンス・コードの内容も踏まえ、今後の実務対応のための基礎知識の整理にうってつけのプログラムです。皆様の奮ってのご聴講をお待ち申し上げます。

※参考資料として『織込版 会社法関係法令全条文 [全訂第2版]』（商事法務、2021年）を無料贈呈。

主要講義項目

第Ⅰ部（全4回） 株式（新株予約権、社債）

〔講師：河内隆史 明治大学名誉教授／受川環大 明治大学教授〕

開催日 2/5（木）、2/6（金）、2/9（月）、2/13（金）

1 はじめに～株式、新株予約権、社債とは

2 株式と株主

（1）株主の権利義務

（2）株主名簿

（3）株式譲渡と振替株式

（4）株式の種類

（5）自己株式の取得・保有

（6）株式の消却・併合・分割

3 株式等の発行

（1）株式会社の資金調達手段

（2）募集株式の発行等

（3）不公正な募集株式の発行等

3 役員等の選任・解任

4 取締役・取締役会・代表取締役

5 会計参与

6 監査役・監査役会

7 会計監査人

8 指名委員会等設置会社

9 監査等委員会設置会社

10 役員等の責任

第Ⅱ部（全4回） 機関

〔講師：川島いづみ 早稲田大学教授／尾関幸美 中央大学教授〕

開催日 2/18（水）、2/20（金）、2/24（火）、2/25（水）

1 総説

2 株主総会

第Ⅲ部（全4回） 計算、設立・組織再編等

〔講師：尾崎安央 早稲田大学名誉教授／尾形祥 早稲田大学教授〕

開催日 3/4（水）、3/5（木）、3/9（月）、3/10（火）

1 企業会計と企業会計法

2 会計帳簿と各事業年度の計算書類等に関する決算の手続

3 開示と会計と監査

4 剰余金の分配

5 会社法上の会社の種類、株式会社の設立

6 組織再編行為等

7 企業買収と防衛策

初任者のための適時開示の概観と個別論点整理



セミナー概要

上場企業の開示・IR担当者、これから上場を目指す企業や、法務・経営企画部門で情報開示に関与される担当者に向けて実務に直結する知識と視点を提供する。

講師紹介 伊東祐介 弁護士（法律事務所ZeLo・外国法共同事業）

鳥飼総合法律事務所入所後、株式会社日本政策投資銀行企業戦略部（M&Aアドバイザリー業務）、株式会社東京証券取引所上場部（適時開示制度構築・運用業務）、日本取引所自主規制法人上場審査部（上場審査業務）での勤務を経て、2023年法律事務所ZeLo参画。主な取扱分野はIPO、IR、M&A、ベンチャー・スタートアップ法務、訴訟/紛争解決など。東証スタンダード市場上場会社社外監査役兼任。著書・論文に『新規株式上場の実務と理論』（商事法務、2022年）、「適時開示制度の概要と近時の実務の展開」（月刊監査役778号）、「適時開示制度の概要（前編・後編）」（月刊監査役673、675号）など多数。

開催日程等

- 開催日程：2026年4月28日（火）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年4月27日（月）
- 受 講 料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆上場企業においては、企業活動の重要な局面ごとに、どのような情報を、どの範囲まで、いつ開示すべきかを迅速かつ適切に判断することが求められます。適時開示は、投資家との信頼関係を維持し、企業価値を守るために重要な制度である一方、実務においては「この段階で開示すべきか」「どこまで具体的に書くべきか」といった判断に迷う場合も少なくありません。
- ◆本セミナーでは、東京証券取引所の適時開示制度を中心に、制度の全体像と基本的な考え方を整理したうえで、実際の開示実務で問題となりやすい論点について、具体例を交えながら解説します。特に、初めて適時開示業務に携わる方や、制度理解に不安を感じている方が、実務で判断に迷った際の「拠り所」となる思考プロセスを身に付けることを目的としています。
- ◆上場企業の開示・IR担当者の方はもちろん、これから上場を目指す企業や、法務・経営企画部門で情報開示に関与される方にとっても、実務に直結する知識と視点を提供する講座です。

主要講義項目

1 情報開示制度の概要

- ・情報開示制度概要
- ・ディスクロージャーワーキンググループ報告
- ・法定開示（金商法開示・会社法開示）
- ・法定開示制度と適時開示制度の比較

2 適時開示制度

- ・適時開示制度の意義と理念
- ・適時開示が求められる会社情報、軽微基準とは
- ・開示の要否・内容判断
- ・任意開示とは
- ・注意喚起制度とは
- ・適時開示制度における実効性確保措置

3 適時開示の実務の流れ

- ・適時開示の要否の検討
- ・スケジュールの確認
- ・開示資料の作成
- ・適時開示の手続き

4 具体例による検討

- ・適時開示のタイミングが論点となる場合
- ・適時開示の内容が論点となる場合

5 質疑応答



匿名組合契約の基礎

セミナー概要

実務で多く利用されている「匿名組合契約」について、商法に規定されている基礎的な事項を解説し、その大まかなイメージを把握することを目指します。

講師紹介 ▶ 橋本 円 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）

1972年生

開成高校卒業・東京大学法学部卒業・東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了 博士（法学）

2000年4月弁護士登録（第一東京弁護士会）

2020年4月より大阪大学大学院高等司法研究科にて「金融取引の契約実務」等を担当

著書に『損失補てん規制』（商事法務、2018年）・『社債法（第2版）』（商事法務、2021年）等

開催日程等

- 開催日程：2026年5月19日（火）14時30分～17時（質疑応答込み）
※本セミナーは会場開催限定です。後日の配信等はございません。
- 開催場所：株式会社商事法務 会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年5月18日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆匿名組合契約は、不動産投資・船舶投資・航空機投資・ソーシャルレンディングといった投資案件で広く利用されていますが、これについて説明する講義（商法総則・商行為）は、すべての法学部・法科大学院で必修科目とされているわけではありません。そのため、実務ではじめて「匿名組合」という言葉に触れて困惑される方も多いと思います。
- ◆本講座は、このような方に向けて、匿名組合契約のごく基礎的な事項にお話しします。本講義終了後に、「細かいところはまた調べるとして、どういう取引かは大体分かった」と感じていただければ幸いです。受講資格は、「匿名組合」に馴染みがないことのみですので、例えば新たに法務部に配属された方、新人弁護士の方など、本講座にご興味がある方であれば職種や所属を問わず歓迎します。
- ◆本講座の内容は、商法に規定される匿名組合契約の基本的な仕組みを中心にご説明いたします。関連する金融商品取引法、不動産特定共同事業法といった専門的な業法には必要な場合に最低限のみ触れますので、すでに匿名組合契約を活用した高度な実務経験をお持ちの方には、内容が初步的に感じられる可能性がございます。あらかじめご了承いただけますと幸いです。

主要講義項目

I 匿名組合契約の意義

- 1 匿名組合契約
- 2 匿名組合

II 匿名組合契約の内容

- 1 営業者
- 2 匿名組合員
- 3 匿名組合営業
- 4 出資義務
- 5 出資金
- 6 出資の目的となる財産
- 7 営業財産の帰属
- 8 契約当事者の責任
- 9 匿名組合営業についての業務の決定・執行
- 10 匿名組合員の検査権

11 利益・損失

- 12 匿名組合性
- 13 金銭の分配（支払）

14 匿名組合契約の期間

- 15 匿名組合契約の解除
- 16 営業者の義務
- 17 出資金の償還

III 匿名組合員が複数ある場合

- 1 匿名組合員が複数ある場合
- 2 支払の順位が同順位の場合
- 3 支払の順位が異なる順位の場合

最新動向を踏まえた内部統制システム見直しのポイント ～担当者に必要な実務対応上の視点～



セミナー概要

最近の裁判例や制度改正も踏まえ、内部統制システムの見直しにあたっての検討課題を整理し、各社事例も参照しながら、各社における運用の実情も含めた最新の動向を交え、具体的な検討ポイントを解説。

(本講は2025年8月8日収録セミナーの再募集です)

講義時間
約3時間

講師紹介 石井裕介 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

1993年 国立筑波大学附属駒場高等学校卒業 1999年 東京大学法学院卒業 2003年 経済産業省に出向（株券不発行法制及び会社法現代化の改正作業や、ファンド法制の改正作業を担当）（～2004年） 2004年 法務省民事局参事官室に出向（会社法現代化に関する改正作業を担当）（～2006年） 2008年 コーネル大学ロースクール修了 2008年 Hughes Hubbard & Reed法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2009年） 2016年 一橋大学大学院法学研究科（法科大学院）非常勤講師（～2024年）

視聴期間等

- 視聴期間：2026年1月15日（木）10時～2026年4月15日（水）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年4月8日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

- ◆ 内部統制システムについては、企業不祥事やコンプライアンス問題に際して内部統制に関する体制の不備や実効性の欠如が原因であると指摘されるとともに、グループ内部統制を含めた内部統制システムの不備を理由として役員責任を追及する裁判例も登場しています。
- ◆ また、改正公益通報者保護法や、消費者庁が公表した公益通報者保護制度検討会報告書における指摘、サイバーセキュリティガイドライン、労働施策総合推進法（いわゆるハラスメント防止法）及び指針、人権ガイドラインなど、各社が対応を検討すべき規律も年々増加しています。
- ◆ これらの状況を踏まえ、事業報告などにおける各社の開示事例でも様々な工夫が見受けられるところ、内部統制システムの見直しに際して、会社（グループ）全体の体制の整備をどのように行うのかという問題と会社法に基づき内部統制に関する取締役会決議の内容（範囲）との関係の整理や、体制の決議と実際の運用との齟齬の解消や実効性確保のための工夫といった点は、担当者にとっても引き続き大変悩ましい問題でもあります。
- ◆ そこで、本セミナーでは、最近の裁判例や制度改正も踏まえ、内部統制システムの見直しにあたっての検討課題を整理し、各社事例も参照しながら、各社における運用の実情も含めた最新の動向を踏まえた具体的な検討ポイントを解説いたします。

※本セミナーは2025年8月8日開催（2025年8月29日～2025年10月29日配信）したセミナーの再募集です。

主要講義項目

- I 内部統制システムの法的位置づけ
 - 1 会社法により求められるもの
 - 2 善管注意義務違反（任務懈怠責任）との関係
 - 3 金融商品取引法との関係（COSOフレームワークを含む）
- II 内部統制システムに期待される役割
 - 1 コンプライアンスの外延
 - 2 各社が目指している／目指すべきもの
- III 内部統制システム見直しの具体的動向
 - 1 グループ管理体制
 - (1) 経済産業省指針（グループガイドライン）における指摘事項
 - (2) 体制整備にあたっての考慮要素
 - 2 監査体制の強化・実効化
 - (1) 経済産業省指針（グループガイドライン）における指摘事項
 - (2) 内部統制報告制度（J-SOX基準等）の改訂の影響
 - (3) 体制整備にあたっての考慮要素
- 3 内部通報制度関連
- 4 その他の考慮要素
- IV 内部統制システムの運用状況
 - 1 関連する規律
 - 2 各社における運用上の工夫と開示の状況
- V さらなる見直しに向けた留意事項
 - 1 近時の企業不祥事からの教訓
 - 2 内部統制システムに関する今後の展望



法務・総務・コンプライアンス担当者のための M&A 実践講座 (基礎編・実践編セット)

セミナー概要

「基礎編」、「実践編」を通してM & Aにおける法務の基礎知識の習得とそれらを実際の場面でいかに活用するかの実践知を掴んでいただくためのセミナーセット。

講師紹介 → 松本 渉 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

パートナー弁護士。2010年弁護士登録、東京弁護士会所属。2016年University of Oxford、Saïd Business School修了（経営学修士）。英国での留学・法律事務所研修や国内民間企業への出向経験を活かし、法務とビジネスを横断するプラクティスに従事。国内外の多数のM&A・組織再編、紛争解決、事業再生案件、各種法律相談及び企業間取引等をサポート。

- 開催日程等
- 基礎編配信期間：2026年2月13日（金）10時～2026年4月13日（月）17時
 - 実践編開催日程：2026年3月6日（金）14時～17時30分（会場限定）*配信等はございません。
 - 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
 - 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2025年2月26日（水）
 - 受 講 料：88,000円（税込）／1名分

※経営法友会会員 or 昨年度受講者所属企業の方には本講を特別割引価格（49,500円（税込））でご提供します。備考欄に「経営法友会会員」or「昨年度受講企業」と記載の上、お申し込みください（割引は記載のある場合に限り適用されます）。

〈申込画面〉



講 座 開 設 の 趣 旨

- ◆「法務・総務・コンプライアンス担当者のためのM&A実践講座」の「基礎編」と「実践編」をセットでご提供するセミナーです。
- ◆「基礎編」では、合計約8時間におよぶ講義でM&Aに関する法務の全体像をしっかりと把握していただき、加えて、実際に関わることになる多様な案件・局面を乗り切るための羅針盤をご提供することを目的としています。
- ◆「実践編」では、架空の案件におけるDDレポート及び最終契約書をもとに法務担当者としてどこに着目すべきか、どのような対応が必要かを検討いただき、当日、講師や他の参加者との議論を通じて理解を深めていただきます（各事案の資料は開催日の2週間前を目安に受講者にお送りいたします）。
- ◆M&Aに関する法務の基礎知識のインプットとアウトプットがまとめて行えるセミナーセットとなっております。

※「基礎編」、「実践編」の個別申込みも受け付けております。

※「実践編」の講義終了後、講師と受講者、受講者間の交流会（参加費無料、食事付）を開催いたします。参加希望の方は、備考欄に「参加希望」の旨を記載のうえお申込みください。

主要講義項目

【基礎編】

第Ⅰ講 M&Aと各種規制

1. M&Aの各種手法と会社法上の規制
2. M&Aにおける重要規制

第Ⅱ講 M&Aのプロセスと法務デューディリジェンス

1. M&Aのプロセス
2. 法務デューディリジェンスの実務

第Ⅲ講 M&Aに関する契約

1. 最終契約書の諸条項と交渉ポイント
(株式譲渡契約を念頭に)
2. その他のM&A契約

第Ⅳ講 M&Aの周辺領域・上場会社のM&A

1. M&Aと会計・税務・バリュエーション
2. 上場会社のM&A

【実践編】

1. DDレポートの検討
2. M&A契約の検討



90分でつかむ M & A における「特別委員会」の実務

セミナー概要

M&Aにおいて特別委員会が設置される場合に、設置される場面ごとに特別委員会が検討すべきポイント等について、公正なM&Aの在り方に関する指針（2019年6月）、企業買収における行動指針（2023年8月）、本年（2025年）7月22日に施行された改正上場規程、及び実例等を基に解説。

講義時間
約 1.5 時間

講師紹介 石田哲也 パートナー弁護士・ニューヨーク州弁護士（牛島総合法律事務所）

2015年～2017年金融庁出向（総務企画局マクロブルーデンス総括参事官室参事官補佐、経営管理等モニタリングチーム、法令等遵守調査室等を担当）、2018年米国コロンビア大学ロースクール修了。ニューヨーク州弁護士登録。米国公認会計士（ワシントン州）。各種コーポレート・企業法務全般、金融規制対応、M&A、企業間紛争を数多く担当。セミナー実績として「上場企業の法務担当者のためのMBO・完全子会社化に関する実務～上場規程の見直し等を踏まえて～」（商事法務）及び「金融機関のコンプライアンス・リスク管理とマネロン事例分析及び求められる対応」（Thomson Reuters）等。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年12月25日（木）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月24日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆近年、特別委員会がM&Aにおける様々な場面で設置されております。例えば、同意なき買収における対応方針を検討するための特別委員会、公正性担保措置の一環としての特別委員会等、取締役の保身が問題となる場面や取締役の利益と一般株主との間の構造的な利益相反や情報の非対称性が問題となる場面等で、特別委員会が設置されています。
- ◆同意なき買収についていえば、政策保有株式の解消、アクティビスト株主の台頭、同意なき買収（敵対的買収）の成功事例の蓄積等により、同意なき買収が活発化し、それに伴い、特別委員会が設置されています。MBOや支配株主による完全子会社化についても増加傾向にあります。本年（2025年）の7月22日には、改正上場規程が施行され、公正性担保措置の一環としての特別委員会が検討すべき視点が整理されました。特別委員会による形式的な検討ではなく実質的な検討が求められることが確認され、また説明責任の観点から、改正上場規程が想定する取引類型に該当する場合には、答申書の適時開示が求められることになりました。
- ◆本講座では、M&Aにおいて特別委員会が設置される場合に、設置される場面ごとに特別委員会が検討すべきポイント等について、公正なM&Aの在り方に関する指針（2019年6月）、企業買収における行動指針（2023年8月）、本年（2025年）7月22日に施行された改正上場規程、及び実例等を基に解説をいたします。

主要講義項目

I 特別委員会とは

- 1 役割
- 2 設置される場面
- 3 実務における状況

II 友好的な買収の場面

- 1 公正なM&A指針等
- 2 検討すべきポイント

III 同意なき買収の場面

- 1 企業買収における行動指針
- 2 検討すべきポイント

IV まとめ



経営法務人材養成塾

～グローバルに通用する GC/CLO を目指して～ 【2026 年度】

セミナー概要

本塾は、「ジェネラル・カウンセル(GC)」「チーフ・リーガル・オフィサー(CLO)」として世界で戦える人材に将来なるために、法務担当者が日頃から留意すべき思考過程、組織を動かすためにとるべき行動等についてケースメソッドを通じて具体的に学ぶ、少人数制・全11回の講座です。知識の習得で満足することなく、「先人の知恵」をも継承していくこうとする高い志を持つ皆様のご参加をお待ちしています（ビジネス・ロー・スクール事務局）。

講師紹介 児玉康平 氏（元 株式会社日立製作所 執行役常務（GC/CLO））

東京大学法学院卒業。1987年日立製作所入社、1994年コネル大学ロースクール卒業。1997年より2011年まで日立北米本社の社内弁護士として勤務の後、2018年より2024年まで日立製作所の執行役常務としてGC/CLOを務める。著書として神田秀樹東京大学名誉教授（公益社団法人商事法務研究会代表理事長）らとの編著にて、『コーポレートガバナンス改革と上場会社法制のグランドデザイン』（商事法務、2022年）。

- 開催日程：第1回 2026年4月16日（木）18時30分～21時
第2回以降、毎月（6月を除く）第3木曜日19時～21時
第11回（最終回）2027年3月18日（木）19時～21時
※第2回以降、各回講義開始前の30分間、講師も交えた前回内容の振り返り、受講者間のネットワーキングの時間を設けます（任意参加、軽食付）。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：12名（先着順） ●申込期限：2026年4月3日（金）
- 受講料：275,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



開催日程等

講座開設の趣旨

◆わが国企業法務の世界でも「ジェネラル・カウンセル(GC)」「チーフ・リーガル・オフィサー(CLO)」という言葉を当たり前のように見聞きするようになりました。GC/CLOとは、企業が経営判断を下す場面において、法的に正しい結論は何かを踏まえた上で、さらにその結論を絶対視することなく、企業としてどのような結論を出すべきかを、CEOや経営会議、取締役会に対して責任をもって示す存在です。ところが、これまでGC/CLOの重要性や機能が議論されたり、経営の一員としての側面が強調されるばかりで、法務担当者が日頃から何を思考し、調べ、さらにどう行動すればGC/CLOとしての素養を身につけることができるのか、その具体論が語られることはませんでした。

◆経営法務人材養成塾では、株式会社日立製作所でGC/CLOを6年間務めた児玉康平氏を招聘し、GC/CLOと呼ぶにふさわしい人材となるために、法務担当者が日頃から留意すべき思考過程、組織を動かすためにとるべき行動等についてケースメソッドを通じて具体的に学びます。同氏は、長年にわたるアメリカでの企業法務経験をもとに、GC/CLOについて日本の企業法務界にオールジャパン目線での発信を続けてきました。先人から知識だけではなく知恵をも継承することにより、本塾から、グローバルに通用する真のGC/CLOとなる人材を輩出することを目指します。

〔受講要件・受講方法〕

受講要件：企業または弁護士事務所での法務経験5年以上

※現在弁護士事務所に所属していても参加可能です

- お申込者にはエントリーシートを提出いただきます【お申込後に記入シートをお送りします】

- 本塾は定員12名（最少開講人数8名）の会場参加限定の講座です。

収録動画の配信は実施しませんが、各回は独立した内容となっており、やむを得ず欠席した場合であっても以降の回の受講に影響はありません。

- 第2回以降、18時30分から希望者に軽食をご用意します（追加料金はかかりません）。

講師も交えて、皆様で食事をおとりいただきながら、前回の内容を振り返るとともに、ネットワーキングの場にもなります。任意参加の時間ですが、ぜひご活用ください。



経営法務人材養成塾【イントロダクション】

—企業法務の入り口を知る：「人ごと」を「自分ごと」として学ぶ視点を体感する—

セミナー概要

全11回の経営法務人材養成塾の導入編として、講師の経験談やケースメソッドを通じて、企業法務担当者の考え方や経営判断への関わり方を体感し、知恵と知識の違いや経験値の活かし方、「人ごと」を「自分ごと」にする発想に触れます。

講師紹介 ▶ **児玉康平** 氏 (元 株式会社日立製作所 執行役常務 (GC/CLO))

東京大学法学部卒業。1987年日立製作所入社、1994年コーネル大学ロースクール卒業。1997年より2011年まで日立北米本社の社内弁護士として勤務の後、2018年より2024年まで日立製作所の執行役常務としてGC/CLOを務める。著書として神田秀樹東京大学名誉教授（公益社団法人商事法務研究会代表理事会長）らとの編著にて、『コーポレートガバナンス改革と上場会社法制のグランドデザイン』（商事法務、2022年）。

開催日程等

- 開催日程：2026年4月16日（木）18時30分～21時（講義90分+名刺交換・交流会60分程度）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 3階）
- 定 員：60名（先着順） ●申込期限：2026年4月15日（水）
- 受 講 料：16,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆経営法務人材養成塾【イントロダクション】は、全11回シリーズの第1回として、企業法務の現場感覚や考え方の「入り口」に触れる特別講義です。
- ◆本回では、講師の経験談を通じて、勉強方法、知恵と知識の違い、企業法務の基本的な考え方、経験値は増やす方法は仕事量だけではないこと、「人ごと」を「自分ごと」にする発想などを紹介します。
- ◆さらに、本塾で具体的に議論する最初の事例に触れることで、ケースメソッドを通じて何を学べるのか、その思考のきっかけを体感します。
- ◆企業法務担当者は自己の経験や考え方を整理する機会として、弁護士は企業法務の現場を理解する手がかりとして、双方にとって経営法務を共通言語で語る第一歩となる内容です。

※終了後に任意の懇親会がございます。講師だけでなく参加者同士のネットワーク構築のためにご活用ください。

経営法務人材養成塾【2025年度の受講生の声】

・「知識」だけではなく「知恵」を学ぶ、他のセミナーや書籍では学ぶことができない唯一無二の場

実務に直結したケースメソッドで、これまで考えたことのない視点からの指摘やアドバイスを受けることにより、法務人材としての視野が格段に広がりました。日本のリーガルにおよそ欠けている視点をここでは学べる。何をすべきか、なぜそれが必要かを実務に則して理解でき、一般的な講義とは身につき方がまったく異なると感じます。

・答えがないからこそ面白い

発言に詰まることがあります、それが自分の課題発見につながります。生徒の質問にもとことん付き合って回答ください、それが他の生徒の質問にもつながっていく。参加者全員が積極的に議論に加わるため、自分も自然と発言でき、毎回新しい発見があります。

・ゼミ形式で「法務パーソンとしての矜持」を磨く

単なる法的知識のインプットにとどまらず、経営層にどう示すか、組織をどう動かすか——法務の中核人材に求められる「思考」と「胆力」を養えます。リーガル責任者になるための知見・覚悟（生き様や心持ちまで）が身につく。

・実務の第一線で役立つ「生きた学び」

講師の経験や具体例をもとに社外弁護士ではできない和解交渉の裏側や近時の話題（生成AI・サイバーセキュリティ）など、他では聞けないエピソードが満載。法的リスクとレビュー・リソースのせめぎ合いに、経営法務の醍醐味を感じました。

・グローバル法務に向けたマインドセット

グローバル法務では、マインドセットや備える知識ノウハウが国内のものとは全く異なることがわかりました。時に、経営との激しい論争も厭わない。法律が異なる海外で法務を展開するには、そうした覚悟が必要であることを痛感しました。

・講師の一言ひとことが胸に刺さる

資料に頼らず、その場で議論が展開していくスタイルは緊張感もありますが、だからこそ深い学びにつながります。児玉氏だからこそ成立する講座だと思います。

・「楽しい」講座——だが、いい意味で疲れる

毎回、脳に汗をかく濃密な2時間。終わるころには達成感と、次回までに考えたい課題が手元に残ります。

・この講師にしてこの講義在り、疑問の残らない即解の講座

講師の児玉氏は豊富な実務経験を有しており、質問に対してその場で的確に回答してくださるため、受講中に疑問が残ることはありません。さらに、実務上の判断に迷う場面や、検討すべきポイントの濃淡、取捨選択の感覚まで具体的に学べる講座です。

企業法務担当者のための実務対応ガイド ～事例で学ぶ、現場で迷わないための法令の勘所～

セミナー概要

法務担当者に求められる知識・スキルは多岐にわたりますが、基礎を体系的に学ぶ機会は限られています。キャリア初期の方や法律を専門に学んでいない方にとっては、「どの法令が関係するのか」「何に注意すべきか」と迷う場面も少なくありません。本講座では、契約書や社内規程、法改正対応など、法務の主要テーマをケースを通じて学び、基礎知識と実務判断力を身につけます。さらに、Q&Aで初学者の疑問にも応え、現場で活かせる力を育む全6講（2日間）の実践的プログラムです。

講師紹介

- 玉置貴広 氏（企業法務担当者、消費者庁出向〔2020年～2022年〕）
 北山 昇 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業、個人情報保護委員会事務局出向〔2017-2019〕）
 野澤大和 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業、法務省民事局（会社法担当）出向〔2015年～2017年〕）
 坂本佳隆 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、法務省民事局（会社法担当）出向〔2017年～2019年〕）
 伊藤伸明 弁護士（長島・大野・常松法律事務所、公正取引委員会事務局経済取引局企業結合課出向〔2017年～2019年〕）
 益原大亮 弁護士（TMI総合法律事務所、厚生労働省大臣官房総務課法務室出向〔2019年～2021年〕、同省労働基準局労働条件政策課出向〔2021年～2023年〕、同省医政局参与〔2023年～〕）

開催日程等

- 開催日程：第1回 2026年2月19日（木）13時～17時（質疑応答込み）
第2回 2026年2月27日（金）13時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年2月18日（水）
- 受 講 料：44,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆企業活動のグローバル化や複雑化が進む現代において、企業法務部門には、法的リスクの適切な管理やコンプライアンス体制の整備、社会的信頼の確保が強く求められています。その中核を担う法務担当者には、確かな法令知識と実務判断力が不可欠です。
- ◆しかし、日々の業務に追われる中で法令を体系的に学ぶ機会は限られており、キャリア初期の方や法律を専門に学んでこなかつた方にとっては、「どの法令が関係するのか」「何に注意すべきか」と迷う場面が少なくありません。契約書作成、取引先対応、社内規程整備、行政手続、危機対応など、実務のあらゆる場面で法的判断が求められるからです。
- ◆本講座では、こうした状況で必要となる主要な法分野の基本構造と実務上の勘所を、具体的なケーススタディを通じて学びます。全6講（2日間）のプログラムを通して、契約書や社内規程と法令の関係、法改正への備え、有事対応の要点などを体系的かつコンパクトに整理します。さらに、全講師によるQ&Aセッションを設け、初学者が抱きやすい疑問（勉強・リサーチの仕方、所管官庁対応、弁護士への質問など）にも答えます。「今さら聞けない基礎知識」を確認し、現場で活かせる法務対応力を身につける確かな足がかりとなるでしょう。

※本セミナーでは法人申込を受け付けています（法人申込は1社につき66,000円（税込））。法人申込では1口の申込で何名でもご受講いただけます（同一法人内に限る）。

主要講義項目

第1講：民法・消費者契約法から学ぶ契約・規約の基本と実務

—業務委託契約・利用規約を題材に、契約条項の考え方とリスク感度を身につける—

（玉置貴広 氏）

第2講：個人情報保護法から学ぶ個人情報の取扱実務

—情報管理規程の作成と執行事例を通じて考える適切な個人情報の取扱い—

（北山 昇 弁護士）

第3講・第4講：会社法から学ぶ平時・有事における取締役の行動規範

—株主総会、アクティビスト対応、買収提案等を通じて考える取締役の行動規範と法務担当者としての着眼点—

（野澤大和 弁護士）

第5講：独占禁止法から学ぶ社内ルールと取引の公正性

—コンプライアンス規程整備を通じて考える「内部統制」と「取引慣行」の線引き—

（伊藤伸明 弁護士）

第6講：労働法から学ぶ社内トラブル対応の基本

—ハラスメント・懲戒対応を通じて考える「予防法務の観点からの社内トラブル対応」—

（益原大亮 弁護士）

法務カウンセリングの技術

～ケース・スタディを通じてカウンセリングのノウハウを習得する～

セミナー概要

具体的な相談案件を素材として、法務担当者が法律相談業務（弁護士への相談依頼を含む）を遂行するうえで身に付けておきたい法務カウンセリングの技法を解説。



講師紹介 **松本伸也** 弁護士（丸の内総合法律事務所）

昭和57年 早稲田大学法学部卒、昭和59年 司法試験合格、昭和62年 司法修習修了（39期）、同年弁護士登録、平成17年～20年 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官、平成19年 滋澤倉庫（株）社外取締役（現任）、平成21年～23年 新司法試験考査委員（民法）、平成23年 司法試験予備試験考査委員、同年公益財団法人キリン福祉財団理事（現任）、令和5年 公益財団法人前川財団理事長（現任）、令和7年 公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事（現任）

開催日程等

- 開催日程：2026年3月12日（木）13時30分～17時
※本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月4日（水）
- 受 講 料：38,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



※経営法友会会員には本講を特別割引価格（1名につき27,500円（税込））でご提供します。備考欄に「経営法友会会員」と記載の上、お申し込みください（割引は記載のある場合に限り適用されます）。

講座開設の趣旨

- ◆社内から寄せられる法律相談への対応は、法務部門として日常的に大きな比重を占める重要な仕事です。法務担当者には、法律問題について悩みを抱えている、あるいは解決策を模索しているクライアントである社内の諸部門からの相談に対し、常に最適な解決策や対応方針を提示できるような、カウンセラーとしての素養を備えていることが期待されます。
- ◆しかし、このような素養は一朝一夕で身に付くものではなく、明確な目的意識といくつかの重要な指針を基礎に置いて、主体的に日常の法律相談業務を積み重ねていなくて獲得するものです。
- ◆さらに、高度に専門的な知見を必要とする案件について、弁護士に相談を依頼することも法務部門の主管業務ですが、法務担当者には、社内クライアントと弁護士との単なる伝言板ではなく、会社の意図や実情、必要な情報を弁護士に伝達するとともに、弁護士との間で専門レベルでのコミュニケーションを的確に行い、弁護士と協働して解決策を見出していく主体的な役割が求められています。
- ◆そこで本講では、具体的な相談案件を素材として、法務担当者が法律相談業務（弁護士への相談依頼を含む）を遂行するうえで身に付けておきたい法務カウンセリングの技法を解説します。

（受講者には事前に設例を検討していただき、当日はディスカッションを交えて講義を進めます）

※事前検討課題は開催日の1週間前を目安に受講者にお送りする予定です。事前にご一読のうえご受講ください。

主要講義項目

- 1 法務部に求められている役割と意識
- 2 法務部員が備えているべき資質・能力
- 3 法務カウンセリングの技術
- 4 ケース・スタディ（全4ケースを予定）

ケース・サンプル

〔設例〕

産業廃棄物処理業者X社は、産業廃棄物処理施設を建設するには立地条件その他の理由から、甲社の所有しているA土地が最適であると判断し、甲社に対し、当該土地を買いたい旨の申し入れをしてきた。

甲社は、当初、当該土地には土壤汚染があり、処理費用や責任問題もあることから、売却に躊躇を覚えていたが、X社は、土壤汚染は処理せずそのままの状態でよく、また、売買価格も市場価格でよいとの条件を提示してきた。なお、当該土地の周辺には住宅はなく、反対する住民も存在しないものとする。但し、当該土地には、土壤汚染対策法の適用の余地があるものとする。

〔設例への相談事項〕

- 1 本件の売却話を進める場合に留意すべき点はないか。
- 2 当該土地を市場価格で売却することは問題ないか。
- 3 この土地をX社に売却するとして、売買契約条項として特に盛り込むべき条件はどういう内容が考えられるか。



AI時代を生き抜く“揺るがない法務力”を鍛える寺子屋 —基礎思考×契約実務×AI活用の方法論—

セミナー概要

AI活用が前提となる時代においては、AIを鵜呑みにするだけでなく、活用するための前提となる法務の基礎思考と、AI成果物を踏まえた、相談・契約実務における判断力の重要性が高まっています。本セミナーでは、事前学習としてのオンライン配信（基礎編・契約交渉編）を前提に、二名の弁護士が対面で参加者の個別疑問に応じながらAIを「活用」するための実務の勘所を解説します。双方型の議論を通じて、AI時代の法務に求められる実践力の習得を目指します。

講師紹介 壱岐祐哉 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

2018年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2019年弁護士登録（第二東京弁護士会）。2019年-2023年中村・角田・松本法律事務所所属、2023年長島・大野・常松法律事務所入所。

M&A取引、株主総会対応、コーポレートガバナンス、企業間紛争等を中心とした企業法務全般を取り扱うほか、労働法に関するセミナーも多数開催している。

著作として、「コーポレート・ガバナンスコード改訂の基本と人事労務実務への影響」（労働法学研究会報2022年12月1日号（第2778号））、『一読でわかる労働法入門』（労働開発研究会、近刊予定）など。

平山直樹 弁護士（平山総合法律事務所）

2016年京都大学法学部卒業。2018年京都大学大学院法学研究科卒業。2019年弁護士登録（大阪弁護士会）。2019年弁護士法人大江橋法律事務所入所。2024年平山総合法律事務所入所。

M&A取引、会社法関係争訟、内部通報対応、契約書・プライバシーポリシー等のリーガルチェック等の企業法務全般を取り扱うほか、人事労務に関する法律相談（内規作成、修正等）、紛争代理、ハラスメント調査など、労務案件も多数取り扱う。

その他、立命館大学エクステンションセンター講師も務める。

- 開催日程：第1回 2026年4月20日（月）、第2回 2026年5月8日（金）、
第3回 2026年5月20日（水）各回15時～17時（会場限定）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2日本橋フロント3階）
- 定 員：15名（最少開講人数6名）（先着順） ●申込期限：2026年4月3日（金）
- 受 講 料：88,000円（税込）／1名分
※「法務の基礎のその手前」「契約交渉ロールプレイング」のどちらをお申し込みの方は2万円引き、両方お申し込みの方は4万円引きでご提供します。

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆AIツールの普及により、法務業務の一部は自動化されつつあります。しかし、AIの成果物をそのまま使うことで良いのかを思考した上で、最終的な意思決定・リスク判断・社内支援を担う「法務の思考力」「相談対応力」は、依然として人にしかできない領域です。

◆本セミナーでは、既に配信中の①「法務の基礎のその手前」と②「契約交渉ロールプレイング」を事前学習として位置づけ、これらの基礎的理解を「AI時代の現場で使える力」へ引き上げます。

壱岐祐哉弁護士・平山直樹弁護士の二名が、受講者からの具体的な悩み・疑問を取り上げて議論する寺子屋方式を採用。AI時代にこそ必要となる、

- ・AI時代でも必要となる法務の基礎的な考え方（判断の筋道）
- ・AI活用を前提とした法務相談・契約レビューの実践知

を、双方で深掘りします。

◆対面限定の少人数制だからこそ可能な密度の高い議論と、実務の「モヤモヤ」に二人の弁護士がその場で答えるリアルな学びを提供します。

※受講自安：社会人経験10年未満

◆お申込者には事前アンケートを提出いただきます【お申込後に記入シートをお送りします】◆

主要講義項目

1. イントロダクション

- (1) 事前配信①②の総復習：「法務の基礎思考」の型／契約交渉の基礎
- (2) AI活用が前提になる時代、法務に求められる役割とは
- (3) 本日取り扱う質問の整理・全体像

2. AIでは代替できない「思考・判断プロセス」の可視化

- (1) 法務判断の「目の付け所」
- (2) 典型論点を「構造化」して判断する
- (3) AIの回答を検証するための形式チェックリスト
- (4) AIの回答は、なぜ「浅い」ことがあるのか？—AIの回答を検証するプロセス

3. AIを使いこなした法務相談・契約実務

- (1) AIを使った効率化の「ここまでOK／ここからはNG」
- (2) AI契約書レビューの「失敗典型パターン」
- (3) 相談対応にAIを活用するためのコツ
- (4) 具体例で比較検討
 - ・AI生成案 vs. 壱岐・平山両弁護士の修正版の徹底比較
- (5) 「AIを使っても最後は人が決める」—判断力のポイントは何か

4. 受講者の悩み・ケースを扱う寺子屋：論点別ディスカッション

（事前アンケート+当日リアルタイム：実際に受講生から寄せられた質問によって内容は変更されます。）

＜具体例＞

- (1) 契約書レビュー×AI
 - (2) 社内相談対応×AI
 - (3) 営業・企画部門とぶつかる時の「説明の型」
 - (4) 「そもそも法務はどこまで関与すべきか」問題
- ※二名の講師が丁寧に議論しつつ、必要に応じてロールプレイも挿む形式とする予定です。

5. まとめ：AI時代の法務キャリアの築き方

- (1) AIを使いこなすための実務習慣
- (2) 部署内でのナレッジ共有方法
- (3) 今後の法務に求められるスキルセット

1.2を第1回、3を第2回、4.5を第3回（予定）

法務部員・弁護士のAI時代の教育を考える ～ナレッジのその先へ～

セミナー概要

この講座は、今すぐ使えるAI活用のノウハウを直接提供するものではありませんが、数年後または10年後、みなさんが「プール」の泳ぎ方は学べなかつかもしれないが、「海」の泳ぎ方は学べた、そんな風に思い起こしてもらえる講義・対談となることを目指しています。

講師紹介 照井 勝 弁護士（青山総合法律事務所）

1998年早稲田大学法学部卒業、2000年弁護士登録/同年 長島・大野・常松法律事務所所属、2007年University of Southern California修了、2008年UCLA Extension (the Business and Management of Entertainment) 修了、2009年 青山総合法律事務所にパートナーとして参加。2015年、2017年、2019年、2021年、2023年、2025年一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻非常勤講師（エンタテインメント法）、弁護士知財ネット理事・ジャパンコンテンツ調査研究チーム座長。修行・勉強法に関する著作として、「文楽・人間国宝 竹本住太夫師匠に聞く」（メインインタビュー担当）（Law & Technology No.74）、「追悼 竹本住太夫師匠 基本に忠実に、素直に」（Law & Technology No.80）、「著作権実務を深く、広く、遠く学ぶために」（BUSINESS LAW JOURNAL 2020年2月号）、「世の中は存外公平なものですよ、頑張っている人を放っておきません——長島安治先生の教え」（NBL1285(2025.3.1)号）。

殿村桂司 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

2004年京都大学法学部卒業、2006年京都大学法科大学院修了、2007年弁護士登録（2014年再登録）、2013年Columbia Law School卒業（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2013年～2014年Kirkland & Ellis（Chicago）勤務。

主要著書・論文：『日米欧個人情報保護・データプロテクションの国際実務』（共著。商事法務、2017年）、『詳説・カーブアウトM&A』（共著。商事法務、2023年）。

- 開催日程等
- 開催日程：2026年5月14日（木）14時～17時（質疑応答込み）
 - 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
 - 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年5月13日（水）
 - 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講師からのメッセージ■

◆この講座は2023年に実施し、好評を得たWEBセミナー『「考える」？ いや、「考え抜く」法務へビジネスパーソンのための思考の再レッスン～』の続編です。講師の一人である私（照井）が弁護士になった直後、「リサーチの参考になる文献リストがあれば役に立ちますよね」と安易につぶやいたところ、指導担当の弁護士から「そんなことをしたら自分の頭で考えなくなる」と一蹴されました。それから約四半世紀が経ち、個別の論点や契約書のひな型を取り上げる書籍は充実し、オンラインでのリサーチが当たり前となり、遂にはAIが契約書やメモ作成のための所与のツールとなりつつあります。

◆AIの飛躍的進化という激流を目の当たりにし、法務部員や弁護士、特に若手の方はこれから、何を、どう学んでゆけばよいのか、日々模索されているのではないかと想像します。今回は、AIガバナンスの分野で2025年日経弁護士ランキング1位を獲得した殿村桂司弁護士にAI法務の最前線について講義してもらいます。それを踏まえた上で、AIを前提とする社会において、法務部員または弁護士としての我々が組織に所属しながらも「個」の存在として活躍するためには、更には自らの業務にやりがいを感じられるようになるためには、一体何が必要であるかを講師の2人で自由に議論する予定です。

◆AIを法務のためのツールとしてどのように利活用できるのか、すべきなのか、については多くの書籍やセミナーが既に存在し、そしてこれからも提供していくはずです。今回の講座は、それらとは一線を画すものです。この講座を通じて、今すぐ使えるノウハウは提供できないかもしれません。しかしながら、数年後又は10年後、受講生のみなさんが「プール」の泳ぎ方は学べなかつかもしれないが、「海」の泳ぎ方は学べた、そんな風に思い起こしてもらえる講義・対談にしたいと考えています。

主要講義項目

I AI法務の最前線

- 1 法務におけるAIツールの活用と留意点
- 2 AIリスクに対応するAIガバナンスとAI規制の関係
- 3 AIエージェントを巡る法的問題

II 法務にかかわるビジネスパーソンは、何を、どうやって学べばよいのか

- 1 AIによる現在進行形の、そして今後予想される法務の変化
- 2 AIにはできること、AIにはできないことは何か
- 3 AI時代における法務部員又は弁護士に必要とされるスキル・知識とは
- 4 AI時代における「学び」の再構築
- 5 AI時代における新人教育のあり方…





法務・総務・審査・経理等の新任担当者のための ビジネス法務の基礎知識

【法人申込】

セミナー概要

各部門が業務を的確に進めていくために必要なビジネス法務の基礎知識について、契約・取引管理や社内体制整備、トラブル対応など実務で直面しやすい場面ごとに、オンデマンドによる基礎編として体系的に解説します。そのうえで、会場開催の実践編では、事例検討や近時の法改正・最新動向にも触れながら、日常業務における理解の土台となる知識と考え方を、分かりやすく整理します。

講師紹介 → **太田大三** 弁護士（丸の内総合法律事務所）【第2部ご登壇】

平成3年私立武蔵高等学校卒。平成8年東京大学経済学部経済学科卒。平成8年司法試験合格。平成9年東京大学経済学部経営学科卒。平成11年司法修習終了（51期）。平成11年弁護士登録。平成15年経済産業省特許庁法制専門官。平成18年弁理士登録。平成24年マークテック株式会社監査役。平成26年ジークライト株式会社社外取締役。令和元年株式会社デコルテ・ホールディングス社外監査役（現任）

神代 優 弁護士（丸の内総合法律事務所）【第1部・第2部ご登壇】

平成14年私立茨城高等学校卒。平成18年早稲田大学法学部卒。平成21年早稲田大学法務研究科修了・司法試験合格。平成22年司法修習終了（新63期）・弁護士登録。平成29年～令和元年民間企業出向。令和3～5年経済産業省デジタル取引環境整備室法令専門官。

眞木純平 弁護士（丸の内総合法律事務所）【第1部・第2部ご登壇】

平成18年私立慶應義塾湘南藤沢高等部卒。平成22年慶應義塾大学法学部卒。平成24年慶應義塾大学法務研究科修了・司法試験合格。平成25年司法修習終了（66期）・検事任官。平成31年弁護士登録（弁護士職務経験）。令和3年検事復帰。令和5年弁護士再登録。

- 開催日程等
- 第1部（基礎編） 視聴期間：2026年4月1日（水）10時～2027年3月31日（水）17時
 - 第2部（実践編） 開催日程：2026年7月8日（水）15時～17時（途中休憩含む）
 - ※オンデマンド配信日程 2026年7月22日（水）～2027年3月31日（水）17時
 - 第2部開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
 - 第2部定員：40名 ●申込期限：2027年3月17日（水）
 - 受講料：66,000円（税込）／1社分
 - ※お申し込み1口につき、同一法人内であれば人数制限なくご受講いただけます。
 - ※【個人申込】は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆法務、総務、審査、経理等の管理部門は、取引関係の管理や社内体制の整備、トラブル対応などを通じて、日常的に法律や法律問題と向き合う役割を担っています。そのため、各部門の担当者には、自身の専門分野にとどまらず、ビジネス全体を見渡す観点からの基礎的な法務知識が求められています。
- ◆本講座では、実務の現場で頻繁に直面する場面を念頭に置きながら、業務を進めるうえで最低限押さえておきたいビジネス法務の基礎知識について解説します。契約や取引関係、会社内部の仕組み、紛争対応の考え方などを中心に、近時の法改正や最新動向にも触れつつ、実務に即した形で分かりやすく整理します。
- ◆講義内容は、ビジネス法務の基本的な枠組みを整理したうえで、日常業務にすぐに活用できる実践的なテーマをバランスよく取り上げて構成しています。新任担当者の方はもちろん、管理部門として求められる知識や考え方を体系的に整理・再確認したい方にとっても、有益な機会となる内容です。
- ▶本講座は2部構成となっており、第1部（第1講～第5講）はオンデマンド配信により、各分野の基礎を体系的に学んでいただきます。第2部（第6講）は会場開催とし、最新トピック（近時の法律改正の動向等）の解説、事例研究、よくある質問や事前質問への回答などを通じて、理解の定着と実務への応用を図ります。基礎固めから実践的な視点までを一連的に学べるプログラムとして、管理部門担当者が業務に必要な知識と考え方を体系的に身につける機会としてご活用いただけます。

主要講義項目

第1講 イントロダクション

～ビジネス法務における法律問題について

- 1 ビジネス法務における登場人物
- 2 ビジネス法務において 各法律の位置づけと法律同士の関係の理解は必須
- 3 法律問題は、関係ごとに考える！
- 4 ビジネス法務における「広範囲の知識」の重要性
- 5 法律の内容、法律の解釈についての調査について

第2講 対外的な関係における基礎知識（その1）

～取引先との関係～

- 1 取引先との関係は、いかなる根拠に基づいて発生するのか？
- 2 契約、契約書の基礎知識
- 3 各種代金の請求・支払にかかる基礎知識

第3講 対外的な関係における基礎知識（その2）

～取引以外との関係～

- 1 契約関係にない相手方との間の民事的な法律関係
- 2 国・地方公共団体との間の関係に関する基礎知識
 - (1) 刑事／(2) 行政

第4講 株式会社の内部的関係における基礎知識

- 1 株式会社とは？
- 2 株式会社の機関に関する基礎知識（監査役設置会社の場合）
 - (1) 株主総会／(2) 取締役、取締役会
 - (3) 監査役、監査役会／(4) 執行役員
- 3 監査役設置会社以外の形態
- 4 株式会社の従業員に関する基礎知識

第5講 紛争や問題が生じた場合の基礎知識

- 1 取引先等との間で紛争が生じた場合の基礎知識
- 2 社内で不正等の問題が生じた場合の基礎知識

第6講 近時の動向・事例・Q&Aで整理するビジネス法務の勘所

- 1 近時のビジネス法務の勘所
 - (取適法等、近時の法律改正の動向も踏まえて)
- 2 事例研究
- 3 よくある質問・事前質問への回答

※一部会場限定パートあり



数学的思考と費用対効果で考える 「手放す」法務への挑戦

セミナー概要

AIの進展により法務業務が大きく変わる中、戦略法務への進化がいっそう求められています。サステナビリティやSNS対応など新たな役割も増す中で、契約レビューや相談対応といった日常業務を手放し、法務機能を経営・社会視点で価値あるものへと変革すべしと考える講師が、その実践のあり方を模索します。

講師紹介 小林洋光 氏（アデコ株式会社 執行役員／Chief Legal Officer 国際企業法務協会（INCA）会長 ニューヨーク州弁護士）

神戸大学卒業、The Elisabeth Haub School of Law修了（JD）。

さまざまな日系・外資系企業にて20年超にわたり企業内法務に従事しつつ、地域活性化を実践する（株）トビムシ取締役、教育格差の是正を目指す（株）すらネット社外取締役、共感資本社会を創る非営利株式会社eumo監査役など複数企業の役員を兼務。

- 視聴期間等
- 視聴期間：2025年12月25日（木）10時～2026年2月25日（水）17時
 - 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 - 申込期限：2026年2月19日（木）
 - 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



■講師からのメッセージ■

AIリーガルツールが全盛を迎え、法務業務の約半分がAIツールに置き換わるとされる今日、我々法務担当者の業務が契約レビューなど旧態依然としたルーティン業務にとどまっているのか。企業内法務の形態が臨床法務、予防法務から戦略法務に移行するなか、真に「戦略」的である法務機能の在り方とは何かを日々考えています。ビジネスと人権に代表されるサステナビリティ、SNS炎上対応による企業ブランド価値の向上など、これまでにない役割が法務に求められている昨今、会社経営目線からも社会目線からも視認性ある法務機能に進化するためには、特に日常業務の比率の高い業務（契約レビュー、問い合わせ対応）をいかに手放してスペースを確保できるかが喫緊の課題であります。このセミナーでは（まだ道半ばの挑戦ですが）私の経験を踏まえてたどり着いた考え方を皆さんに共有しつつ、この課題にいかに対処しうる進化系の法務像を模索できれば幸いです。

※タイトルに「数学的思考」とございますが、数学の知識や数式の使用を前提としたセミナーではございませんのでお気軽に申込みください。

主要講義項目

- I 法務の今、昔
- II 契約レビュー前にできること・するべきこと（実際の契約書サンプルを用いて）
 - ・とことん手を抜くことを考える
 - ・誰のため何のための契約か、リスクと機会を考える
 - ・「リスク・可能性がある」という考えを捨てる
 - ・ゴミ箱にふたをする
- III 人財・予算獲得や調査研修など法務業務を円滑に進めるために
 - ・経営にとって法務機能の価値とは
 - ・事業部にとって法務機能の価値とは
 - ・前に出る、そしてしんがりを務める
 - ・お互いの利害と費用対効果を考える
- IV 法務部門をやる気にさせるために
 - ・手放す法務にとって最大の抵抗勢力～本当の敵は自分自身！？～
 - ・心配を信頼に変えるパラダイムシフト
 - ・誰のため何のための法務機能か
- V 今後の法務をに思う方へ
 - ・これからのシン法務の未来は前途洋洋
 - ・ともに変態になろう～挑戦する法務を目指して～



仮説思考×要件効果フレームワークで進める社内法律相談対応の技法 ——生成AIに負けない法務部員になるために

セミナー概要

講師が経験に基づき獲得した社内法律相談対応スキル向上に関するノウハウを、実際に使用できる「文言例」や「法律相談シート」などのサンプル資料とあわせて提供。

講義時間

約2時間

講師紹介 松尾剛行 弁護士（桃尾・松尾・難波法律事務所）

2007年弁護士登録（第一東京弁護士会）後、3社の法務部門出向経験を有し、『キャリアデザインのための企業法務入門』（有斐閣、2022年）等、企業内法務に関する著作も。情報セキュリティスペシャリスト等の資格を有し、『生成AIの法律実務』（弘文堂、2025年）や『IT・AI法務のゴールデンルール30』（学陽書房、2025年）を著す等、IT・AI分野の経験が豊富。

視聴期間等

- 視聴期間：2026年1月9日（金）10時～2026年3月9日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月2日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

- ◆生成AI時代において、どのようにAIやリーガルテックだけではできない付加価値を発揮していくべきか、という点を課題として考えている法務担当者の方は多いのではないでしょうか。本セミナーにおいては「法律相談」をテーマとして、どのような新時代の付加価値を習得し、実践する方法をお伝えします。
- ◆講師は、約20年法律事務所で弁護士業務に従事する中で、3社の法務部門への出向経験を有しています。出向中には、IT・AIなどの専門用語が多くいる部署からの法律相談にも対応してきました。
- ◆そして、依頼部門の相談者によるいわば「生煮えの話」や、場合によっては「こんがらがった力オスな話」を法的に整理することは、法務担当者が法律相談で直面する重大な「悩み」であると同時に、それこそがChatGPT等には対応できない、AI・リーガルテック時代の法務担当者の付加価値です。本セミナーにおいては、講師の経験に基づき、法務担当者が社内法律相談の能力を向上させるためのノウハウ等をお伝えいたします。その際には、講師が頻繁に利用する具体的文言等をお伝えすると共に、「法律相談シート」のサンプル等の資料もご提供いたします。

主要講義項目

I 生成AIを超える！法律相談能力習得の必要性

II 複雑な相談を仮説思考とフレームワークで解決する

- 1 要領を得ない依頼部門からの相談
- 2 要件効果フレームワーク
- 3 傾聴
- 4 相談シート（サンプル添付）の活用
- 5 仮説思考

III 実務上の留意点

- 1 法務としての感度を上げる
- 2 共感はするが、法務見解は別
- 3 相談者が無理に「法務承認済み」を取ろうとしていないか
- 4 生成AIの回答を提示する相談者
- 5 会議での相談とメール・チャット相談

コーポレート実務におけるAI活用入門

—IR・株主総会・取締役会業務の効率化と新標準



セミナー概要

生成AIの普及が進む中、IR資料作成や株主総会・取締役会運営などのガバナンス業務では、なお効率化の余地が残ります。本セミナーはオンラインの基礎編と、会場限定30名で実施する実践編の2部構成で、資料・議事録作成や情報整理の具体的手法と、AI導入を安全に進めるための考え方を体系的に学びます。

講師紹介 金子晋輔 弁護士（法律事務所Verse代表弁護士）

2006年東京大学法学部卒、2008年中央大学法科大学院卒、2009年弁護士登録（62期）、2016年ニューヨーク大学ロースクール（LL.M.）修了、2019年ニューヨーク州弁護士登録。外資系法律事務所、企業法務でインハウス（社内弁護士）、スタートアップでコーポレート担当執行役員として勤務のち、現在は法律事務所Verseの代表弁護士。

主な業務としては、AIをはじめとするテクノロジー領域の法律・知財業務のほか、法務部・士業向けAI活用コンサルティング、経営者・役員・監査役向けAI活用ワークショップ、カンファレンス・ハッカソン企画運営、教育機関向けAI教育支援等を手掛ける

開催日程等

- 開催日程：第1部 2026年2月24日（火）15時～16時（LIVE配信）＊会場開催はございません。
(オンデマンド配信期間 2月25日（水）～3月3日（火）)
- 第2部開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：30名（先着順） ●申込期限：2026年2月27日（金）
- 受 講 料：38,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆生成AIが日本でも活用されるようになってから約3年が経過し、さまざまな業務でAI活用が進展しています。法務分野においても、契約審査や法務相談などの利用が徐々に広がり、「AIを使うかどうか」ではなく「いかに活用するか」が問われる時代になっています。

◆一方で、コーポレート業務、特にIR資料作成や株主総会・取締役会運営といったガバナンス領域では、まだ十分にAIが活用されていないのが現状です。これらの業務は、正確性とスピードの両立が求められる一方、負担も大きく、効率化の余地が残されています。

◆本セミナーでは、生成AIを活用した資料作成、議事録作成、過去情報の整理・検索などの具体的な実務例を紹介し、導入・運用時の留意点や情報管理、社内ルール整備の考え方を解説します。特定ツールの操作にとどまらず、AIを安全かつ効果的に取り入れるための「考え方」と「実践ステップ」を整理し、ガバナンス業務におけるAI活用の課題を解消することを目指します。

●本講義の進め方●

本講座では、オンラインでの「基礎編」（2月24日）と、会場限定30名で実施する「実践ワークショップ」（3月3日）の2段構成により、AI活用の“考え方”から“現場で使いこなす技法”までを体系的に学びます。

講師が用意したダミーデータを使い、受講者自身のPC・スマホで実際にChatGPT・Gemini・NotebookLMを操作しながら、資料作成、議事録ドラフト、過去情報の整理・検索など、即日業務に持ち帰れる具体的な活用方法を体験していただきます（参加企業のデータ投入は不要）。また、情報管理・誤出力リスクへの対応、導入時の社内ルール整備、承認フローへの組み込みなど、ガバナンス領域特有の留意点についても詳しく取り上げます。

※終了後に任意の懇親会がございます。講師だけでなく参加者同士のネットワーク構築のためにご活用ください。

主要講義項目

1. コーポレート業務におけるAI活用の現状と課題

—IR、株主総会、取締役会業務におけるAI導入動向と、現場での課題整理

2. 生成AIによる資料・議事録作成の効率化手法

—開示資料・社内説明資料・議事録作成への具体的活用例と品質維持の工夫

3. AI活用におけるリスクマネジメントと社内ルール整備

—情報管理・誤出力リスク・ガバナンス観点からの運用ルール設計

4. AI導入を定着させるための実務運用・教育体制

—現場での使い方、承認フローへの組み込み、社内展開の進め方

「似ている、関連する条項・契約」の 相互関係・意味の基本知識と実務のポイント ～契約関係を立体的に理解する～

セミナー概要

効率的で正確な業務遂行のために、契約実務でよく出会う「同じではないが、似ている、関連する条項間・契約間」の相互関係等のしっかりした基礎理解を固める。

講師紹介 遠藤元一 弁護士（東京霞ヶ関法律事務所）

関東学院大学 経営学部講師、社団法人GBL研究所 理事、日本内部統制研究学会 理事、著作として、『第三者委員会報告書 30選』（商事法務、共編著）、ビジネス法務「契約不適合責任をめぐる問題と対応方針」2021年12月号等。企業法務全般をとがけるが、契約法、倒産法、著作権・不正競争防止法、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス関連、危機管理対応、労働法（使用者側）、建築関連訴訟、ソフトウェア訴訟関連等。

- 開催日程：2026年3月10日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月9日（月）
- 受 講 料：33,000円（税込）／1名分



講座開設の趣旨

- ◆企業の法務担当者の方が契約レビュー業務に携わり始める場合、「同じではないが、似ている、関連するように見える条項」を目にしつつも、まずは個々の条項の個々の内容のレビューに注力し、そうした条項等の条項間・契約間の相互の関係等について正確な理解を持たないまま（若干曖昧な理解のまま）、当面の案件処理を行ってしまうことも、現実的には少なからずあるのではないかでしょうか。
- ◆契約レビューについては、個別の条項の内容について丹念に理解・コメントするのももちろん重要ですが、「木を見て森を見ずにならないようにする」「契約関係の立体的で総体的な合意内容を理解する」所作も不可欠です。そのために必要な、契約実務で頻出し、よく出会う「同じではないが、似ている、関連する条項間・契約間」の相互関係等のしっかりした基礎理解を固めておくのは、ベテランから新任担当者まで幅広い法務パーソンにとって、効率的で正確な業務遂行のために有益であると思われます。
- ◆そこで、本セミナーでは、契約実務に大変経験の深い講師が、契約実務で頻出する例を取り上げて、上記のようなコンセプトのもと、わかりやすく、コンパクトに講義します。

法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」 契約ポイント解説＜実践編＞（契約編付）

セミナー概要

セミナー「法務スタッフのための『これだけは知っておきたい』契約ポイント解説」（契約編）の講師陣が開催する、講師と受講者による対話型の新しい形式のセミナー。架空の事例をもとに講師との意見交換を通して、「契約編」で触れた法的論点への対応を実践知として獲得することを目指す。

講師紹介 上村哲史 パートナー弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

藤田知也 パートナー弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

片桐 大 パートナー弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

- 実践編開催日程：2026年3月23日（月）13時30分～17時（会場開催限定）*配信等はございません。
- 契約編視聴期間 2025年12月26日（金）10時～2026年3月30日（月）17時
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：30名（先着順） ●申込期限：2026年3月13日（金）
- 受 講 料：88,000円（税込）／1名分 ※2025年度「契約編」受講の方は1名につき33,000円（税込）で受講いただけます。申込時に備考欄に「契約編」受講者の旨をご記載ください。

（申込画面）



講座開設の趣旨

- ◆定番セミナーとして長年人気を博する「法務スタッフのための『これだけは知っておきたい』契約ポイント解説～実務から考える契約条項の基本と実践～」（契約編）の講師陣が開催する、講師と受講者による対話型の新しい形式のセミナーです。
- ◆本セミナーでは、架空の事例をもとに講師との意見交換を通して、「契約編」で触れた法的論点への対応を実践知として獲得することを目指します。
- ◆法的知識とともに他社との交渉における留意点（契約における論点）も学べるセミナーとなっております。「契約編」を受講された方はもちろん、日々の業務の知見を実践的に整理されたい方にもおすすめのセミナーです。

※本セミナーは、2025年7月30日・8月6日に収録（2025年8月27日（水）～2025年11月28日（金）配信）した「契約編」の動画を事前に提供いたします。ご視聴のうえご参加ください。

※講義当日、講師との意見交換を行っていただくにあたり、開講日の2週間前を目安に講義用資料を受講者にお送りいたします。ご一読のうえご参加ください。

※「講義用資料」の事前検討結果を事務局あてにお送りいただければ、講義当日の進行や言及する論点の参考にさせていただきます。事前検討結果につきましては、3月19日（木）までに事務局あてにお送りください。

基礎から確認 契約業務の実用知識

～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～

セミナー概要

書籍無料贈呈

実用本位の立場から、契約業務経験の浅い担当者にもわかりやすく、豊富な実例を用いながら平易かつ実務的な観点で講義を進める。電子契約についても簡単に解説。

講師紹介 堀江泰夫 司法書士（東京司法書士会）日本大学法学部非常勤講師

1983年早稲田大学法学部卒業、同年(株)リクルートコンピュータプリント入社。1989年司法書士試験合格、翌年(株)西友に入社し、法務部で10年間、株式業務、契約業務、債権回収業務、訴訟対応、M&A業務等を担当。その後、(株)ベルシステム24、(株)ドコモAOL、日本調剤(株)の各社法務部門を経て、2005年9月に新日鐵化学(株)（2018年10月1日付で日鉄ケミカル＆マテリアル(株)に商号変更）に入社し、2025年6月に同社を退職し、現在に至る。企業法務歴は通算で35年間に及ぶ。2005年3月司法書士登録（東京司法書士会）。日本大学法学部非常勤講師（2010年4月～）、日本組織内司法書士協会会長（2013年8月～2017年8月）。現在同協会顧問。

〔著者〕

『契約書作成の基礎と実践—紛争予防のために』（共著）（青林書院、2012年）、『改訂版下請の法律実務』（共著）（三協法規出版、2012年）、『法務部門の実用知識』（商事法務、2013年）、『訴状・答弁書・準備書面作成の基礎と実践』（共著）（青林書院、2015年）、『契約業務の実用知識〔第3版〕』（商事法務、2025年）、『司法書士目線で答える会社の法務実務 株式・株主関係実務から契約関係実務、予防法務まで企業法務全般を解説』（監修）（日本加除出版、2018年）、『民事執行法及びハーグ条約実施法等改正のポイントと実務への影響』（共著）（日本加除出版、2020年）、『令和元年会社法改正のポイントと実務への影響』（共著）（日本加除出版、2021年）、『民法・不動産登記法改正で変わる相続実務～財産の管理・分割・登記～』（共著）（ぎょうせい、2021年）、『実務から見た遺産分割と遺言・遺留分』（共著）（青林書院、2022年）、『Q&A新任法務担当者のためのお悩み相談室』（NBL 1234号（2023）～1256号（同）（各号連載）

開催日程等

- 開催日程：2026年4月17日（金）13時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年4月16日（木）
- 受 講 料：38,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆AIによる契約書審査・作成が一般的となり、各社が様々なサービスを提供しています。AIを利用すると契約書を審査・作成する労力を軽減することができるので、法務担当者が契約業務（契約の審査・作成）から解放されるとする意見も一部にはあります。しかしながら、契約書は、相手方との交渉の結果、言い換えれば妥協の結果成立するものです。納得のいく合意に至るには、AI任せにすることはできず、法務担当自身が一定程度契約業務に精通し、自社にとって最適な判断ができないかもしれません。
- ◆契約業務をこなすには、関連する法律の理解（法律知識の習得）が必要であることは当然ですが、契約業務をスムーズにこなすには、多岐にわたる実務的・方法論的な技術（スキル）、いわゆる「実用知識」の修得が必須となります。
- ◆契約業務に必要となる「実用知識」は、法律書籍・雑誌やセミナーから得られる機会は限られており、OJTを通じて習得されるのが一般的だと思われます。しかしながら、自社の先例にとらわれてしまい、ともすれば基本概念の認識が薄れ、応用がききにくい状況におちいる懸念もあります。
- ◆そこで、「基本に沿った」契約業務に必要な各種の実用知識を、担当者の皆様が短時間のうちに効率的に学んでいただくことができるよう、現役の企業法務担当者であり豊富な職歴・実務経験を有する堀江泰夫氏を講師に招聘し、掲題の講座を開設いたします。
- ◆本講座では、あくまでも実用本位の立場から、契約業務経験の浅い担当者にもわかりやすく、豊富な実例を用いながら平易かつ実務的な観点で講義を進めて参ります。

※サブテキストとして、講師の著書『契約業務の実用知識〔第3版〕』（商事法務、2025年）を無料贈呈。

主要講義項目

第1 契約書の一般的知識

1. 契約書の必要性
 - (1) 契約と契約書（諾成契約と要式契約等）
 - (2) 契約書作成の目的（紛争予防とリスク管理）
 - (3) 証拠力（書証）—契約書と要件事実、二段の推定等
 - (4) 電子契約
 - ・電子契約に関する法律の改正・施行
 - ・押印義務の廃止、書面化義務の緩和等
2. 契約締結に至るまでの流れ
 - ・ヒアリング、相手方との交渉、交渉過程の記録
 - cf. 完全合意条項（Entire Agreement）
3. 契約書の書式（構造）
 - ・契約書の構造、法律用語の使い方（独特な契約用語・間違いやすい用語）等
4. 契約書作成時の留意事項
 - (1) 任意規定と強行規定
 - (2) 公序良俗
 - (3) 契約の効力発生の有無（予約契約、letter of intent等）
 - (4) 契約書と印紙税—印紙税と課税文書
 - (5) 契約書の修正

第2 契約の各条項

1. 一般条項
 - (1) 契約期間（有効期間）
 - cf. 存続条項（Survival Clauses）
 - (2) 解除条項
 - (3) 管轄等
2. リスク管理条項—契約書とリスク管理
 - (1) 債務履行関連
 - ・損害賠償条項（賠償限度額条項、損害賠償額予定条項等）、不可抗力免責条項、契約不適合責任条項等
 - (2) 取引先の信用不安・倒産対応等
 - ・期限の利益喪失条項、相殺条項、所有権留保等の担保権設定条項、業界に特有な条項（ソフト・ロー）、特別な解除条項（①change of control条項、②不可抗力による解除）、表明保証等

おわりに— 契約法務の能力向上のため

※レジュメの末尾にて講師が初任者にお薦めする書籍を紹介する予定です

※本セミナーでは事前質問を募集いたします。事前質問につきましては、当日の質疑応答の時間などで取り上げさせていただく予定です。事前質問の詳細はお申込み後にあらためてご案内いたします。<対象4月10日（金）までの申込者、質問締切4月15日（水）PM12時まで>



契約実務から民法を学ぶ

～近時の電子契約等リーガルテックも踏まえた民法の体系的思考プロセスを養成～

書籍無料贈呈

セミナー概要

契約実務担当者を対象に、膨大な民法の知識を現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、実例や判例を用いながら解説。

講師紹介 ▶ 斎藤弘樹 弁護士（岩田合同法律事務所 パートナー）

危機管理業務（平時の内部統制システムの整備や有事対応）とIT関連業務を多く扱い、日々契約書や利用規約の作成・分析に取り組んでいる。主な著作：『IPOハンドブック（共編著 商事法務 2025年）』、『法務担当者のためのもう一度学ぶ民法（契約編）〔第3版〕』（共著 商事法務 2024年）、『ランサムウェア攻撃に関する論点・危機管理』（月刊監査役 2022年8月号）。

《企画監修》田路至弘 弁護士（岩田合同法律事務所 代表パートナー）

開催日程等

- 開催日程：2026年4月22日（水）13時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年4月21日（火）
- 受 講 料：38,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆契約業務担当者にとって契約実務の前提となる民法の理解は必須となります。しかしながら、基本であるにもかかわらず、膨大な条文数と構造の複雑さから、OJTで習得することは困難といわれます。
- ◆また、民法を学んだ経験のある方でも、実務では慣習や特別法の対応に追われ、一般法である民法が実務ではどのように適用されているかを理解し、活用できている方は多くはないのではないでしょうか。
- ◆本講座では掲記テキストを用い、企業において契約業務を担当されている方を対象に、膨大な民法の知識を現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、実例や判例を用いながら、現実の企業間の取引に即して、かつ実際の取引の進行に従って解説を進めてまいります。
- ◆さらに、2020年4月の民法改正（債権法改正）の論点が、実務上どのような影響を及ぼすのか、普及してきたリーガルテックをどのように取り入れたらよいかについても解説を加えたうえ、企業法全体の体系や契約書作成上の注意点、紛争処理の流れについても適宜触れてまいります。
- ◆新任担当者の皆様にも、民法の知識の整理・理解の場としてのご受講をお勧めします。
- ◆なお、当日は、講義の合間に会場参加者の皆様のご関心事や疑問などを伺いながら講義を進める予定です。
- ◆また、当日質問できなかつた方のために事後質問を受付け（質問期限：6月8日（月））、6月下旬頃より、後日可能な範囲で回答動画を配信いたします。

※テキストとして、企画監修者・講師の著書『法務担当者のためのもう一度学ぶ民法（契約編）〔第3版〕』（商事法務、2024年）を無料贈呈。

主要講義項目

1. 民法と契約の関係

- ① 民法を学ぶための必要なイメージ（物権と知財法は同じようなもの？）
- ② 企業法務の中の民法・契約（担当者が意識すべきポイントはどこか？）

2. 契約締結前の法律関係—契約実務における信義則（1条2項）の反映—

- ① 契約の存在意義（なぜ契約書を作成するのか？）
- ② 契約準備段階の責任（企業間取引の交渉破棄・決裂事例を題材に）
- ③ 契約交渉・契約書作成のテクニック（譲歩は最後の切り札）

3. 契約における基本法理—法律行為を中心にして—

- ① 意思表示の理論（詐欺誤認は実務頻出）
- ② 代理の理論（企業取引の当事者は誰か？）
- ③ 電磁的な方法による意思表示（メール・Web・プラットフォーム等の場合を考えてみる）

4. 契約の解釈と効力

- ① 契約の解釈とは何か（土壤汚染は契約不適合にあたるか？）
- ② 典型契約が契約の解釈に与える影響（委任か請負かが勝敗を分ける）
- ③ 契約書作成のテクニック（ひな形の危険性、基本契約書の重要性、生成AIの活用）

5. 契約の終了と履行強制

- ① 契約解除の注意点（契約書に記載があっても解除できない！？）
法定解除、約定解除、合意解除の各要件と効果
- ② 債務不履行の要件・効果（「不履行」、「損害」、「因果関係」の要件に立ちふさがるハードル！）
「不履行」の意義、損害賠償責任の規定と実務
- ③ 裁判所の利用方法（裁判所は利用しづらい？）

初心者のための企業法務入門 ～ケーススタディを通じて法律実務を疑似体験～

セミナー概要

企業法務についての入門的知識の整理・習得を必要とする方＝初心者を対象として、企業法務の目的・対象・機能・組織など実務のフレームワークを総合的に学んでいただくための基礎研修プログラムで構成。

講師紹介 ➤ 菅原貴与志 弁護士（弁護士法人 小林総合法律事務所）

慶應義塾大学法学部・経済学部卒業後、全日空（現ANAホールディングス）入社。法務部等を経て弁護士登録、2014年より法務省法制審議会委員。現在、弁護士、慶應義塾大学特任教授、東京弁護士会会社法部部長。

主要著書：『企業法務入門20講』、『会社法入門20講』（以上、勁草書房）、『新しい会社法の知識』（商事法務）、『詳論 個人情報保護法と企業法務』（民事法研究会）。

最新論文：「次世代大陸間輸送を巡る法的課題 序説－航空法と宇宙法の架橋－」慶應法学53号、「株主提案権の現在実相」日本法学97巻4号、「株主総会の現代的変容」法律実務研究40号。



開催日程等

- 開催日程：2026年4月24日（金）13時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年4月23日（木）
- 受 講 料：38,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆本講座は、企業法務についての入門的知識の整理・習得を必要とする方＝初心者を対象として、企業法務の目的・対象・機能・組織など実務のフレームワークを総合的に学んでいただくための基礎研修プログラムで構成されています。
- ◆講義の前半では、個別専門分野の法律知識を習得する前段階に学んでいただきたい「企業法務総論」として解説いたします。また、講義の後半は、受講者の皆様に多様なケーススタディを通じて法律実務を疑似体験していただきます（事前に事例課題をお送りいたします）。
- ◆新たに法務担当となられた方々のために、企業法務の入門知識の習得とリーガルマインド向上の礎として、本講座の積極的なご活用をお勧め申し上げます。

主要講義項目

I なぜ今、企業法務なのか

- 1 企業活動と法律
- 2 現代企業を取り巻く法務環境
- 3 相次ぐ立法・法改正と企業法務部門への影響

II 企業法務とは

- 1 多義的な企業法務の概念
- 2 企業法務部の歴史的変遷、著名事件
- 3 企業法務の機能（紛争解決、予防法務、戦略法務）
- 4 あるべき法務部門の編成と役割（業種別の考察も含めて）

III 企業活動をめぐる法律の俯瞰

- 1 民法・商行為法
- 2 会社法
- 3 民事手続法、倒産法
- 4 労働法
- 5 競争法
- 6 國際法務
- 7 知的財産権
- 8 その他（消費者保護法、個人情報保護法、公益通報者保護法、租税法、環境法、業種関連法、損害保険等）

IV 企業法務の疑似体験～ケーススタディから学ぶ企業法務

- 1 商事法務編
- 2 國際法務編
- 3 競争法編
- 4 労働法務編
- 5 債権回収編
- 6 情報法務編

V 企業法務の現代的課題

- 1 コンプライアンス経営の意義
- 2 CSR、ESG、SDGsとコンプライアンス
- 3 コンプライアンスとインテグリティー
- 4 リスクマネジメントと内部統制
- 5 リスクカルチャーの醸成、グループガバナンスとコンダクトリスク
- 6 トラブルに強い企業づくりのために



基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方 [全3講] ～担当者に必須の実用知識を重点集中解説～

セミナー概要

業務に直結するポイントを重点的に解説し、裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、A.I.契約書レビューサービスやChatGPT等の近時のトピックについても適宜取り上げ、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指す。

（本講は2025年10月8日・15日・24日収録セミナーの再募集です）

講師紹介 太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）

平成3年私立武蔵高等学校卒。平成8年東京大学経済学部経済学科卒。平成8年司法試験合格。平成9年東京大学 経済学部経営学科卒。平成11年司法修習終了（51期）。平成11年弁護士登録。平成15年経済産業省特許庁法制専門官。平成18年弁理士登録。令和元年株式会社デコルテ（現株式会社デコルテ・ホールディングス）社外監査役（現任）。

尾臺知弘 弁護士（丸の内総合法律事務所）

平成24年私立佐久長聖高等学校卒。平成28年中央大学法学部卒。平成29年司法試験合格。平成30年司法修習終了（71期）。平成30年弁護士登録。令和3年～5年JFEエンジニアリング株式会社にて勤務。

高橋香菜 弁護士（丸の内総合法律事務所）

平成25年秋田県立秋田高等学校卒。平成29年東北大学法学部卒。令和元年司法試験合格。令和2年司法修習終了（73期）。令和2年弁護士登録。

（申込画面）



視聴期間等

- 視聴期間：2026年4月17日（金）10時～2026年7月31日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年7月17日（金）
- 受講料：66,000円（税込）／1名分

講座開設の趣旨

◆契約書の管理業務（プランニング、起草、審査、交渉、締結、改訂等）に携わる実務担当者が身に付けておかなければならぬ法律上・実務上の基礎知識は、きわめて多岐に亘ります。しかし、それらを短時間のうちに効率良く学ぶことのできる機会は、意外と少ないので実情のようです。

◆そこで、本講座は、多忙な実務担当者の皆様が、契約書の管理業務の遂行に必須の基礎知識を、集中的に、また、過不足なく習得していただけるよう、全3講・計12時間のプログラムをご提供しています。

◆講義は、実用知識の習得を眼目とし、実際の業務に直結するポイントを重点的に解説するとともに、実務の裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指します。

※本セミナーは2025年10月8日・15日・24日に開催（2025年11月4日～2026年2月9日配信）したセミナーの再募集です。

主要講義項目

第1講 契約・契約書の基礎知識

1. 「契約」とは、「契約書」とは何か
2. なぜ、「契約書」を作らなければならないのか
—契約書の意味
3. 「契約書」における文言はどのように解釈されるのか
4. 契約書の形式（その1）本文以外の形式等
5. 契約書の形式（その2）署名・記名押印
6. 契約書の形式（その3）約款について
7. 契約書の形式（その4）電子契約について
8. 契約書の内容 契約書に記載したことは全て効力を発するのか
9. 契約の内容に「執行力」をもたらすためには

第2講 契約書の作り方・読み方（総論）

1. 各種の契約書における条項の基本的な構成イメージ
2. 「何をするのか」・・・当事者それぞれの履行すべき内容に関する条項の例
3. 主として契約の効力の存続に関する条項の例
4. 主として何らかの問題が生じる場合に備える条項の例
5. その他の一般条項の例
6. 具体的な条項の作成にあたって

第3講 契約書の作り方・読み方（各論）

1. 売買契約と売買契約書
2. （売買）取引基本契約と取引基本契約書
3. 不動産賃貸借契約と賃貸借契約書
4. 業務委託契約（システム開発委託契約を含む）とその契約書
5. ライセンス契約とライセンス契約書
6. 秘密保持契約と秘密保持契約書



そこが知りたかった ヘルスケアビジネスに携わる法務部員が押さえておきたいポイント

今月より配信

講義時間
約3時間

セミナー概要

ヘルスケアビジネスにおける業法は、各団体からの情報で最新動向を把握できるものの、その関係法令の理解や自社との関係性を正確に把握することには困難が伴う。そこで本分野に精通した講師2名がヘルスケアビジネスに関連性の高い重要な法的テーマを選び、論点を整理したうえで、その位置づけと実務上の意義を明確にする。

講師紹介 越田雄樹 弁護士（池田・染谷法律事務所）

2018年東京大学大学院法学政治学研究科修了。2019年弁護士登録。2019年～2020年東京国際法律事務所、2020年～池田・染谷法律事務所（現所属）。2023年大阪大学 国際医工情報センター メディカルデバイスデザインコース修了。独占禁止法、消費者関連法令に加え、医療ヘルスケア領域の規制法令に関する案件を中心に携わる。

寺前翔平 弁護士（ゾンデルホフ&AINZEL法律特許事務所）

2015年中央大学法学部卒業。2017年弁護士登録。2019年～ゾンデルホフ&AINZEL法律特許事務所。2024年ジョージワシントン大学ロースクール修了(LL.M. in Intellectual Property Law)。特許、商標、不正競争防止法等の知財紛争や多国籍企業の会社側代理人として雇用関係紛争の解決に携わる傍ら、AI法研究会の知的財産部会事務局、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（KGRI）共同研究員なども務める。

視聴期間等

- 視聴期間：2026年2月18日（水）10時～2026年4月20日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年4月13日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆人生100年時代と言われて久しい中、年々ヘルスケアビジネスへの注目が高まっています。2024年には厚生労働省にて「ヘルスケアスタートアップ等の振興・支援策検討プロジェクトチーム」が発足する等、市場規模が拡大傾向にあります。
- ◆ヘルスケアビジネスではいくつかの業法が存在します。それらの業法の最新動向等については、各団体が発信する情報などでキャッチアップすることが可能です。他方、それらと関連する各法令の最新動向やそもそも自社との関連性（ヘルスケアビジネス特有の論点）についての整理には課題を抱えている方が少なくないと聞いています。
- ◆そこで、本セミナーでは、新進気鋭の2名の弁護士が、ヘルスケアビジネスに関連性の高い法的テーマをピックアップし、ヘルスケアビジネス特有の法的論点を分かりやすく整理いたします。

主要講義項目

- I 医療・ヘルスケアビジネスの概況
- II 商品・サービスのPR
 - 1 景表法
 - (1) 広告規制
 - ア 優良誤認表示
 - イ 有利誤認表示
 - ウ ステマ
 - (2) 景品規制
 - 2 薬機法
 - ・医薬品等の広告規制
 - 3 特商法
 - ・通信販売
 - ・マーケティング関連執行事例
- III 新薬・新サービス開発
 - 1 密密保持契約
 - (1) 密密保持契約の意義
 - (2) 密密保持契約を巡るリスク
 - (3) 法務として特にチェックすべき条項とその着眼点
 - 2 共同研究開発契約
 - (1) 共同研究開発契約の意義
 - (2) 共同研究開発契約を巡るリスク
 - (3) 法務として特にチェックすべき条項とその着眼点
 - 3 特許ライセンス契約
 - (1) 特許ライセンス契約の意義
 - (2) 特許ライセンス契約を巡るリスク
 - (3) 法務として特にチェックすべき条項とその着眼点
- IV その他の論点・最新動向のキャッチアップ方法
 - 1 個人情報保護法
 - 2 AI
 - 3 独占禁止法

コーポレートガバナンスに関する実務講座

(全11講セット)

ビジネス・ロー・スクールでは、コーポレートガバナンス実務に関する実務講座をパッケージ化し、上場会社のコーポレートガバナンス実務ご担当者の皆様に向けて、より受講いただきやすい特別割引セット価格でご提供しています。今年は前回から講義数も増え、さらにボリュームアップした内容となっております。

講義No	セミナー名	講師	掲載頁
第1講	取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの最新動向と対応	澤口 実 弁護士	43
第2講	役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ～企業価値向上へのつなげ方～	高田 剛 弁護士	43
第3講	取締役会の実効性評価の実務と最新動向 ～社外取締役50%時代に向けて～	佃 秀昭 氏 ボードアドバイザーズ	44
第4講	任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント ～自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～	渡辺邦広 弁護士	44
第5講	アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか ～押さえておきたい重要ポイント～	太田 洋 弁護士	45
第6講	企業のサステナビリティの取組と企業価値創造	松原 稔 氏 りそなアセットマネジメント	46
第7講	あらためて考える『モニタリング・モデル』の本質と進化するガバナンスの工夫 ～企業の取組事例や経済産業省のガイダンスも参考にして～	塚本英臣 弁護士	46
第8講	機関投資家のスチュワードシップ責任とコーポレートガバナンスの成果：持続的な企業価値の向上	三瓶裕喜 氏 アストナリング・アドバイザーコンサルティング合同会社	47
第9講	攻めと守りの全社的リスクマネジメント	神林比洋雄 氏 プロティビティLLC	47
第10講	グループ会社管理におけるリスクマネジメントとコーポレートガバナンス ～複雑化するリスクに企業はどのように対処すべきか～	三筈 裕 弁護士	48
第11講	企業の稼ぐ力の強化とグローバルガバナンスの実務対応	武井一浩 弁護士 荒井喜美 弁護士 安井桂大 弁護士 渡邊純子 弁護士	48

視聴期間等

- 視聴期間：2025年10月15日（水）10時～2026年3月31日（火）17時
 - 講義時間：約1時間30分～2時間30分×11講
 - 申込期限：2026年3月17日（火）
 - 受講料：198,000円（税込）／1社分
- ※お申し込み1口に対し、人数制限なく何名でも視聴いただくことができます（ただし同一法人内に限る）。

<申込画面>



[受講要領]

- 本コースは、含まれる各セミナーの収録動画を配信してご視聴いただきます。
- URLご連絡後は、配信期間内であれば、いつでも、また何回でも繰り返してご視聴いただけます。

[個別受講]

- 本コースに含まれる各セミナーは個別の受講申込みも受け付けています。詳細は次頁以降をご覧ください。



取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの最新動向と対応

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第1講

セミナー概要

コーポレートガバナンスの最新動向、特にその要である取締役会の変化と、変化への対処について実践的に解説。

講義時間
約2時間

講師紹介 → **澤口 実** 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

東京大学法学部卒業。日本取締役協会幹事、「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」委員。東京大学客員教授、経済産業省「コーポレートガバナンス・システム研究会」委員などを務めた。著書として、『取締役会運営の実務』（商事法務、2010年）、『コーポレートガバナンスの新しいスタンダード』（日本経済新聞出版社、2015年）、『機関投資家に聞く』（商事法務、2022年）のほか、執筆、講演多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年10月15日（水）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆成長やキャピタルアロケーションに関する資本市場の要求の高まりに代表されるように上場企業のコーポレートガバナンスをめぐる環境は引き続き継続的に変化しています。この動向の理解と対処の重要性が高まっています。
- ◆そのような変化は、コーポレートガバナンスの要といえる取締役会に顕著であり、本格的な過半数社外取締役の時代が訪れようとしています。増加する社外取締役が活発に発言する取締役会は、いわばミニ株主総会化しているばかりか、アクティビズムにより争点とされる事例も増加しており、適切な対応はますます重要な課題となっています。
- ◆本セミナーでは、前半にコーポレートガバナンスの最新動向と今後の展望をお話し、後半で、現在の取締役会の変化に伴う最新の動向・問題について取り上げ、取締役会担当の役職員にとって悩ましい問題への対処法について、実践的に解説いたします。

役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ～企業価値向上へのつなげ方～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第2講

セミナー概要

報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、最新事例とともに解説。

講義時間
約2時間

講師紹介 → **高田 剛** 弁護士（和田倉門法律事務所）

東京大学薬学部卒。2000年弁護士登録。鳥飼総合法律事務所を経て2016年和田倉門法律事務所を設立。経営者報酬に関しては、株式報酬を始めとするインセンティブ報酬の導入・運用支援に多数従事。その他、会社法・金商法関連の法律問題、係争案件得意とする。最近の著作として、『実務家のための役員報酬の手引き〔第2版〕』（商事法務、2017年）、『取締役・執行役ハンドブック』（商事法務、2015年・共著）がある。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年11月6日（木）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆役員報酬の設計にあたっては、会社法を始めとする法規制のほか、役員給与の税務に対する正確な理解とともに、報酬開示に関する規制についても留意したうえ、最新動向の把握を踏まえることが、重要なポイントになります。
- ◆特に、上場企業グループにおいては、株式報酬の導入も一巡し、経営戦略の実現や企業価値の向上につながる報酬体系の実現に向け、設計・開示の見直し、精緻化を図る試みがみられます。
- ◆そこで、本セミナーでは、まずは報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、直近の法令改正及び最新事例とともに解説いたします。



取締役会の実効性評価の実務と最新動向

～社外取締役 50%時代に向けて～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第3講

セミナー概要

企業価値向上のために取締役会改革を継続していくことを求められている日本企業が改革を進める中で直面するさまざまな悩みの解決に向けた実践的なアプローチを具体的に解説。

講義時間

約2時間

講師紹介 佃 秀昭 氏 (株式会社ボードアドバイザーズ 代表取締役社長)

東京大学法学部卒業、マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院（MS）経営学修士取得。取締役会実効性評価、社長後継者計画、経営人材コーチング等に従事。1986年三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行。2000年よりエゴンゼンダーにて日本法人社長、本社経営会議メンバーを歴任。2019年3月企業統治推進機構（現ボードアドバイザーズ）の事業開始。金融庁・東京証券取引所「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」のメンバー。

- 視聴期間：2025年11月12日（水）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆2015年にコーポレートガバナンス・コードの適用が開始されて以降、日本の上場企業は取締役会の改革を進め、その成果も着実に表れています。一方で、コード導入から10年を経て、独立社外取締役は数・比率ともに飛躍的に増加し、取締役会運営上、新たな課題が顕在化しています。また、各種アクティビズムに対処する必要に迫られている日本企業も増加しています。
- ◆日本の上場企業は、企業価値向上のために取締役会の改革を継続していくことが求められています。本セミナーでは、取締役会改革に関する助言業務を手掛けてきたコンサルティング会社の代表を講師に迎え、日本企業が取締役会改革を進める中で直面するさまざまな悩みの解決に向けた実践的なアプローチを具体的に解説します。



任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント

～自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第4講

セミナー概要

コーポレートガバナンス・コードおよびCGSガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たって、「任意の指名・報酬委員会」の設計・運営の見直しポイントを幅広く解説。

講義時間

約2時間

講師紹介 渡辺邦広 弁護士（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）

2004年 東京大学法学部卒業、2012年 コロンビア大学ロースクール修了（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2012年 Simpson Thacher & Bartlett法律事務所（ニューヨークオフィス）にて勤務（～2013年）、2013年 法務省民事局にて局付として勤務（平成26年会社法改正及びこれに伴う法務省令改正を担当）（～2015年）、2025年 東京大学大学院法学政治学研究科客員准教授（～現在）。著書として、『実務問答会社法』（共著、商事法務、2022年）、『任意の指名委員会・報酬委員会の実務』（編著、商事法務、2022年）、『新・会社法実務問題シリーズ/5 機関設計・取締役・取締役会（第2版）』（共著、中央経済社、2021年）、『一問一答 平成26年改正会社法[第2版]』（共著、商事法務、2015年）のほか、執筆、講演多数。

- 視聴期間：2025年11月27日（木）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆10年前であれば設置しているだけで注目を集めた任意の指名・報酬委員会も、その後のコーポレートガバナンス・コードの制定・改訂・再改訂等を経る中で、今では設置していること自体は当たり前になりつつあり、その設計・運営の実態が問われるようになってきています。自社に最適な設計・運営を考えるに当たっては、任意の指名・報酬委員会の設置が求められている趣旨やガバナンスの実質論を踏まえるとともに、他社の開示内容等にも目を配り先進的な取組みについてアンテナを張ることが必要となります。
- ◆本セミナーでは、コーポレートガバナンス・コードおよびCGSガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たっての任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイントを幅広く解説いたします。
- ◆また、指名・報酬に関するガバナンスの観点から、次期会社法改正のテーマの一つとなっている、法定の指名委員会等設置会社制度の改革論についても解説いたします。

アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか ～押さえておきたい重要ポイント～



セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第5講

上場会社として、同意なき買収等に対してどのように向き合うべきか、アクティビストからの株主提案やキャンペーンにどのように対応していくべきかにつき、具体的な事例を交えつつ、解説。

講義時間

約2時間

講師紹介 太田 洋 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

弁護士（1993年登録）、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー。91年東大法学部卒業。2000年ハーバード・ロースクール卒業、01年ニューヨーク州弁護士登録。13～16年東大大学院教授。専門はM&A、コーポレートガバナンス、税務など。日経新聞「企業が選ぶ2024年に活躍した弁護士ランキング」企業法務全般（会社法）分野第1位及び税務分野第2位、同じく「企業が選ぶ2023年に活躍した弁護士ランキング」企業法務総合及びM&A企業再編の各分野でともに1位。主著に『敵対的買収とアクティビスト』（岩波新書）、『コーポレートガバナンス入門』（岩波新書）

視聴期間等

- 視聴期間：2025年12月5日（金）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆2023年8月31日に経済産業省から「企業買収における行動指針」（指針）が公表されたことを受けて、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案が飛躍的に増加し、それらを巡る実務は大きく変わりつつあります。また、ニデック対牧野フライスの件では、「同意なきTOB」に対する「時間確保措置」に基づく対抗措置を巡る初の司法判断も示されました。また、このようなM&A市場の活性化も背景に、アクティビストによる活動は従前にも増して活発になっており、本年6月定時株主総会シーズンにおける株主提案を受けた上場会社の数は、昨年に引き続き過去最高を更新しています。

◆このような傾向は、今後、強まりこそそれ、弱まるることは当面考えられず、上場会社としては、同意なき買収（TOB）提案やアクティビストからの攻勢に直面する可能性を考慮しつつ、経営を行っていかざるを得ない状況になっていると考えられます。また、友好的なM&Aディールを行う場合でも、同意なき対抗買収（TOB）提案がなされ、又はアクティビストによる介入がなされる可能性を常に念頭に置かざるを得ない状況になっています。従って、上場会社としては、平時から準備できることは準備をしておいた上で、有事の際にどのように対応すべきかを常に想定しておくことが必須となっています。他方、適切な機会があれば、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案をすることも、今後の経営戦略を考える上では、有力な選択肢となってきているように思われます。

◆本セミナーは、企業買収防衛事案やアクティビスト対応事案に数多く携わる太田洋弁護士を講師に迎え、企業の経営支配権獲得や株主アクティビズムを巡る現在の情勢や事例を整理した上で、「同意なき」買収等を巡る一連の司法判断を前提に、上場会社としては、企業を守るためにどのような教訓が導き出されるか、逆に、経営戦略の一環として「同意なき」買収等を活用する際にはどのような点に留意すべきかを解説していただきます。

主要講義項目

- 経済産業省「企業買収における行動指針」の概要とポイント
- 同意なき買収（TOB）提案を受けた場合、取締役会としてはどのように対応すべきか
- ニデック対牧野フライス東京地裁決定の概要と射程
- 「指針」公表後における同意なき買収（TOB）提案の事例とそれらの事例から導き出される教訓
- 「指針」公表後における（同意なき）対抗TOBの事例とそれらの事例から導き出される教訓
- 近時におけるアクティビストの動向と各アクティビストの特徴
- アクティビストに対してどのように対応していくべきか
(有事導入型「買収への対応方針」の活用も含めて)
- 平時において上場会社は同意なき買収（TOB）提案やアクティビストによる株主提案等に備えてどのような施策を講じておくべきか
- TOB制度・大量保有報告制度の改正の今後のM&A実務への影響について

企業のサステナビリティの取組と企業価値創造

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第6講

セミナー概要

サステナビリティをめぐる金融コミュニティや政策当局の動きを受け、いかに日本企業が対峙すべきか、企業による情報開示、企業と投資家の対話・エンゲージメント、投資家による評価を踏まえ、企業とは何か、企業価値とは何かについて深掘りを進める。

講義時間
約2時間

講師紹介 **松原 稔** 氏 (りそなアセットマネジメント株式会社 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 常務執行役員 責任投資部担当)

1991年りそな銀行入行、以降一貫して運用業務に従事。投資開発室及び公的資金運用部、年金信託運用部、信託財産運用部、運用統括部、アセットマネジメント部で運用管理、企画、責任投資を担当。2020年1月りそなアセットマネジメント株式会社責任投資部長、2023年8月より現職。経済産業省S X研究会委員、金融庁「有価証券報告書記述情報の開示の好事例に関する勉強会」メンバー、日本国際博覧会協会「持続可能性有識者委員会」委員等多数。2000年 年金資金運用研究センター客員研究員、2005年 年金総合研究センター客員研究員。

- 視聴期間：2025年12月9日（火）10時～2026年3月31日（火）17時
 ● 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 ● 申込期限：2026年3月17日（火）
 ● 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 2023年1月、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティ情報の開示が求められることとなりました。また、2025年6月の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」ではサステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップが示され、早ければ一部の企業でSSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付けられます。
- ◆ また、任意報告である統合報告は1000を超える企業・団体が発行を進めるなど、企業独自の情報開示も広がり、質・量とも充実化が進められています。
- ◆ サステナビリティをめぐる金融コミュニティや政策当局の動きを受け、いかに日本企業が対峙すべきか、企業による情報開示、企業と投資家の対話・エンゲージメント、投資家による評価を踏まえ、企業とは何か、企業価値とは何かについて深掘りを進めていきます。

あらためて考える

『モニタリング・モデル』の本質と進化するガバナンスの工夫 ～企業の取組事例や経済産業省のガイダンスも参考にして～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第7講

セミナー概要

経済産業省の研究会の委員も務めた講師が、「モニタリング・モデル」を志向する取締役会の在り方について、企業の取組事例やガイダンスも紹介しながら、実践的に解説。

講義時間
約2時間

講師紹介 **塙本英臣** 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

2003年東京大学法学部卒業、2004年弁護士登録、2010年～2013年法務省民事局出向（平成26年改正会社法の企画・立案担当）、2016年～公益社団法人日本監査役協会「ケース・スタディ委員会」専門委員、2017年～2020年経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期・第3期）」委員、2019年～2021年同省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員、2024年～2025年同省「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」委員。最近の論文として、「有価証券報告書の『総会前開示』改め『開示後総会』と次期会社法改正」（「資料版/商事法務」494号（2025年5月号））、「指名委員会等設置会社の分析—2024年—」（「資料版/商事法務」486号（2024年9月号））ほか多数。

- 視聴期間：2025年12月9日（火）10時～2026年3月31日（火）17時
 ● 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 ● 申込期限：2026年3月17日（火）
 ● 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 現在、プライム市場の上場会社を中心に、3分の1以上の社外取締役の選任が一般的となっていますが、将来的には、その過半数化が求められると予想されます。これは、取締役会が、業務執行者に対する監督機能に軸足を置き、いわゆる「モニタリング・モデル」を志向することを意味すると考えられます。
- ◆ もっとも、取締役会の「監督機能」や「モニタリング・モデル」の在り方は、一義的ではありません。そこで、社外取締役の過半数化を見据え、あらためて、「モニタリング・モデル」とは何か、何のために社外取締役の過半数化が求められているのか、また、それに伴い、取締役会がどのように変革すべきであるか、現状の機関設計のままでよいか、などを問い合わせ直す必要があります。
- ◆ 各論としては、取締役会のアジェンダ設定の見直し、監督機能の発揮の最たる場面である経営トップの解任・不再任に係る基準の在り方、さらに、取締役会だけでなく、執行側における体制の見直しが挙げられます。
- ◆ また、ガバナンス強化においては、経済産業省が「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」における議論を踏まえて2025年4月に策定・公表したガイダンスや「取締役会5原則」が参考になります。また、法務省の法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において現在議論中の次期会社法改正の項目の一つである指名委員会等設置会社の在り方の見直しの動向についても、留意する必要があります。
- ◆ 本講では、ガバナンス分野を多く手掛け、経済産業省の研究会の委員も務めた講師が、「モニタリング・モデル」を志向する取締役会の在り方について、企業の取組事例やガイダンスも紹介しながら、実践的に解説します。

機関投資家のスチュワードシップ責任と コーポレートガバナンスの成果：持続的な企業価値の向上

セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第8講

機関投資家の視点でガバナンス改革の現在地と投資家側・企業側の課題を整理し、ガバナンス改革の諸施策及び資本市場に関連する法令改正の投資家行動への示唆、相互作用の関係を整理し、企業のガバナンス改革

講義時間
約2時間

講師紹介 三瓶裕喜 氏（アストナリング・アドバイザーコンサルティング合同会社 代表 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員 ICGN講師）

1987年日本生命保険相互会社入社。1989年以降32年間、日本生命（ニューヨーク、ロンドン勤務を含む）、ニッセイアセットマネジメント、フィデリティ投信にて内外株式投資に従事。企業とのエンゲージメント経験を活かし、2021年から上場企業に価値向上のアドバイス、機関投資家にスチュワードシップのアドバイスを提供。企業価値向上や資本市場改革に係わる省庁・東証の審議会や有識者会議委員を多数歴任。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年12月12日（金）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

申込画面



講座開設の趣旨

- ◆ 2014・2015年に相次ぎ日本版スチュワードシップ・コード、日本版コーポレートガバナンス・コードが導入されて以来約10年間で取締役会改革などに一定の進展は見られるものの具体的な成果は期待外れであると、資本市場の当初の期待は一旦収縮する時期がありました。しかし、2023年の「同意なき買収」、「資本コストや株価を意識した経営要請」を契機に投資家側、特に海外投資家の間では変化への期待が再び高まっています。一方、資本市場の期待とは対照的に、企業側では腹落ち感が得られないなどガバナンス改革の方向性に対する警戒感・負担感があり認識に乖離が広がっているように見受けられます。何のためのガバナンス改革か、機関投資家はスチュワードシップ責任を果たしているのか、資本市場は何を求めているのかなどの疑問が燻っているのではないでしょうか。
- ◆ 本講では機関投資家の視点でガバナンス改革の現在地と投資家側・企業側の課題を整理し、ガバナンス改革の諸施策及び資本市場に関連する法令改正の投資家行動への示唆、相互作用の関係を整理し、企業のガバナンス改革への取組意義を改めて確認します。
- ◆ 加えて、企業の関心の高いテーマ（アクティビスト活動、米国の反ESGの影響、人権、無形資産投資（人的資本、知財）など）に関して機関投資家・アクティビストの行動変化について解説します。

攻めと守りの全社的リスクマネジメント

セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第9講

全社的なリスクへの対応は、PBR改善や、迫りつつある合意なき買収やアクティビストに対しても効果的な対応に直結する。本講義では、複数の視点から、「先を見越したリスク対応」の進め方を議論する。

講義時間
約2時間

講師紹介 神林比洋雄 氏（プロティビティLLC シニアマネージングディレクター）

アーサーアンダーセンに入社し、アンダーセンリスクコンサルティングAPAC統括パートナー、アンダーセンワールドワイドオーガニゼーション取締役を歴任。2003年プロティビティLLC創設、CEO就任。日本ガバナンス研究学会元会長。日本取締役協会リスク・ガバナンス委員会委員長、ERM経営研究所LLC代表社員、株式会社東芝有識者会議委員（20～21）。公認会計士。

視聴期間等

- 視聴期間：2025年12月17日（水）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

申込画面



講座開設の趣旨

- ◆ 地政学リスクやサイバー攻撃の脅威がますます高まる中、デジタル化や人的資本などへの取組みを推進するとともに、新たな機会を確保するための果敢なリスクテイク（攻め）や、企業価値の棄損を回避するための適切なリスク管理（守り）がいっそく求められています。
- ◆ 機会を積極的にビジネスに取り込み、一方で、知らないでは済まされない未経験の脅威にも適切に対応するなど、全社的リスクへの組織的対応が喫緊の課題となっています。
- ◆ さらに経営執行陣が価値創造ストーリーを効果的かつ効率的に展開していくには、全社的リスクへの対応戦略を見直していくことが求められています。全社的なリスクへの対応は、PBR改善や、迫りつつある合意なき買収やアクティビストに対しても効果的な対応に直結します。本講義では、以下の視点から、「先を見越したリスク対応」の進め方を議論いたします。



グループ会社管理におけるリスクマネジメントとコーポレートガバナンス

～複雑化するリスクに企業はどのように対処すべきか～

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第10講

セミナー概要

コーポレートガバナンス・コード、CGSガイドライン、「稼ぐ力」を強化する取締役会5原則等も参照しつつ、グループ会社管理を適切に行うための考え方や仕組みについて解説。

講師紹介 **三笠 裕** 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

長島・大野・常松法律事務所パートナー

1991年東京大学法学部卒業、1993年弁護士登録、1998年ハーバード・ロー・スクール（LL.M.）卒業、1998年～99年 Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton (New York) にて執務、1999年 NY 州弁護士登録、2004年～07年東大大学院法学政治学研究科助教授。経産省・コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期・第3期）及び「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会の委員。M&A 案件、コーポレートガバナンス案件、危機管理案件などを中心に企業法務案件を広く手がける。最近のコーポレートガバナンス関係の論文として、Chambers Corporate Governance Global Practice Guide (Japan Part) (共著) など。

講義時間

約 2 時間

- 視聴期間：2025年12月18日（木）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講 座 開 設 の 趣 旨

◆事業領域の拡大や海外への事業展開に伴い、グループ会社数・規模が増大し、親会社単体の売上・利益よりも、親会社以外のグループ会社の売上・利益の合計の方が大きくなっている日本企業も少なくありません。そのため、企業グループ全体を適切に経営管理するためには、親会社単体のみならず、グループ会社の管理にも相応に注力する必要が高まっています。このように国際的な事業展開や事業領域の拡大が進み、管理すべきグループ会社数が増える一方で、特に近年は、世界的なパンデミック、気候変動、武力紛争、経済制裁、通商・関税問題など、短期間のうちに企業を取り巻く事業環境を大きく変えるようなリスクが次々顕在化していく、これらへの対応も検討する必要があります。

- ◆事業運営にあたり新たなグループ会社を設立することには、メリットとデメリットがあり、そのバランスを考慮して企業グループの構成を考える必要があります。
- ◆各グループ会社については、親会社とは別法人であることを踏まえて、一定の自律性を認めつつ管理を行うことになりますが、一口にグループ会社と言っても、それぞれ規模や機能が異なるため、一律の管理方法を適用することは適切ではありません。また、グループ会社管理においては、各グループ会社の所在国・地域の法制度や特性等も考慮する必要があります。さらに、買収した子会社についてはPMIを見据えた運営・管理が必要になりますし、上場グループ会社や合弁会社等については、外部出資者との関係も考慮する必要があります。
- ◆「攻め」のガバナンスの観点からは、各グループ会社における経営の効率性を「見える化」した上で、事業ポートフォリオのマネジメントを行うとともに、企業グループ内での人的・物的リソースの分配、企業グループ内での適切な分業、シナジーの創出、重複投資の排除、過大なリスクテイクの抑制などを進めることが期待されます。
- ◆「守り」のガバナンスの観点からは、親会社による監視・監督の目が緩みがちなグループ会社における不祥事を抑止できるよう、内部統制システムの構築を通じたリスク管理を行うことが期待されます。
- ◆本講では、コーポレートガバナンス・コード、CGSガイドライン、「稼ぐ力」を強化する取締役会5原則等も参照しつつ、グループ会社管理を適切に行うための考え方や仕組みについて解説します。

企業の稼ぐ力の強化とグローバルガバナンスの実務対応

セミナー概要

「コーポレートガバナンス実務講座セット」第11講

講義時間

約 1.5 時間

近年の海外法規制等の動向を踏まえ、企業の稼ぐ力の強化にも繋がるグローバルガバナンスの要諦について、コンパクトに紹介。

講師紹介 **武井一浩** 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

荒井喜美 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

安井桂大 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

渡邊純子 弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

- 視聴期間：2025年12月25日（木）10時～2026年3月31日（火）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月17日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講 座 開 設 の 趣 旨

◆グローバル経済の中で、企業の稼ぐ力の強化の観点から海外でのビジネス展開がますます重要となる中、グローバルガバナンスの重要性が高まっています。近年、各国・地域において様々な法規制が策定・アップデートされており、日本企業のグローバルガバナンスの在り方も高度化していく必要があります。

◆グローバルコンプライアンスの観点からは、特に欧米当局が活発に摘発してきた分野である贈賄規制や競争法の違反防止体制に加え、英国で2025年9月に施行されたThe Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023 (ECCTA) を踏まえたコンプライアンス体制の構築が必要となります。近年は多くの品質不正問題が発覚しており、法令のみならず規格や契約を遵守するために品質コンプライアンスを強化する必要があります。さらに特に近年は、企業自らが、様々な法域をカバーすることができるグローバルコンプライアンスを確立し、その内容を説得的に対外的に示す力が求められています。

◆また、サステナビリティ分野でも法規制の導入を含め重要性が高まっており、欧州の企業サステナビリティデューデリジェンス指令 (CSDDD) 等の海外のサステナビリティ関連法制も踏まえた人権・環境デューデリジェンスの実施のためのグローバルな体制構築が急務となっています。

◆本講では、近年の海外法規制等の動向を踏まえ、企業の稼ぐ力の強化にも繋がるグローバルガバナンスの要諦について、コンパクトに紹介します。

上場ファミリービジネス・オーナー企業における アクティビスト対応のポイント

セミナー概要

日本におけるアクティビズムの実例も踏まえながら、上場ファミリービジネス・オーナー企業におけるアクティビスト対応のポイントを解説。



講師紹介 中尾匡利 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 パートナー弁護士

2011年京都大学法学部卒業、2013年東京大学法科大学院修了、2022年カリフォルニア大学バークレー校ロースクール修了。2014年弁護士登録、2024年カリフォルニア州弁護士登録。株主アクティビズム対応や支配権争いに加えて、コーポレート・ガバナンスや会社法、幅広い分野の訴訟・紛争解決を手掛ける。著作として、「株主総会の理論と実務」（有斐閣、2025年）、「令和元年 改正会社法 -- 改正の経緯とポイント」（有斐閣、2021年）等。

開催日程等

- 開催日程：2026年2月16日（月）10時～12時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年2月13日（金）
- 受 講 料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆近年、アクティビストによる日本の上場会社に対する投資や株主提案は増加傾向にあり、この傾向は創業家が大株主又は役員として関与する上場ファミリービジネスやオーナー企業についても例外ではありません。アクティビスト対応については、アクティビストに株式を取得されてからでは遅きに失することも多く、平時の段階から有事に備えた体制整備を進めている上場会社も多く見受けられます。
- ◆また、ファミリービジネスやオーナー企業に関しては、2025年3月に経済産業省が「ファミリービジネスのガバナンスの在り方に関する研究会」を立ち上げるなど、ガバナンスの在り方についても議論が進んでおり、アクティビスト対応にあたっては、上場ファミリービジネスやオーナー系企業の特徴を踏まえた対策が必要となります。
- ◆本セミナーでは、日本におけるアクティビズムの実例も踏まえながら、上場ファミリービジネス・オーナー企業におけるアクティビスト対応のポイントを解説いたします。

主要講義項目

I 日本におけるアクティビスト

- ① アクティビストの活動状況
- ② アクティビストの主な要求事項・手法
- ③ 日本で活動する主なアクティビスト

II アクティビストから見た上場ファミリービジネスの特徴

- ① 上場ファミリービジネスの強み
- ② 上場ファミリービジネスにおけるガバナンス上の固有の論点
(役員の指名・報酬、取締役会・委員会の運営、関連当事者取引等)

III 上場ファミリービジネスに対するアクティビズムの実例紹介

IV 上場ファミリービジネスにおけるアクティビスト対応のポイント

- ① 平時における対応のポイント
- ② 有事における対応のポイント

V まとめ

激動するビジネスルールの動向 2026 ～新しいルールを経営の武器とするために～

法人申込み

セミナー概要

新しいテクノロジーと同様に、新しいビジネスルールをいち早く理解し活用することは、ビジネスの成功には不可欠。しかも、そのルールは、法令の枠を超えて、かつ、単なる遵守の対象から成長・競争の道具・武器に変わりつつある。このような変化を踏まえ、ビジネスルールの見直し動向の要点を俯瞰して解説。

講師紹介 ▶ 澤口 実 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

東京大学法学部卒業。日本取締役協会幹事、『『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会』委員。東京大学客員教授、経済産業省「コーポレートガバナンス・システム研究会」委員などを務めた。著書として、『取締役会運営の実務』（商事法務、2010年）、『コーポレートガバナンスの新しいスタンダード』（日本経済新聞出版社、2015年）、『機関投資家に聞く』（商事法務、2022年）のほか、執筆、講演多数。

開催日程等

- 開催日程：2026年2月26日（木）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年2月25日（水）
- 受 講 料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆法務や総務、経営企画の責任者や担当役員向けに、企業経営に一定の影響を与えるルールの見直しの動向について俯瞰的に説明します。
- ◆対象とするルールには、法令はもとよりソフトローと呼ばれる法令以外の規範も含めるとともに、法令であれば検討段階のものも含め、先読みを意識した内容を想定しています。
- 経営環境の目まぐるしい変化に伴い、ビジネスルールもかつてないスピードで変わりつつあり、新しいテクノロジーと同様に、新しいビジネスルールをいち早く理解し活用することは、ビジネスの成功には不可欠です。しかも、そのルールは、法令の枠を超えて、かつ、単なる遵守の対象から成長・競争の道具・武器に変わりつつあります。このような変化を踏まえ、ビジネスルールの見直し動向の要点を俯瞰的して解説します。
- ◆法務などの関連部門の責任者向けに、比較的詳細かつ最新の情報に基づき実施するものです。

※本セミナーではWEB受講を前提とした法人申込を受付ます（法人申込は1社につき39,600円（税込））。法人申込では1口の申込で同一法人内に限り何名でもご視聴いただけます（同一法人内に限る）。

主要講義項目

- I ビジネスルールの変化と経営への影響
- II 新しいビジネスルール
 - 1 高市政権の経済政策とルールの動向
 - 2 下請法改正などの最新の独禁行政の動向
 - 3 日本株への資金流入とアクティビズムの拡大
 - 4 非同意買収をはじめとしたM&Aに影響するルールの動向
 - 5 コーポレートガバナンス・コードと会社法の見直し
 - 6 2年目のトランプ2.0と日中関係と新しい国際ルール
 - 7 anti-ESGの動きとサステナビリティ分野のルール動向
 - 8 サイバーセキュリティ・AI・データ保護などデジタル分野の動き
 - 9 2025年の企業不祥事の傾向と対応
 - 10 その他の国内法制の動き（立法・施行が予定される法令等）
- III 経営チームとCLO
 - 1 部門代表からCEOを支える「経営チーム」への脱皮
 - 2 経営チームとしてCLOに求められるスキル・役割

監査等委員会設置会社のベストプラクティス

—議事録・監査報告の書式等と実践対応—

書籍無料贈呈

セミナー概要

監査等委員会設置会社の導入から10年。上場企業の多くが同制度を採用する一方で、移行手続きや書類整備などの実務負担も少なくありません。本セミナーでは、書籍『監査等委員会設置会社のベストプラクティス Q & A』の執筆陣が、制度の趣旨や他の機関設計との違いを踏まえ、書式を活用した実務対応と留意点を具体的に解説します。

講師紹介 須崎利泰 弁護士（阿部・井窪・片山法律事務所）

鈴木正人 弁護士（潮見坂綜合法律事務所）

三谷革司 弁護士（スパークル法律事務所）

渡邊和之 弁護士・公認不正検査士（西綜合法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：2026年3月11日（水）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月10日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆2015年に監査等委員会設置会社が導入されてから10年が経ち、2025年現在、上場プライム市場の企業では監査等委員会設置会社の数が監査役会設置会社を上回っています。これは、ガバナンス強化や負担軽減などのメリットが、移行にあたっての手間やコストを上回るニーズを示しています。一方、導入には移行手続きや書類整備などの負担も伴い、正確な制度理解が求められます。
- ◆本セミナーでは、制度導入から10年の実務知見をまとめた書籍『監査等委員会設置会社のベストプラクティス Q&A』の執筆陣が、制度の趣旨や他の機関設計との違いを踏まえた実務対応を解説します。特に、社内規程や各種書類の整備・記載事項の変更など、書式等を用いた実務対応に重点を置き、具体的な書式例などを示しながら解説します。
- ◆冒頭では、監査等委員会設置会社の制度的枠組みと機関設計上のポイントを整理し、実務上生じやすい論点と対応策を監査等委員会議事録・監査等委員会規程・監査報告などの書式例とともに解説します。取締役会・監査等委員会・社外取締役との関係整理や、社内規程との整合など、実務担当者がつまずきやすいポイントも網羅し、使える書式と運用上の留意点を具体的に示します。
- ◆制度の導入・移行を検討中の企業はもちろん、既に導入済みの企業にとっても、書式等を中心とした運用見直しや内部統制強化の参考となる内容です。

※参考書籍として講師陣の最新著書『監査等委員会設置会社のベストプラクティス Q&A』（商事法務、2025）を無料贈呈。

主要講義項目

I 監査等委員会設置会社の概要

- 1 監査等委員会設置会社の制度的枠組みと機関設計上のポイント
- 2 監査等委員会設置会社への移行時の実務・書類のポイント
- 3 監査等委員会設置会社における取締役に関する実務・書類のポイント

II 監査等委員の資格等と監査・監督活動に関連するポイント

- 1 独立性判断基準
- 2 監査等委員会の職務・権限
- 3 監査スケジュールと監査計画
- 4 定時株主総会に向けた各種の書類（監査報告を除く）

III 監査等委員会設置会社に関連する書式のポイント

- 1 監査等委員会招集通知・監査等委員会議事録
- 2 監査等委員会規程その他関連社内規程等
- 3 監査調書、監査報告等

IV 監査等委員会設置会社の株主総会・取締役会の運営その他

- 1 株主総会参考書類・事業報告における監査等委員（会）の意見陳述
- 2 重要な業務執行の決定の委任と留意点
- 3 有価証券報告書等の開示文書における記載ポイント
- 4 監査等委員会と企業不祥事への対応



執筆陣が語る！実効的子会社管理のすべて

セミナー概要

書籍無料贈呈

『実効的子会社管理のすべて』の執筆者 5名が法規制や役員責任の判断枠組み、求められる体制や環境の整備、グループ経営管理規程や経営管理契約など子会社管理に関する重要事項を書籍に沿って解説。

講義時間

約 2.5 時間

講師紹介 松山 遙 弁護士（日比谷パーク法律事務所）／水野信次 弁護士（日比谷パーク法律事務所）

野宮 拓 弁護士（日比谷パーク法律事務所）／西本 強 弁護士（日比谷パーク法律事務所）

小川尚史 弁護士（日比谷パーク法律事務所）

● 視聴期間：2025年12月19日（金）10時～2026年2月19日（木）17時

● 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

● 申込期限：2026年2月12日（木）

● 受講料：38,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆『実効的子会社管理のすべて』の初版が2018年に刊行されてから約7年が経過しましたが、上場企業にとって子会社管理の重要性は依然として非常に高く、最重要の経営課題の一つと認識されています。

◆この間、子会社管理に関する議論も着実に進んでおり、経済産業省が開催するコーポレート・ガバナンス・システム研究会において、企業グループ全体の価値向上を図るためにグループガバナンスの在り方に關して議論が進められ、2019年に「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（グループガイドライン）が策定・公表され、ベストプラクティスとしての一般的なグループガバナンスの在り方が示されました。また、2023年には日本公認会計士協会も改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」を公表しています。

◆このような初版以降の議論の進捗等の最新動向を踏まえて全体的に加筆・修正を行い、2025年6月に『実効的子会社管理のすべて』の第二版が刊行されました。

◆これを受けて、本書の執筆者5名が、法規制や役員責任の判断枠組み、求められる体制や環境の整備、グループ経営管理規程や経営管理契約、管理の具体的手法及び方向性と留意点、内部統制や監査のあり方、グループ内部通報制度、有事対応等の子会社管理に関する重要事項を本書内容に沿って解説します。

◆実効性のある子会社管理体制をどのように構築すべきかという点について、模範解答のようなモデルケースではなく、各社各様の事情を踏まえて工夫を重ねて、独自に実効性の高い管理体制を構築・運用していくかなければなりません。このため、子会社管理の在り方に關する総論的事項のほか、持株会社、海外子会社、上場子会社、買収子会社といったグループ類型ごとの各論的事項も説明します。

※参考書籍として、『実効的子会社管理のすべて〔第2版〕』（商事法務、2025年）を無料贈呈。

監査等委員会設置会社への移行と移行後の実務

法人申込あり

セミナー概要

講義時間

約 2.5 時間

監査等委員会設置会社の移行の判断、移行後の運営、移行手続きについて、実務上の対応と留意点について解説。

講師紹介 太子堂厚子 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

2001年弁護士登録。東京大学法学部卒。会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、紛争解決などを中心に案件を取り扱う。主な著書論文：『株主提案と委任状勧誘〔第3版〕』（共著）（株式会社商事法務、2023）、「上場会社における機関設計の選択の現在地と将来の展望」旬刊商事法務2336号（2023）、「Q&A監査等委員会設置会社の実務〔第2版〕」（株式会社商事法務、2021）、「<新春座談会>取締役会の新時代—コロナ禍を乗り越えて—」旬刊商事法務2251号（2021）（共著）、「TOPIX500構成銘柄企業にみる監査等委員会設置会社の指名・報酬の規律—指名・報酬に関する意見陳述権の行使状況を中心に—」旬刊商事法務2186号（2018）（共著）ほか多数。

● 視聴期間：2025年12月19日（金）10時～2026年3月13日（金）17時

● 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

● 申込期限：2026年2月27日（金）

● 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆2015年の監査等委員会設置会社の制度導入後、毎年、上場会社において監査等委員会設置会社を選択する会社が増加し、制度導入から10年余で上場会社の4割超が採用するまでに至りました。経営監督機能の強化や取締役会への権限委譲を進める上で、監査等委員会設置会社は合理的な選択肢として広く浸透しています。

◆本セミナーでは、単なる制度比較や検討段階にとどまらず、「既に移行を具体的に決定した」、または「移行を前提に社内規程やガバナンス体制の設計に着手している」上場会社を対象に、移行判断時の最終確認事項や移行手続、移行後の取締役会・監査等委員会の運営、モニタリング型経営への移行における実務上の留意点を詳解し、統治体制の円滑な立上げに不可欠なポイントを解説します。

※本セミナーでは法人申込を受付ます（法人申込は1社につき39,600円（税込））。法人申込では1口の申込で同一法人内に限り何名でもご視聴いただけます（同一法人内に限る）。

株主アクティビズムの傾向と対策

～分析を通して 2026 年の展望をうらなう～

セミナー概要

株主アクティビズムの最新動向や関連するルール等の概要を確認し、それを踏まえて、上場会社がアクティビスト株主とどのように向き合っていくべきかについて解説。

今月より配信

講義時間

約 3 時間

講師紹介・松下 憲 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士

2005年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2012年コーネル大学ロースクール（LL.M.）卒業。2006年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2022年～京都大学法科大学院非常勤講師（M&A法制担当）。国内外のM&A、同意なき買収、買収防衛策、アクティビスト株主対応、株主提案・委任状勧誘を含む株主総会対応等を専門としつつ、会社法務全般を幅広く手掛ける。最近の著作として、「買収防衛策に関する裁判所の判断枠組みと実務からの示唆（上・中・下）」（旬刊商事法務 2022年）、「アクティビスト株主対応の最新のスタンダード（上・下）」（旬刊商事法務 2021年）等。



視聴期間等

- 視聴期間：2026年2月20日（金）10時～2026年4月20日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年4月13日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆近年、アクティビストの影響力が高まり、上場会社においてはアクティビストの存在を意識した経営判断が必須の状況になっています。PBRの低い会社等に対する資本効率改善の要求はもちろん、M&Aの実施や事業内容の見直しを迫るケースが増加しており、また、アクティビストの影響により経営陣が交代するケースも散見されます。このようなアクティビストの脅威を踏まえ、上場会社においては、アクティビストと適切に対話し、場合によっては合意することも求められます。上場会社としては、株主アクティビズムに関する最新の状況を理解した上で、適切な準備をしておくことの重要性は高いといえます。
- ◆そこで本セミナーでは、株主アクティビズムの最新動向や関連するルール等の概要を確認し、それを踏まえて、上場会社がアクティビスト株主とどのように向き合っていくべきかについて解説します。
- ◆また、昨今は、上場会社がM&Aを実施する際には、アクティビストが介入してくる可能性があることを前提とした検討・準備が必要な状況になっています。本セミナーでは、企業買収における行動指針の内容やM&Aアクティビズムの実例を踏まえ、上場会社のM&Aにおける留意点等についても解説します。

主要講義項目

1 株主アクティビズム

- (1) 株主アクティビズムの最新動向
 - ・2025 年のアクティビスト株主の活動状況
- (2) アクティビスト株主の手法
- (3) アクティビスト株主の要求事項
 - ・株主還元、取締役交代、事業戦略、M&A、ガバナンス等
 - ・特別委員会の設置
- (4) 株主アクティビズムへの事前対策
 - ・自己分析
 - ・株主エンゲージメント
- (5) アクティビスト株主とのエンゲージメント
 - ・関連法規制（インサイダー取引規制、フェアディスクロージャー・ルール等）
 - ・エンゲージメントの方法・留意事項
- (6) アクティビスト株主との合意
 - ・合意の内容・有効性
 - ・開示の要否
 - ・取締役を受け入れる場合の留意点

7 株主アクティビズムを踏まえた株主総会対策

- ・機関投資家から賛成を得るためにするべき事項
- ・2025 年の株主提案の状況・分析
- (8) 株主アクティビズムに関する法規制
 - ・外為法
 - ・公開買付規制・大量保有報告規制の改正
- (9) 買収への対応方針（買収防衛策）
 - ・近時の裁判例・企業買収における行動指針を踏まえた検討

2 M&A アクティビズム

- (1) M&A アクティビズムの手法
- (2) 狙われやすい M&A
- (3) アクティビスト株主からの買収提案
- (4) 企業買収における行動指針の影響
- (5) 事例分析

3 まとめ

ベーシック独占禁止法 ～事例で学ぶ独禁法の考え方～

セミナー概要

主要な独禁法違反行為である不当な取引制限について具体的な事例を交えつつ、法務担当者として押さえておくべきポイントを元公正取引委員会事務総長である講師が分かりやすく解説。会場限定パートでは、講師のこれまでの経験も踏まえて、かつ、出席者からのご意見・ご質問もいただきながら、より一步踏み込んだ独禁法の世界を示す。

講師紹介▶菅久修一 涩坂井法律事務所・外国法共同事業シニアコンサルタント

1983年東京大学経済学部卒業、同年に公正取引委員会事務局入局。以降、在ベルリン日本国総領事館領事、審査局管理企画課長、官房総務課長、消費者庁審議官、公正取引委員会事務総局取引部長、経済取引局長、事務総長等を経て（2022年7月退官）、ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）シニアコンサルタント（2022年8月～2025年11月）、2025年12月より現職。主な著書（いずれも商事法務）；『独占禁止法〔第5版〕』（編著）（2024年）、『はじめて学ぶ独占禁止法〔第4版〕』（編著）（2024年）、『独禁法の授業をはじめます』（著）（2021年）。

開催日程等

- 開催日程：2026年3月24日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年3月23日（月）
- 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆「独禁法」や「公取委」をいうコトバ、最近は一層しばしば目に耳にするようになってきました。仕事の中でも「独禁法」に絡んだことに触れることが増えてきていることでしょう。でも、分かっているようで、なんかいまひとつピンときていないうといふのが本音の方々、結構いらっしゃるのでは？「同業他社と価格の話しをしてはいけない」とか「取引先に無理に圧力をかけてはいけない」とは思っているけど、正確に「独禁法」を理解しているという自信はないので、自社の活動で違法行為になり得るものを見落としているのではないか、逆に、厳しくアドバイスし過ぎて、かえって自社の活動を無用に狭めてしまっているのでは、と懸念している向きもあるやに聞きます。
- ◆本セミナーでは、主要な独禁法違反行為である不当な取引制限（カルテル・入札談合）と私的独占、そして、不公正な取引方法の基本的な考え方を整理して、具体的な事例を交えつつ、法務担当者として押さえておくべきポイントを元公正取引委員会事務総長で現法律事務所シニアコンサルタントである講師が分かりやすく解説します。
- ◆また、会場限定パートでは、講師のこれまでの経験も踏まえて、かつ、出席者からのご意見・ご質問もいただきながら、より一步踏み込んだ独禁法の世界をお話しします。
- ◆経験の浅い担当者の方々から一定の知見をお持ちの方々まで、ぐっと視座を高められる（であろう）セミナーです。

主要講義項目

I 独占禁止法で禁止していること

- 1 目的と2つの「競争」
- 2 競争制限行為
(不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法)
- 3 不当な取引制限と私的独占と不公正な取引方法の関係
- 4 2つ（3つ）のことを忘れない

II 不当な取引制限

- 1 独禁法2条6項
- 2 共同して相互に、拘束
- 3 一定の取引分野
- 4 競争の実質的制限
- 5 カルテルと入札談合の違い
- 6 入札談合等闇与行為防止法
- 7 通常の取引と入札取引と制服の取引
- 8 課徴金・課徴金減免制度
- 9 事例
 - (1) 事例1 (9社会等を開催して合意)
 - (2) 事例2 (ハブ＆スポーツ型)
 - (3) 事例3 (入札に参加していない事業者も違反事業者)

III 私的独占

- 1 独禁法2条5項
- 2 排除と支配
- 3 一定の取引分野（不当な取引制限との多少の違い）
- 4 事例
 - (1) 事例1 (排他条件付取引による排除)
 - (2) 事例2 (様々な手段での排除)

IV 不公正な取引方法

- 1 法定5類型と一般指定・特殊指定
- 2 公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）
- 3 垂直的制限行為
 - (1) 適法・違法性の考え方（流通・取引慣行ガイドライン）
 - (2) 再販売価格の拘束
 - (3) 抱き合わせ販売
- 4-1 優越的地位の濫用
- 4-2 取適法（特定運送委託）と物流特殊指定
- 5 事例
 - (1) 事例1（再販売価格の拘束）
 - (2) 事例2（抱き合わせ販売）
 - (3) 事例3（優越的地位の濫用）
 - (4) 事例4（物流特殊指定）

V まとめ～（再び）2つ（3つ）のことを忘れないに

○会場限定パート

出席者のみなさんからのご意見・ご質問をいただきながらではありますが、たとえば、

- ・立入検査（独禁法）、立入調査（価格転嫁円滑化特別調査）、立入検査（取適法）、任意調査・正式審査
- ・独禁法コンプライアンスを推進するには何が有効か
- ・優越的地位の濫用と取適法、フリーランス法

※事前質問を募集します。事前質問につきましては、お申込み後にあらためてご案内いたします。

物流革新と取引適正化の実務対応

— 物流効率化法・貨物自動車運送事業法・下請法改正を踏まえた 荷主・運送事業者・関連事業者のリスク管理と実務対応

セミナー概要

荷主・物流事業者・関連事業者の立場から、物流2法・取適法の改正内容、物流関連契約の見直しのポイント、適正なコスト協議の方法、行政指導を受けないための実務対応等を整理し、事業者の皆様のサプライチェーンの適正化と法務ガバナンス強化につなげます。

講義時間
約 2.5 時間

講師紹介 ➤ 花本浩一郎 弁護士・ニューヨーク州弁護士 (TMI総合法律事務所 パートナー)

栗井勇貴 弁護士 (TMI総合法律事務所 名古屋オフィス シニアアソシエイト)

視聴期間等

- 視聴期間 : 2025年12月3日 (水) 10時～2026年3月31日 (火) 17時
- 視聴方法 : Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限 : 2026年3月24日 (火)
- 受講料 : 27,500円 (税込) / 1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ ドライバーの長時間労働規制強化を契機に表面化した物流現場のひっ迫 (物流2024年問題) は、単なる一過性のものではなく、持続可能な物流体制への構造改革を迫るものとなっています。こうした背景のもと、「物流二法 (物流効率化法・貨物自動車運送事業法 (トラック法))」の改正では、物流効率化の促進、荷主・元請の責任の明確化等が進められており、荷主・元請を問わず、物流効率化に向けた社内体制の整備や、下請事業者への発注適正化に向けた書面交付の義務化など、物流に関わる全ての事業者に実務的な影響を与えています。
- ◆ 同時に、来年1月には改正下請法 (中小受託取引適正化法。通称「取適法」) が施行され、発荷主の運送事業者に対する運送委託 (特定運送委託) が新たに適用対象となり、書面交付義務に加え、支払遅延、減額、買いたたき等の禁止規定が適用されます。
- ◆ このように、今般の改正は、多くの事業者に影響が及ぶとともに、政府の積極的な法執行が予想されることから、内容につき十分に理解の上で実務対応を進めることができます。
- ◆ 本セミナーでは、荷主・物流事業者・関連事業者の立場から、物流2法・取適法の改正内容、物流関連契約の見直しのポイント、適正なコスト協議の方法、行政指導を受けないための実務対応等を整理し、事業者の皆様のサプライチェーンの適正化と法務ガバナンス強化につなげます。

主要講義項目

第1部：物流二法改正が求める物流効率化・発注適正化と荷主・物流事業者・関連事業者の義務

- 1 物流効率化法
 - ・ 改正の概要
 - ・ 改正内容と企業への影響度
 - ・ 物流効率化のために取り組むべき措置
 - ・ 特定事業者の指定と中長期計画作成等の義務
 - ・ 実務上よくある問題点と当局の指導方針
- 2 貨物自動車運送事業法 (トラック法)
 - ・ 2025年4月に施行された改正の概要
 - ・ 同改正の内容と企業への影響度
 - ・ トラック事業者の取引に対する規制
 - (書面交付、実運送体制管理簿の作成、下請事業者への発注適正化、管理規程の作成・管理者の選任)
 - ・ 軽トラック事業者に対する規制
 - ・ 2025年通常国会で成立した改正の内容と企業への影響度
 - ・ 実務上よくある問題点と当局の指導方針
 - (トラック・物流Gメンの活動、勧告・氏名公表等)
 - ・ 今後の改正のスケジュール・方向性

第2部：下請法改正（取適法）の概要と物流二法との交錯領域

- ・ 下請法改正（取適法）の概要
- ・ 特定運送委託の適用基準と適用の具体例
- ・ 4条書面（取適法）と書面交付（トラック法）の異同・一本化対応
- ・ 公正取引委員会・中小企業庁の下請法執行のトレンドと違反リスク
- ・ 取適法対応で実務上特に留意すべき点

第3部：場面で学ぶ実務対応

- ・ 貨物運送契約の見直しの留意点
 - (特に運賃・料金の記載方法)
- ・ 共同配送を進める上での留意点
- ・ トラック・物流Gメンによる調査のポイントと実務対応
- ・ 取適法の「代金決定にあたっての適切な協議」のポイント
- ・ 公正取引委員会・中小企業庁による調査のポイントと実務対応





差止請求事例から学ぶ 利用規約作成・見直しのポイント

セミナー概要

差止請求訴訟制度と消費者契約法の不当条項規制を概観し、適格消費者団体による近時の差止請求事例を紹介しながら、B to C 取引を行う企業の法務担当者等が、利用規約の作成・見直しをする際の実務的な留意点を解説。典型的な不当条項だけではなく、消費者契約法 10 条該当性が問題となるような、判断が難しい条項も取り扱う。

講師紹介 小林直弥 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

2022年～2023年任期付職員として消費者庁にて勤務し、消費者契約法・消費者裁判手続特例法の改正や消費者団体訴訟制度の運用業務等を担当。主な取扱分野は、利用規約や広告・表示に関するコンサルティング、景品規制対応コンサルティング、消費者庁等による調査対応、適格消費者団体対応等。主な著作として、「企業法務のための特商法講座」（共著、NBL1286号～1296号のうち偶数号）、『BtoC Eコマース実務対応』（共著、商事法務、2022年）、『約款の基本と実践』（共著、商事法務、2020年）。

開催日程等

- 開催日程：2026年2月17日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年2月16日（月）
- 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ B to C 取引で使用される利用規約の条項が消費者契約法の不当条項規制に違反する場合、個々の消費者から条項の効力を争われる可能性がありますが、それだけでなく、適格消費者団体から差止請求を受ける可能性があります。適格消費者団体による差止請求は活発に行われており、著名な企業に対する差止請求も数多く行われています。
- ◆企業としては、差止請求を受けることにより、利用規約の変更を余儀なくされたり、場合によっては、企業名・事業の概要や適格消費者団体との協議内容が公表されるなど、事業活動に与える影響は大きいといえます。
- ◆このようなリスクを踏まえれば、企業としては、適格消費者団体から無用な差止請求を受けないよう利用規約を作成・見直すことが求められます。その際には、近時、どのような条項が適格消費者団体による差止請求の対象となっているか、また、差止請求を受けた企業がどのように対応しているかを把握することが有益です。
- ◆そこで、本セミナーでは、差止請求訴訟制度と消費者契約法の不当条項規制を概観したうえで、適格消費者団体による近時の差止請求事例を紹介しながら、B to C 取引を行う企業の法務担当者等が、利用規約の作成・見直しをする際の実務的な留意点を解説いたします。特に、本セミナーでは、典型的な不当条項だけではなく、消費者契約法 10 条該当性が問題となるような、判断が難しい条項も多く取り上げます。

主要講義項目

- I 適格消費者団体による差止請求訴訟制度
 - ・ 差止請求訴訟制度とは
 - ・ 差止請求訴訟制度の手続の流れ
 - ・ 差止請求によって企業に生じる実務上のリスク
- II 消費者契約法における不当条項規制
- III 差止請求事例を踏まえた実務対応
 - ・ 事業者の損害賠償責任の免責条項
 - ・ 契約不適合責任の期間制限に関する条項
 - ・ 消費者に対する損害賠償請求・違約金に関する条項
 - ・ 消費者の意思表示を擬制する条項（契約の自動更新・消費者の権利放棄等）
 - ・ 転売禁止に関する条項
 - ・ 消費者による解除権の行使を制限する条項
 - ・ その他、実務上参考になる条項

著作権とうまく付き合うための 総務・法務担当者用著作権法チェックポイント ～AI時代の基礎知識から使う・守る場面まで～



セミナー概要

「適法かつ自由に使うためにはどうすればよいか」ということも重視した実践的なセミナー。社内の著作権初心者、現場の従業員にどう説明すれば分かりやすいかという観点で、基礎知識から解説。

講師紹介 ▶ 池村 聰 弁護士（三浦法律事務所）

2001年弁護士登録（第二東京弁護士会）、マックス法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所。2009年から2012年6月まで文化庁著作権課に出向し、平成21年、同24年の著作権法改正作業等を担当。2019年三浦法律事務所開設。文化審議会著作権分科会専門委員（2020年～2023年法制度小委員会委員、2023年～使用料部会委員）。『はじめての著作権法』（日経文庫、2018年）、『インターネットビジネスの著作権とルール』（第2版、CRIC、2020年、共著）、『実務者のための著作権ハンドブック』（新版、CRIC、2022年、共著）他著書論文多数。

開催日程等

- 開催日程：2026年5月22日（金）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年5月21日（木）
- 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆著作権は、他の知的財産権と比較して、日常業務において極めて身近な権利であるため、侵害トラブルや炎上トラブルが多発しており、その数は年々増えているように感じます。また、著作権法は、頻繁に法改正が行われる法律でもあります。そのため著作権トラブルを防ぎつつ、うまくコンテンツを利活用するためには、著作権法の全体像と最新の動向を正しく知ることが重要になります。
- ◆本セミナーでは、自社の事業活動における著作権トラブルを防ぐために、総務・法務担当者の方に向け、制度の全体像と考え方の最新動向を示すとともに、最新の法改正の紹介をし、社内の対応を整理します。
- ◆平時の対応に関しては、一般社員の方々にありがちな勘違いや、古い認識のアップデートのポイントを示すとともに、社内の取扱いルールの再確認を行い、社内啓発にすぐにも活用いただけるポイントについて、特に近時トラブルが発生しやすい、オンライン会議やテレワーク、SNSの利用といった観点も含め、さらにはここ数年非常に話題になっている生成AIと著作権の関係についても解説します。
- ◆また、実際のトラブル事例や裁判例も豊富に紹介しながら、トラブルへの対処法、トラブルから得られる教訓を解説します。
- ◆他方で、著作権のことを必要以上に恐れるあまり、委縮してしまうと、自由な表現や発想等が妨げられてしまい、健全です。そこで、「著作権と上手くつき合っていくにはどうすればよいか」、「適法かつ自由に使うためにはどうすればよいか」ということも重視して実践的な解説をします。社内の著作権初心者、現場の従業員にどう説明すれば分かりやすいかという観点で、基礎知識から解説しますので、著作権法を基礎から学びたい方にはもちろん、社内研修のヒントをお探しの方にも受講をお勧めします。

主要講義項目

- 1 はじめに
- 2 著作権法の基礎知識
 - (1) 著作権とはどんな権利か
 - (2) 様々なものに関係する著作権
～世界は著作物で溢れてる！～
 - (3) 著作権を持つのは誰か、著作権を持つにはどうすればよいか
 - (4) 無断でやってはいけない行為はどんな行為なのか
 - (5) 安易なパクリは危険！
～どこまで似てると著作権侵害や炎上に繋がるのか～
 - (6) 意外と長い保護期間～無断で使ってよいのは何年後？～
 - (7) 例外的に無断利用OKな場合はどんな場合か
 - (8) 著作権侵害するとどうなってしまうのか
 - (9) 第三者の著作物を適法に利用するにはどうすればよいか
- 3 【ケーススタディで学ぶ】
うっかり違反を防ぎ、うまく著作権を利活用するため
の社内ルールの再確認（社内啓発の参考として）
 - (1) 会議等で他人の著作物を利用する場合の留意点
 - ・会議での参考資料としてのコピー、企画会議や株主総会等での投影資料中での利用
 - ・イントラネット共有
 - ・オンライン会議等、テレワークでの留意点
- 4 著作権に関する契約実務のポイント
- 5 侵害発生時の行動フロー
 - (1) 侵害する立場に置かれたとき
 - ・侵害が発覚した場合
 - ・侵害警告を受けた場合
 - (2) 自社の権利が侵害されたとき
- 6 おわりに
 - (1) 著作権法とうまく付き合うヒント
 - (2) 望ましい社内体制



ベーシック景品表示法

書籍無料贈呈

セミナー概要

実務対応に際し必要な範囲で、景品表示法の基本的な内容を「ざっくり学ぶ」ことを目的に、表示規制に関し、事例を通じて、違反行為の要件を中心に解説。また、生成AIを用いた表示作成・公表時における景品表示法上の注意点等についても解説。

講師紹介 古川昌平 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

2007年12月弁護士登録。大江橋法律事務所（大阪事務所）。2014年4月～2016年3月、任期付職員として消費者庁にて勤務し、景表法改正法の立案や施行準備業務等を担当。同年4月～大江橋法律事務所（東京事務所）。

主な取扱分野は、消費者庁等による調査対応、適格消費者団体対応、BtoC-Eコマースに関するものを含む多様な広告・表示や約款・規約に関するコンサルティング、景品規制対応コンサルティングなど。

主な著作として『実務担当者のための景表法ガイドマップ』（商事法務、2024年）、『BtoC-Eコマース実務対応』（商事法務、2022年）（共著）

- 開催日程等
- 開催日程：2026年5月13日（水）14時～17時30分（質疑応答込み）
 - 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
 - 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年5月12日（火）
 - 受 講 料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

◆景品表示法は、企業が一般消費者向けの表示や景品類提供を行う場合に適用されます。一般消費者向けのマーケティングを行う際には、業種や規模を問わず遵守が求められます。例年、表示規制に関して積極的に執行・運用されており、現実的な対応の必要性が高い分野の1つといえます。

◆ステルスマーケティング規制の導入（2023年10月）やQ&Aの公表（2024年秋）といった動向や、昨今の措置命令等の動きを踏まえ、アップデートを図りつつ、法遵守のための対応をとる必要があります。他方で、担当者の異動などもあり、企業内での情報等の集約や蓄積が間に合わないこともあるとのお話を接することができます。また、景品規制に関し、業務に際して必要な範囲で個別に検討することはあるものの、全体を概観する機会は多くはないのではないかと思われ、概観する機会があることは有益ではないかと考えます。

◆そこで、本セミナーでは、実務対応に際し必要な範囲で、景品表示法の基本的な内容を「ざっくり学ぶ」ことを目的に、表示規制に関し、事例を通じて、違反行為の要件を中心に解説いたします。生成AIを用いた表示作成・公表時の注意点等についても触れたいと思います。また、景品規制に関しても概観いたします。

※基本的に平時の実務対応に必要な内容を想定しており、有事対応に関わる課徴金や確約の制度や手続については、詳細には立ち入らず、概観します。

※参考書籍『実務担当者のための景表法ガイドマップ』（商事法務、2024年）を無料贈呈。

主要講義項目

I 景表法による表示規制（2時間強を想定）

- 1 表示規制の概要（違反要件整理、リスク概観等）
- 2 措置命令事例を通じた優良誤認表示・有利誤認表示該当性に関する考え方整理
(打消し表示、比較広告、No.1表示、価格表示、期間限定表示などを概観)
- 3 優良誤認表示に関する特別な手続（不実証広告規制）
- 4 原産国表示やおとり広告に関する規制対応概要
- 5 誰が景表法の適用を受けるのかに関する、供給主体性および表示行為主体性の確認
- 6 ステマ規制対応概要

II 景表法による景品規制（1時間弱を想定）

- 1 景品規制の概要（禁止行為の要件整理、リスク概観等）
- 2 「景品類」該当性（顧客誘引性、取引付随性、値引該当性等）
- 3 景品提供主体
- 4 景品制限告示と総付制限告示の概要、個別の検討
- 5 ポイントプログラムと景品規制の関係概観

ゼロからはじめる利用規約

セミナー概要

書籍無料贈呈・今月より配信

講義時間

約3時間

利用規約・プライバシーポリシーはじめて携わる新任者を対象に、通常の契約との違いや定型約款に関する基礎知識、さらには規約作成時の実務ポイントまで、ひな形を用いてわかりやすく解説します。

講師紹介 大原滉矢 弁護士（弁護士法人飛翔法律事務所）

弁護士法人飛翔法律事務所 パートナー弁護士、大阪弁護士会所属

略歴 大阪府東大阪市出身、平成23年 私立近畿大学附属高等学校 卒業、平成27年 京都大学法学部 卒業、

平成29年 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻 修了、平成31年 弁護士登録・弁護士法人飛翔法律事務所入所

主な取扱分野 企業法務に関する日常相談、各種契約書・利用規約の作成確認業務（英文契約書を含む）、債権回収、労務管理、M&A関連法務、不動産関連法務、相隣関係トラブル、債務整理、交通事故、少年事件、遺言相続等

視聴期間等

- 視聴期間：2026年2月5日（木）10時～2026年4月6日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月30日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

<申込画面>



講座開設の趣旨

- ◆不特定多数の顧客に対してサービスを提供する場合には、個別の契約締結ではなく、利用規約の形で契約関係を規律することが必要となります。その際には、民法において定められる定型約款に関する知識が必要不可欠となりますので、この点を基礎から解説いたします。
- ◆さらに、一般的な利用規約において見受けられることの多い典型的な条項に関し、当事務所より出版済みの参考書籍のひな形を基にした逐条解説を行います。
また、プラットフォーム上での多方向の取引が想定される場合においては、プラットフォーマーとしての特有の責任を負う場面がありうるため、そのような場面におけるトラブル防止・対応策についての解説を行います。
- ◆加えて、プライバシーポリシーに関し、その背景となる個人情報保護法に関する基礎知識と、これに基づいた具体的なプライバシーポリシーの作成方法を解説いたします。その他、ウェブサービス事業の実務に関連する周邊のお役立ち知識についてご解説いたします。
- ◆以上のようなプログラムを通じて、主としてビギナーを対象に基礎からわかりやすく解説し、関連する領域における法務担当者として、必要となる知識や実務への知見を身に着けていただくことを目的としております。

※参考資料として、弁護士法人飛翔法律事務所編『ゼロからはじめる利用規約～ウェブサービス事業者のための作成マニュアル～』（商事法務、2025年）を無料贈呈。

主要講義項目

I ウェブサービス法務と定型約款

- ・「約款／定型約款／契約書」の違いと要件
(契約内容化・不当条項・変更)
- ・同意・周知・記録

II 利用規約の基本構造

- ・コンテンツ提供型のひな型→逐条の要点
- ・多数当事者型のひな型→逐条の要点
- ・その他、利用規約作成時の注意点

III 規約変更時のポイント

- ・“変える前・変えた後”的ToDo

IV プライバシーポリシー（PP）の基礎

- ・PPの役割／利用規約との違い／個人情報保護法の必須記載
- ・第三者提供・委託・共同利用の書き分け／問い合わせ窓口の置き方
- ・「外部送信規律」の注意
- ・その他、関連する個人情報保護法についての基礎知識について

V 利用規約にまつわるその他の周辺知識について

- ・よくあるQ&A
- ・その他





はじめてでもわかる ビジネスの流れで理解する個人情報保護法

書籍無料贈呈

セミナー概要

名刺交換や従業員情報の管理といった身近なビジネス場面を切り口に、取得・利用・管理・漏えい対応までを一連の流れで解説します。クラウドやAI活用、委託先管理など最新の実務動向も踏まえ、初学者にも現場の実務担当者にも役立つ内容です。

講師紹介 木村 一輝 弁護士（丸の内総合法律事務所）

2014年早稲田大学法学部卒業、同年新司法試験合格。2015年弁護士登録、同年丸の内総合法律事務所入所。2022年個人情報保護委員会へ出向、2024年丸の内総合法律事務所復帰。個人情報保護法対応、株主総会、M&A、紛争対応を含む企業法務全般を担当している。『設例で学ぶ 個人情報保護法の基礎』（商事法務、2024）、『設例で学ぶ個人情報管理と漏えい等対応』（商事法務、2025）ほか著書多数。

開催日程等

- 開催日程：2026年6月3日（水）14時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2026年6月2日（火）
- 受 講 料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆個人情報保護法は様々な概念が出てくるためわかりにくく、とっつきにくい内容です。また、個人情報保護法の一般的な考え方を説明する講義は多数ありますが、実際のビジネスの現場で何をしなければならないのかがわかりにくい場合があります。さらに言えば、現在ではクラウド・AIの利用や、委託先を使った事業における委託先管理など、新たな問題も出てきています。
- ◆この講義では、講師が個人情報保護委員会に出向していた時に得た実務の動向を踏まえて、具体的なビジネスの現場で何をしなければならないかを具体的な場面に応じてわかりやすく、また、他の法律に触れながら、個人情報保護法を解説します。
- ◆個人情報保護法がわからない、個人情報の漏えいが問題になっているのはわかるが、どうすれば良いかわからない、という方向けの内容ですので、総務・法務部門の方だけではなく、営業部門の方も含めて、個人情報保護法を一から勉強したい方、個人情報保護法はわかっているものの、ビジネスの現場や他の法律から見た個人情報保護法を勉強したい方にもおすすめです。

※参考書籍として『設例で学ぶ個人情報管理と漏えい等対応』（商事法務、2025年）を無料贈呈。

主要講義項目

- I 名刺交換から見る個人情報保護法
 - ・名刺に記載された情報と個人情報～個人情報の定義～
 - ・名刺をもらう場合に対応すべき事項～利用目的の特定、通知・公表等～
 - ・名刺を利用した連絡～利用目的の範囲内での利用～
 - ・名刺の管理～名刺管理ソフトを例にして講じるべき安全管理措置、クラウドの利用～
 - ・名刺の社内共有～第三者提供～
- II 従業員の情報管理から見る個人情報保護法
 - ・従業員の情報の取得
 - ・従業員の健康診断、LGBTQ+に関する情報の取扱い～要配慮個人情報～
 - ・従業員の監視～適正取得～
 - ・従業員のデータの利活用～プライバシー・AIの利用～
- III 個人情報リスクへの統合的対応—ガバナンス体制・安全管理措置・漏えい時対応～
 - ・個人情報の安全管理の実務（最近の漏えい事例を踏まえて）
 - ・委託先の管理
 - ・ガバナンス体制の構築
 - ・漏えい等事案の対応の実務（平時から準備しておくことを中心に）

ルールを知り、攻めに転じる 最新制度×ケーススタディで学ぶ データ活用とプライバシーポリシー実務



セミナー概要

データ活用を進めるうえで、法規制の理解は不可欠です。本セミナーでは、最新制度と実例を通じて、実務担当者が直面する「使いたいけれど使えない」課題を解きほぐし、戦略的な利活用のヒントとプライバシーポリシー策定の要点を解説します。

講義時間
約3時間

講師紹介 ➤ **影島広泰** 弁護士（牛島総合法律事務所）

一橋大学法学部卒業。2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『個人情報関連法令スピードチェック』（商事法務、2024）、『法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典〔第2版〕』（商事法務、2021）ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2025の「TMT（技術、メディア及び通信）」でLeading individuals。

視聴期間等

- 視聴期間：2026年1月14日（水）10時～2026年3月16日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年3月9日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆データをどう利活用するかという課題に取り組むうえでは、自社で保有・収集するデータの分析もさることながら、データをめぐる規制が障壁とならないようにしなければなりません。データを使いこなすためには、ルールについて深く本質的に理解することが必要です。
- ◆本セミナーでは、現に個人データのビジネス利用に取り組んでいるものより深い理解を得たいと考えているご担当者、またはこれから本格的に取り組みたいと考えている会社のご担当者を対象に、新たなビジネスの検討や、企画にゴーサインを出すかどうかのジャッジ等、データビジネスを支援するうえで知っておくべき法的知識と、備えておくべき実務感覚を提供したいと考えています。具体的な活用場面を想定したケース・スタディとQ&Aを用いながら、どのようにデータを利活用するか、その際の規制対応を含めた実務ポイントを解説します。
- ◆最新の規制をケース・スタディで紐解きながら、より戦略的にデータを活用するためのヒントから、ユーザからの同意の要否、プライバシーポリシーの作り方のポイントまでを解説します。

主要講義項目

- I Cookieと個人関連情報の活用
～改正法の影響を含めて～
 - 1. データの利活用に関する個人情報保護法の規制
 - (1) 個人情報とは
 - (2) 利用目的の特定
 - 2. 個人データと個人関連情報の提供の際のルール
 - (1) 個人データの提供と同意・委託
 - (2) 個人関連情報の提供と同意
 - 3. 知っておくべきWeb周りの技術
 - (1) Cookieとは
 - (2) その他の技術
 - 4. ケース別：同意の要否・表示すべき文言・同意の取り方
 - (1) 個人関連情報の提供の場合
 - (2) 個人データの提供の場合
 - (3) データ受領の場合
 - (4) 提供していない場合

II グループ内でのデータ共有

- 1. 過去に収集した個人データを共同利用できるのか
- 2. 共同利用についてのプライバシーポリシーの記載のポイント
- 3. グループ内での情報共有についての契約のポイント

III 蓄積されたデータの利活用

- 1. 匿名加工情報
- 2. 仮名加工情報
 - (1) どのような場面で使えばよいのか
 - (2) 共同利用

IV プライバシーポリシーの課題と実務対応

- 1. プライバシーポリシー改訂のポイント
- 2. 新たなビジネスについてのGo/No Goの判断
- 3. DX・データ利活用のビジネスのポイント
 - (1) データのオーナーシップ
 - (2) 契約の重要性



公益通報対応業務従事者入門講座

～法務経験の有無を問わずに学べる公益通報制度の意義とポイント～

セミナー概要

「内部通報に関する実務講座」・法人申込み

企業の不正調査、コンプライアンス案件に精通した2名の弁護士が公益通報制度の意義から実務対応のポイントまでを分かりやすく短時間で解説。

講義時間

約1.5時間

講師紹介 竹内 朗 弁護士・公認不正検査士（プロアクト法律事務所 代表パートナー）

1996年弁護士登録。2001-06年日興コーディアル証券（現SMBC日興証券）法務部勤務。2010年企業リスクマネジメントを専門とする同事務所開設。これまで上場会社5社の社外取締役・監査役を歴任。第三者委員会調査も多数手がける。2023年12月日本経済新聞社「企業法務税務・弁護士調査」危機管理分野で総合ランキング5位。『図解不祥事のグローバル対応がわかる本』『図解不祥事の予防・発見・対応がわかる本』『図解不祥事の社内調査がわかる本』（中央経済社）『企業不祥事インデックス第3版』（商事法務）など著書多数。月刊監査役に「企業不祥事の事例分析」シリーズを不定期掲載。

岩渕恵理 弁護士・公認不正検査士（プロアクト法律事務所 カウンセル）

2016年弁護士登録、2016～19年三井住友信託銀行㈱証券代行コンサルティング部勤務、2019年より同事務所所属。専門は企業のリスクマネジメント、有事の危機管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス等。上場会社を含む複数の社外取締役に就任。

『図解不祥事の予防・発見・対応がわかる本』（中央経済社）、『図解不祥事の社内調査がわかる本』（中央経済社）、『図解不祥事のグローバル対応がわかる本』（中央経済社）などを執筆。

- 視聴期間：2025年10月29日（水）10時～2026年10月30日（金）17時
 ● 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
 ● 申込期限：2026年10月29日（木）
 ● 受講料：5,500円（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

- ◆企業にとって公益通報とは、自社におけるリスク情報を早期に把握するための重要な手段の1つです。
- ◆企業および公益通報対応業務従事者（以下、従事者）は公益通報者保護法に沿った対応を求められていることから、従事者には同法への理解が求められるところではありますが、法務部ではない方（法学部等出身ではない方）が従事者に指定されることも少なくありません。
- ◆いざ、通報対応をしようとした際に、リスク情報を早期に把握する手段であるという点を理解せずに、例えば「懲戒にあたるかどうか」のみを基準に対応をしてしまい、「懲戒までには至らない」と思われる通報を軽んじてしまうということや、通報者の意に沿わない対応や通報者に不利益が及びかねない対応をしてしまい問題になるという話も聞きます。そのような通報対応を行った結果、内部通報制度への社内の信頼を損ない、結果として重要な通報案件が外部通報され、自社の企業価値を低下させてしまうこともあります。
- ◆本セミナーでは企業の不正調査、コンプライアンス案件に精通した竹内朗弁護士、岩渕恵理弁護士を講師に迎え、公益通報制度の意義から実務対応のポイントまでを分かりやすく短時間でご解説いただきます。
- ◆従事者に指定された方にまず第一歩としてご受講いただきたいセミナーです。

※本セミナーでは法人申込を受け付けています（法人申込は1社につき33,000円（税込））。法人申込では1口の申込で何名でもご受講いただけます（同一法人内に限る）。

主要講義項目

- I 従事者の意義・従事者としての心構えと必要な知識
- リスクの早期発見の重要性
 - 内部通報制度に対する信頼と企業価値の向上
 - 公益通報者保護法のポイント
- II 通報の流れに沿った基本的な通報対応の手順
- 通報の受付
 - 通報内容の聞き取り
 - 聞き取りの際のポイント
- III 客観的証拠に関する調査におけるポイント
- 客観的証拠の類型
 - 社員の調査協力義務
 - 社員のプライバシーとの関係
- IV ヒアリング調査におけるポイント
- ヒアリングの意義・目的
 - 対象者の選択

- 3 時間と場所の設定
 4 ヒアリングの流れ
 5 ヒアリングの録画・録音

V 面談記録・調査報告等の作成におけるポイント

- 記録・報告書作成の意義
- 事実認定の手法
- ないことの証明
- グレー認定

VI 通報後の対応

- 通報者に対するフィードバック
- 被通報者に対する対応・懲戒処分
- 原因分析と再発防止

VII まとめ

中国の制度、文化から学ぶ 中国業務担当者・赴任者のための「いろは」

セミナー概要

書籍無料贈呈・今月より配信

講義時間

約1時間

日中双方の相互理解を促し、信頼を基盤としたWin-Winの関係構築を図ることで、より効果的な中国業務の推進に寄与することを目指す。

講師紹介 李 丹丹 氏（花王株式会社）

法務部門 マネジャー（中華圏担当）、法務部 グローバル推進担当マネジャー

1999年に来日し、神戸大学大学院法学修士、神戸大学大学院法学院研究科博士後期課程修了。

2009年、花王株式会社入社。法務部事業法務第1グループリーダーを経て現職。契約・事業法務を中心に、家庭品事業、ケミカル・SCM事業、化粧品事業の日本国内業務および中華圏・グローバル業務を従事。中国での合弁事業立ち上げ、現地法人設立、代理店契約の交渉・運営など、数多くの案件を手掛けてきた。

視聴期間等

- 視聴期間：2026年2月12日（木）10時～2026年4月13日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2026年4月6日（月）
- 受講料：4,950円（税込）／1名分

（申込画面）



講座開設の趣旨

◆本セミナーは、中国業務担当者および中国赴任者、とりわけ法務・コンプライアンス担当者を対象に、中国の法制度と文化的背景への理解を深め、実務に役立つ知識と対応力を養うことを目的とします。

◆制度や文化の相違を事前に把握し、業務に取り入れることで現地での対応が円滑になり、法令遵守に基づく健全な事業運営とトラブル予防につながります。参加者には書籍『中国法務最前線——実務担当者のリアル』を一冊進呈します。本書は現地子会社での具体的な事例を物語形式で示し、各シチュエーションごとに法規・制度を解説することで、実務感覚を身につける一助となります。

◆併せて本セミナーでは、日中双方の相互理解を促し、信頼を基盤としたWin-Winの関係構築を図ることで、より効果的な中国業務の推進に寄与することを目指します。

※参考書籍として『中国法務最前線——実務担当者のリアル』（商事法務、2025年）を無料贈呈。

商事法務ビジネス・ロー・スクール 申込要領・注意事項

- 受講のお申込みは、弊社WEBサイト（<https://www.shojihomu.co.jp/>）の各セミナー案内画面からお申し込みください。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込みください。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- キャンセルは、会場受講の場合、開催日以降（複数講のセミナーの際は第1講の開催日以降）はお受けいたしません。WEB受講の場合、視聴用URLのご案内後のキャンセルはお受けいたしません。また、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについては講義資料等発送後のキャンセルはお受けいたしません。
- ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 一部のセミナーについては法律事務所に所属されている方の受講をご遠慮いただいております。弊社WEBサイトの各セミナー案内画面でご確認ください。
- 上記のほか、講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
- 発熱、ひどい咳等体調不良の兆候がある場合は、セミナーへのご出席をお控えください。

なお、受付時等に前記のような兆候が認められる場合、ご退室をお願いする場合がございます。

商事法務WEBサイトはこちら



* 今回の会場開催セミナー *

<p>カスハラ対応の最前線－施行前に総点検！ 従業員を守る組織づくりと法務実務</p> <p>講師：中山泰章 弁護士</p> <p>開催日：2/10（火）14:00-17:00</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：2/9（月）</p> <p>受講料：33,000円（税込）／1名分</p>	<p>企業の内部資料の開示経路と実務対応</p> <p>講師：吉川 慶 弁護士</p> <p>開催日：2/13（金）14:00-17:00</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：2/12（木）</p> <p>受講料：33,000円（税込）／1名分</p>	<p>上場ファミリービジネス・オーナー企業におけるアカティビスト対応のポイント</p> <p>講師：中尾匡利 弁護士</p> <p>開催日：2/16（月）10:00-12:30</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：2/13（金）</p> <p>受講料：27,500円（税込）／1名分</p>
<p>法務担当者のためのインサイダー取引規制対応の実務</p> <p>講師：戸嶋浩二 弁護士 他</p> <p>開催日：2月16日（月）14:00-17:30</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：2/13（金）</p> <p>受講料：33,000円（税込）／1名分</p>	<p>差止請求事例から学ぶ 利用規約作成・見直しのポイント</p> <p>講師：小林直弥 弁護士</p> <p>開催日：2/17（火）14:00-17:00</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：2/16（月）</p> <p>受講料：33,000円（税込）／1名分</p>	<p>企業法務担当者のための実務対応ガイド ～事例で学ぶ、現場で迷わないための法令の勘所～（全2回）</p> <p>講師：玉置貴広氏・野澤大和 弁護士 他</p> <p>開催日：2/19（木）13:00-17:00</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：2/18（水）</p> <p>受講料：44,000円（税込）／1名分</p>
<p>事例と判例から学ぶ ハラスマントの最新知識 －人事・法務・コンプライアンス担当者が押さえるべき実務対応－</p> <p>講師：五三智仁 弁護士</p> <p>開催日：2/24（火）14:30-17:00</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：2/20（金）</p> <p>受講料：27,500円（税込）／1名分</p>	<p>激動するビジネスルールの動向2026 ～新しいルールを経営の武器とするために～</p> <p>講師：澤口 実 弁護士</p> <p>開催日：2/26（木）14:30-17:00</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：2/25（水）</p> <p>受講料：27,500円（税込）／1名分</p>	<p>株式会社法総合基礎講座 ～「会社法」の必須知識を体系的に総合解説～（全12回）</p> <p>講師：河内隆史 明治大学名誉教授 他</p> <p>開催日：2/5（木）～3/10（火）10:00-12:00</p> <p>会場：株式会社商事法務 会議室（日本橋）</p> <p>定員：40名 申込締切：3/9（月）</p> <p>受講料：99,000円（税込）／1名分</p>
<p>＊＊アイコンのご説明＊＊</p>		

NEW

新規開講またはオンデマンド配信の募集が開始されるものとなります。

会場
限定

会場での開講のみとなり、当日のLIVE配信や後日のオンデマンド配信が予定されていないものとなります。

会場
開催

会場で開講されるセミナーとなります（基本的には後日のオンデマンド配信も予定されております）。

収録
配信

録画された講義をオンデマンドで一定期間配信するものとなります。

割引有

通常価格とは別に早割等の割引価格の設定があるものとなります。

交流会

講義とは別に講師および受講生同士の親睦を深める場を設定しているものとなります。

LIVE
配信

開講と同時にzoom等で配信を行い、講師への質問の機会などを設けているものとなります。

再募集

過去に募集期間が終了したもので好評だったものを再度オンデマンドで配信するものとなります。

* * ご意見・ご要望をお寄せください * *

過去に開催したセミナーの再配信や新規企画のご要望などがございましたら、ぜひ、下記アドレスあてにメールをお寄せください。企画や再配信セミナー選定時の参考にさせていただきます。

メールアドレス：law-school@shojihomu.co.jp

お問
合せ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2（日本橋フロント3階）

株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール（URL <https://www.shojihomu.co.jp/>）

TEL 03（6262）6761（ダイヤルイン） E-mail law-school@shojihomu.co.jp